

CZ-4-3



1200404246509

第二國會制定法

参議院法制局編纂

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

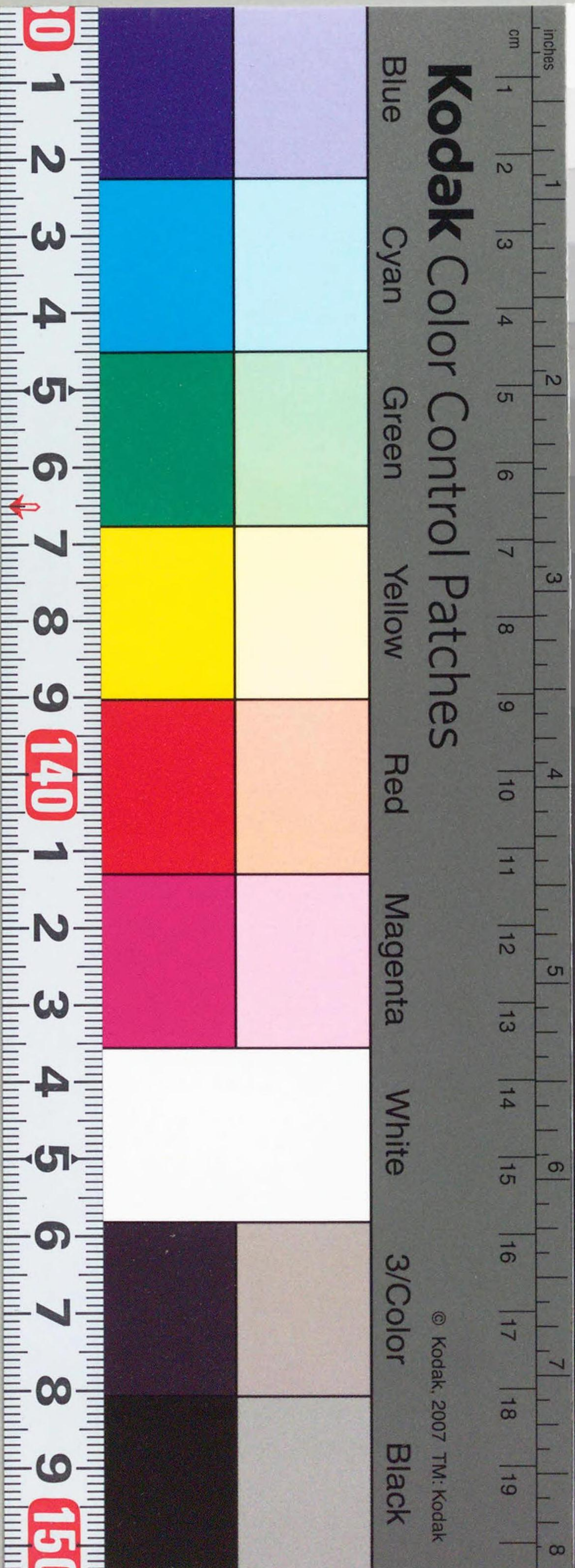


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak





第二國會制定法

參議院法制局編纂

~~320~~
~~10/15~~

CZ
4
3



133346

第二國會制定法編纂例

一、本書は、第二回國會の制定にかかる法律を、その部門別にしたがつて集録したものである。

一、第二國會を通過した法律は、これを全部もれなく集めたわけであるが、なおその外に、第二國會で承認した條約或は第二國會の議決であつて法律の内容を補うと認められるもの等をも、便宜上集録することにした。

一、集録に當つては、國會制定法を大別して、左の七部門とした。

- (1) 政治法
- (2) 行政法
- (3) 司法法
- (4) 財政法
- (5) 經濟法

(6) 文化法

(7) 社会法

一、如上の各部門に如何なる法律を属せしめるかについては、理論的に首尾一貫した分類を貫くことは極めて困難であるため、ここでは比較的無難と思われる基準によつて大別し、その欠陥はすべて巻末に附した索引の利用によつて補うことにした。

一、各部門のうちでは、第二國會においてあらたに制定された法律と、在來の法律の一部を改正する法律として制定されたものとの二群に分かつて配列した。

尤も、在來の法律に対する改正法であつても、いわゆる全文改正にかかるとは、新制定法の群に属せしめた。なおまた、一部改正法であつても、それが新制定法の關係法規の整備を目的としたものは、利用の便宜上、両者を一括して掲載した。

一、法律公布の年月日及び法律番号は題名の下に掲げ、主任大臣の署名あるものは、これを法律番号の下に略記する。内閣総理大臣の場合は、主任大臣としての署名は勿論掲げておくが、主任大臣との連署は、すべての法律に共通なので、簡略を期するため、これを省いておく。

一、巻頭に部門別及び法律件名別の目次をつけるほか、巻末に法律番号順索引、件名索引、部門別要目索引及び改廢法令索引をもつけておく。

昭和二十三年七月

参議院法制局

國會制定法編纂委員

第二國會制定法 目次

第一 政治法

一 新制定法

- (1) 政治資金規正法……………三
- (2) 選挙運動等の臨時特例に関する法律……………一六
- (3) 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律……………三三
- (4) 国立国会図書館法……………三三
- (5) 国立国会図書館建築委員会法……………二六
- (6) 議院法制局法……………二六

二 一部改正

- (1) 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律……………二九
- (2) 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律……………二九
- (3) 衆議院議員選挙法の一部を改正する法律……………三〇
- (4) 国会法の一部を改正する法律……………三三
- (5) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………三六

第二國會制定法

- (6) 議院事務局法の一部を改正する法律…………… 完
- (7) 国会職員法の一部を改正する法律…………… 完
- (8) 裁判官彈劾法の一部を改正する法律…………… 四一

三 議 決

- 日本國憲法第八條の規定による議決…………… 四四

四 條 約

- (1) 万國郵便條約…………… 四四
- (2) 小包郵便物に関する約定…………… 七一

第二行政法

一新制定法

- (1) 國家行政組織法…………… 九九
- (2) 國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律…………… 一〇一
- (3) 政務次官の臨時設置に関する法律…………… 一〇三
- (4) 賠償廳臨時設置法…………… 一〇三
- (5) 行政管理廳設置法…………… 一〇四
- (6) 經濟調査廳法…………… 一〇五

- (7) 連絡調整事務局臨時設置法…………… 一一三
- (8) 新聞出版用紙制当事務廳設置法…………… 一二四
- (9) 引揚同胞対策審議會設置法…………… 一二六
- (10) 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法…………… 一二七
- (11) 國立光明寮設置法…………… 一二八
- (12) 農業改良局設置法…………… 一二八
- (13) 水産廳設置法…………… 一三〇
- (14) 石炭廳設置法…………… 一三一
- (15) 中小企業廳設置法…………… 一三三
- (16) 工業技術廳設置法…………… 一三四
- (17) 海上保安廳法…………… 一三七
- (18) 電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律…………… 一三九
- (19) 建設省設置法…………… 一四一
- (20) 通信職員訓練法…………… 一三七
- (21) 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律…………… 一三六
- (22) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭二二法二二六)…………… 一三九
- (23) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭二三法八)…………… 一四〇

(24)	政府職員の俸給等に関する法律	一四〇
(25)	政府職員の新給與実施に関する法律	一四二
(26)	昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律	一四七
(27)	國家公務員共済組合法	一四九
(28)	恩給法臨時特例	一五〇
(29)	行政代執行法	一五五
(30)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	一五六
(31)	警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	一六六
(32)	警察官等職務執行法	一六八
(33)	風俗営業取締法	一八一
(34)	消防法	一八三
(35)	地方財政法	一九二
(36)	地方税法	一九九
(37)	地方配付税法	二〇三
二 一 部 改 正		
(1)	行政官廳法等の一部を改正する法律(昭二三法四五)	二四一
(2)	行政官廳法等の一部を改正する法律(昭二三法六五)	二四三

(3)	法務廳設置法等の一部を改正する法律	二四三
(4)	造幣局官制の一部を改正する法律	二四三
(5)	厚生省官制の一部を改正する法律	二四四
(6)	商工省官制の一部を改正する法律	二四四
(7)	運輸省官制の一部を改正する法律	二四五
(8)	恩給法の一部を改正する法律	二四五
(9)	警察法の一部を改正する法律	二五五
(10)	消防組織法の一部を改正する法律	二五七
(11)	地方自治法の一部を改正する法律(昭二三法一四)	二五七
(12)	地方自治法の一部を改正する法律(昭二三法三二)	二五七
(13)	海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律	二五七
(14)	地方自治法の一部を改正する法律(昭二三法一七九)	二五六
(15)	地方自治法の一部を改正する法律(昭二三法一八〇)	二六四
三 承 認		
(1)	地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、檢疫所の増設に關し承認を求めるの件	二六五
(2)	地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、稅務署の増設に關し承認を求めるの件	二六五
(3)	地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海	二六五

上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件……………二六五

(4) 國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、臨時
人事委員会の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件……………二六六

(5) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件……………二六六

(6) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び稅務署の増設に関し承認を
求めるの件……………二六六

(7) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、經濟調查廳法第十三條第一項の規定に
よる地方經濟調查廳の設置に関し承認を求めるの件……………二六八

四 議 決……………二六九

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員會委員旅費支給額に関し議決を
求めるの件……………二六九

第三 司法法

一 新 制 定 法……………二七三

(1) 判事補の職權の特例等に関する法律……………二七三

(2) 檢察審査會法……………二七四

(3) 裁判官の報酬等に関する法律……………二八一

(4) 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律……………二八三

(5) 檢察官の俸給等に関する法律……………二八四

(6) 昭和二十三年六月以降の檢事等の俸給等に関する法律……………二八五

(7) 行政事件訴訟特別法……………二八六

(8) 人身保護法……………二八八

(9) 戶籍手数料の額を定める法律……………二九〇

(10) 輕犯罪法……………二九一

(11) 刑事訴訟法……………二九三

(12) 少年法……………二九三

(13) 少年院法……………二九三

二 一 部 改 正……………三六六

(1) 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律……………三六六

(2) 檢察廳法の一部を改正する法律……………三六六

(3) 昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措施に関する法律)等の一部を
改正する法律……………三六七

(4) 商法の一部を改正する法律……………三六八

- (5) 有限会社法等の一部を改正する法律……………三六九
- (6) 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一部を改正する法律……………三七〇
- (7) 民事訴訟法の一部を改正する法律……………三七〇
- (8) 民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律……………三七八

第四 財政法

一新制定法

- (1) 財政法第三條の特例に関する法律……………三六三
- (2) 不正保有物資等特別措置特別会計法……………三六三
- (3) 外國貿易特別円資金特別会計法……………三六五
- (4) 國營競馬特別会計法……………三六六
- (5) 政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律……………三六八
- (6) 大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律……………三六九
- (7) 大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律……………三六九

- る繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………三六九
- (8) 大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………三六九
- (9) 國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律……………三九〇
- (10) 政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律……………三九一
- (11) 当せん金附証券法……………三九一
- (12) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律……………三九四
- (13) 電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律……………三九五
- (14) 不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律……………三九七
- (15) 取引高税法……………三九七
- (16) 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律……………四〇二
- (17) 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律……………四〇二
- (18) 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律……………四〇三
- (19) 政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律……………四〇四

(20)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律	四二四
(21)	小額紙幣整理法	四二五
(22)	製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律	四二七
(23)	製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律	四二七
(24)	國有財産法	四二八
(25)	旧軍用財産の貸付及び讓渡の特例等に関する法律	四二八
二 一 部 改 正		
(1)	會計法の一部を改正する法律	四二八
(2)	金資金特別會計法の一部を改正する法律(昭二三法一七)	四二八
(3)	金資金特別會計法の一部を改正する法律(昭二三法三四)	四二八
(4)	貿易資金特別會計法の一部を改正する法律	四二九
(5)	食糧管理特別會計法の一部を改正する法律	四三〇
(6)	薪炭需給調節特別會計法の一部を改正する法律	四三〇
(7)	昭和二十二年法律第七十号(大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律)の一部を	

改正する法律.....四三二

(8)	大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律	四三一
(9)	所得税法の一部を改正する等の法律	四三一
(10)	臨時通貨法の一部を改正する法律	四三九
(11)	煙草專賣法の一部を改正する等の法律	四三九
(12)	たばこ專賣法の一部を改正する法律	四七四

第五 經 済 法

一 新 制 定 法四七九

(1)	事業者團體法	四七九
(2)	公認會計士法	四八八
(3)	物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律	四九九
(4)	会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律	五〇一
(5)	減額社債に対する措置等に関する法律	五〇一
(6)	臨時資金調整法を廢止する法律	五〇四

(7)	臨時資金調整法の廢止に伴う措置に関する法律	五〇四
(8)	割増金附貯蓄の取扱に関する法律	五〇五
(9)	証券取引法	五〇六
(10)	損害保険料率算出団体に関する法律	五〇九
(11)	保険募集の取締に関する法律	五五三
(12)	連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律	五五九
(13)	食糧確保臨時措置法	五六一
(14)	農業改良助長法	五五八
(15)	指定農林物資検査法	五七三
(16)	輸出入植物檢疫法	五七七
(17)	農藥取締法	五八一
(18)	運畜法	五八六
(19)	競馬法	五八八
(20)	馬匹組合の整理等に関する法律	五九六
(21)	獸医師会及び裝蹄師会の解散に関する法律	五九八
(22)	自轉車競技法	六〇〇

(23)	輸出品取締法	六〇二
(24)	石炭鉱業権等臨時措置法	六〇五
(25)	國有鐵道運賃法	六一三
(26)	港則法	六一六
(27)	港域法	六二二
(28)	木船保險組合の解散に関する法律	六五四
(29)	郵便爲替法	六五五
(30)	郵便振替貯金法	六六二
(31)	簡易生命保險事業における戦争危険に因る死亡に基く保險金の支拂による損失の補てんに 関する法律	六七六
(32)	電信電話料金法	六七六
二 一 部 改 正		
(1)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律	六九〇
(2)	復興金融庫法の一部を改正する法律(昭二三法七)	六九〇
(3)	復興金融庫法の一部を改正する法律(昭二三法二四)	六九一
(4)	復興金融庫法の一部を改正する法律(昭二三法一五〇)	六九一
(5)	金融機關再建整備法の一部を改正する法律	六九一

第二國會制定法

- (6) 有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律……………六九七
- (7) 肥料配給公團令の一部を改正する法律……………六九八
- (8) 農業災害補償法の一部を改正する法律……………六九八
- (9) 農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律……………六九九
- (10) 森林資源造成法の一部を改正する法律……………七〇〇
- (11) 家畜傳染病予防法の一部を改正する法律……………七〇〇
- (12) 特許法等の一部を改正する法律……………七〇一
- (13) 弁理士法の一部を改正する法律……………七〇六
- (14) 水先法の一部を改正する法律……………七〇六
- (15) 漁船保險法の一部を改正する法律……………七〇七
- (16) 郵便法の一部を改正する法律……………七一一
- (17) 郵便法等の一部を改正する法律……………七一一

第六 文化法

一新制定法

- (1) 日本學術會議法……………七二七

第七 社会法

一新制定法

- (2) 教育委員會法……………七三三
- (3) 教科書の發行に関する臨時措置法……………七三四
- (4) 公立高等學校定時制課程職員費國庫補助法……………七三五
- (5) 市町村立學校職員給與負擔法……………七三六
- (6) 國民の祝日に関する法律……………七三六
- (7) 夏時刻法……………七三七
- 一一 一部改正……………七三八
- 學校教育法及び義務教育費國庫負擔法の一部を改正する法律……………七三八

- (1) 船員職業安定法……………七四二
- (2) 社會保險診療報酬支拂基金法……………七五二
- (3) 消費生活協同組合法……………七五五
- (4) 民生委員法……………七五九
- (5) 醫師法……………七六〇
- (6) 齒科醫師法……………七六四

(7)	齒科衛生士法	七九
(8)	保健婦助産婦看護婦法	七九
(9)	理容師法特例	七九
(10)	あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例	七九
(11)	医療法	七九
(12)	藥事法	八〇
(13)	麻藥取締法	八二
(14)	大麻取締法	八三
(15)	優生保護法	八三
(16)	予防接種法	八四
(17)	性病予防法	八四
(18)	興行場法	八五
(19)	公衆浴場法	八五
(20)	旅館業法	八五
(21)	温泉法	八五
(22)	墓地、埋葬等に関する法律	八六
(23)	食肉輸入取締規則を廢止する法律	八六

(24) へい獸処理場等に関する法律..... 八六

二 一 部 改 正..... 八六

(1)	職業安定法の一部を改正する法律	八七
(2)	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律	八七
(3)	國民健康保險法の一部を改正する法律	八八
(4)	健康保險法の一部を改正する法律	八八
(5)	船員保險法の一部を改正する法律	八九
(6)	厚生年金保險法等の一部を改正する法律	九〇
(7)	未復員者給與法の一部を改正する法律	九〇
(8)	理容師法の一部を改正する法律	九〇

——(目次了)——

第一 政治法

第一 政治法

一 新制定法

◎政治資金規正法(昭和二十三年七月二十九日) (内閣整理) 法律第百九十四号 (大臣署名)

政治資金規正法目次

- 第一章 総則
- 第二章 政党、協会その他の団体
- 第三章 公職の候補者
- 第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者
- 第五章 報告書の公開
- 第六章 寄附に関する制限
- 第七章 罰則
- 第八章 補則
- 附則

政治資金規正法

一 新制定法

第一章 総 則

第一條 この法律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公明を図り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與することを目的とする。

第二條 この法律において選挙とは、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法による選挙をいう。

第三條 この法律において政党とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体をいう。

この法律において協会その他の団体とは、政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。

第四條 この法律において公職の候補者とは、第二條の規定による選挙において、それぞれの法律の定めるところにより、候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者をいう。

第五條 この法律において収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

この法律において寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行となされるもの以外のものをいう。

第一 政治法

この法律において支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束をいう。

第二章 政党、協会その他の団体

第六條 政党、協会その他の団体は、代表者又は主幹者及び会計責任者各一人を選任し、その組織の日又は第三條に規定する目的を有するに至つた日から七日以内に、これらの者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日並びに当該政党、協会その他の団体の主たる事務所の所在地を左の区分に従い、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会に届け出なければならない。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て全国選挙管理委員会

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思ふを通じてなされた支出を含む。）

第十條 何人も、政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と思ふを通じて当該政党、協会その他の団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をし、又は支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに寄附又は支出の金額、支出の目的及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。但し、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

第十一條 政党、協会その他の団体の会計責任者又は政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と思ふを通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

一新制定法

四

は会計責任者が欠けたときその職務を行ふべき者を予め定め、前項の届出と同時にこれを同項の例により届け出なければならない。

第七條 政党、協会その他の団体は、前條の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、前條の例により届け出なければならない。

第八條 政党、協会その他の団体は、第六條又は前條の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。但し、会計責任者が欠けた場合において、第六條第二項又は前條の規定による届出のあつた会計責任者の職務を行ふ者があるときは、この限りでない。

第九條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備へ、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思ふを通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、住所。以下これに同じ。）並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、これを時價に見積つた金額。以下これに同じ。）及び年月

思を通じて当該政党、協会その他の団体のために一件千円以上の支出をした者は、前項の書面を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

第十二條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日現在で、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、各々その日の翌日から十日以内に、第六條第一項各号に定める区分に従い、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思ふを通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附の中政党、協会その他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）のものについては、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思ふを通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出の中政党、協会その他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたりなされたときはその合計額に

五

よる。政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）のものについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日。

前項の報告書には、それぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならない。

全国選挙管理委員会は、第一項の報告書の様式を定め、これを官報に告示しなければならない。

第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定めるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 一 公職の候補者の選挙期日以前における当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に關するものは、選挙期日の公示又は告示の日前のものと選挙期日の公示又は告示の日以後選挙期日前七日までのものとを併せて、選挙期日前五日まで後選挙期日前七日までのものとを併せて、選挙期日前五日まで後選挙期日前六日から選挙期日まで及び選挙期日経過後における当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日前七日までの寄附及びその他の収入並びに支出と併せて精算し、選挙期日から十五日以内。
- 二 前号の精算届出後当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに

に引継をしなければならない。

前二項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において第十二條及び第十三條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

第十六條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第十二條又は第十三條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならない。

第十七條 政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三條に規定する目的を有しなくなつたときは、その代表者又は主幹者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに、第十二條の例により解散の日又は第三條に規定する目的を有しなくなつた日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に關する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十八條 本章の規定中政党に關するものはその支部に、協会その他の団体に關するものはその支部にこれを準用する。

第三章 公職の候補者

第十九條 公職の候補者は、その選挙運動に關する収入及び支出の責任者（以下出納責任者という。）一人を選任しなければならない。

一新制定法

支出がなされた日から七日以内

地方自治法第六十五條第一項の規定による選挙を行う場合においては、その選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた地方公共団体の長の選挙の選挙期日経過後における運動に關する寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第一号及び第三号の規定を適用する。但し、同條の規定による選挙期日から十五日以内に、報告書を提出しなければならない。

第十四條 二以上の選挙を同時に又は引き続き行う場合において、いずれの選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出であるかを区分し難いときは、前條第一項の報告書にはその寄附及びその他の収入並びに支出を併せて記載しなければならない。

前項の場合における報告書の提出については、最初に選挙期日の公示又は告示のあつた日から最後の選挙期日までの間を選挙の期間とするものとする。

第十五條 政党、協会その他の団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

前項の場合において、前任者が引継をし、又は後任者が引継を受けることができなるときは、第六條第二項の規定により会計責任者の職務を行う者において引継をし、又は引継を受けなければならない。会計責任者の職務を行う者が事務の引継を受けた後任者に引継をすることができるようになつたときは、直ちにこれを

い。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならない。

出納責任者の選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、前項の届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければならない。

第二十條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより解任することができる。

第二十一條 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならない。

前項の届出て解任又は辞任による異動に関するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

第二十二條 出納責任者に事故があるとき、又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行う。推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行う。

前項の規定により出納責任者に代つてその職務を行う者は、第十加條第三項及び第四項の例により届け出なければならない。

前項の届出には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは併せてその氏名）、事故又は欠けたことの実実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

第二十三條 出納責任者（その職務を代行する者を含む。）は、第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を以てするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすること

いては、立候補の届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければならない。

第二十六條 立候補準備のために要する支出並びに公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでする自筆の推薦状及び電話による選挙運動のために要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。）でなければこれをすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したものであるときは、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならない。

第二十七條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに、出納責任者に送付しなければならない。

第二十八條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第二十四條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に関する事務を

ができない。公職の候補者又は推薦届出者が寄附を受けるについても、また同様とする。

第二十四條 出納責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 選挙運動に関するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第九條第二項の規定は、前項の会計帳簿について、これを準用する。

第二十五條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

前項の寄附で当該候補者が立候補の、届出前に受けたものにつ

管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十三條の規定は、前項の報告書について、これを準用する。

第二十九條 出納責任者が辞任し、又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に対し、あらたに出納責任者となつた者がないときは出納責任者に代つてその職務を行う者が引継をしなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

第三十條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第二十八條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならない。

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者

第三十一條 政党、協会その他の団体及びその支部並びに公職の候補者以外の者で政党、協会その他の団体又はその支部のために、公職の候補者の選挙に關し、直接に又は本人の名義以外の名義を

用いて間接に一件二千五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）の支出をしたものは、支出の日から十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。但し、第十三條の規定により会計責任者において報告書を提出すべきものについては、この限りでない。

一 すべての支出

二 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第三十二條 公職に在る者（公選による公職に在る者を含む。）が、公職の候補者の選挙に關し寄附をしたときは、前條の規定にかかわらず、寄附の日から十日以内に、その氏名、職業及び勤務先並びに寄附の金額、年月日及び寄附を受けた者の氏名（團體にあつては名称）を記載した報告書を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

前項の場合において、寄附が政党、協会その他の團體のためになされたものであるときはその会計責任者、公職の候補者のためになされたものであるときはその出納責任者において、同項に掲げる事項を、その金額にかかわらず、第十三條又は第二十八條の規定により提出する報告書に併せて記載し、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第五章 報告書の公開

の團體に對し寄附をする場合及び当該選挙の關係区域外に在る者に對し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者

二 衆議院議員選挙法又は参議院議員選挙法による選挙に關しては、國、地方自治法による選挙に關しては当該地方公共團體と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう覽書該当事者

前項第一号の候補者は、選挙期日の公示又は告示の日前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名（團體にあつては名称）、寄附の金額及び年月日を記載した報告書を、立候補の届出後七日以内に、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第三十六條 何人も、選挙に關し、前條第一項各号に掲げる者に對して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に關し、前條第一項各号に掲げる者並びに外國人、外國法人及び外國の團體から寄附を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に關し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

何人も、前項の寄附を受けてはならない。
第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は國庫に歸属するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手續をとらなければならない。

第三十三條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、前條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書を受理したときは、当該選挙管理委員会は、全國選挙管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

前項の規定による公表は、全國選挙管理委員会及び参議院全國選出議員選挙管理委員会にあつては官報により、都道府縣の選挙管理委員会にあつては都道府縣の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示を以て定めたところの周知させ易い方法によつて、これを行う。

第三十四條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、これを受理した選挙管理委員会において、受理した日から二年間これを保存しなければならない。

何人も、前項の期間内においては、全國選挙管理委員会、参議院全國選出議員選挙管理委員会又は都道府縣若しくは市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閱覽を請求することができらる。

第六章 寄附に關する制限

第三十五條 左の各号に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者がその屬する政党、協会その他

第七章 罰則

第三十八條 政党、協会その他の團體又はその支部が第八條又はこれを準用する第十八條の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協会その他の團體又はその支部は、これを五千円以上十万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の團體又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を五年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処することができる。

第三十九條 左の各号に掲げる行爲をした者は、これを三年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰金に処する。但し、第一号乃至第三号、第五号若しくは第九号に掲げる虚偽の記入をした者又は第十号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五千円以上五万円以下とする。

一 第九條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十四條の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は会計帳簿に記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

二 第十條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十五條の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第十一條又はこれを準用する第十八條若しくは第二十七條の規定に違反して領收書その他の支出を証すべき書面を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

五 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

六 第十五條又は第二十九條の規定による引継をしないとき。

七 第二十三條の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたとき。

八 第二十六條第一項の規定に違反して支出をしたとき。

九 第三十一條、第三十二條第一項又は第三十五條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

十 第五十二條の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

第四十條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若しくは第三十二條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした者は、これを五年以下の禁錮又は五千元以上十万元以下の罰金に処する。

前項の場合において、政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者が当該政党、協会その他の団体又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、これを五年以下の禁錮又は五千元以上十万元以下の罰金に処する。

する。但し、裁判所は、情狀に因り、その刑を減輕することができらる。

第四十四條 当選人がその選挙に關し第八條、第十三條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十三條若しくは第二十八條の規定に違反して第三十八條第二項、第三十九條又は第四十條の規定により刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

第四十五條 公職の候補者を当選させる目的を以て、政党、協会その他の団体若しくはその支部の会計責任者又は公職の候補者の出納責任者が、第十三條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十八條の規定による報告書の提出を怠り、又はこれらの規定により提出する報告書に虚偽の記入をしたため、第四十條の規定により刑に処せられたときは、当該候補者の当選は、これを無効とする。

檢察官は、第四十條の罪に該る事件が前項の規定に該当すると認めるときは、公訴に附帶し、当該当選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

第四十六條 衆議院議員選挙法第八十六條第二項及び第三項並びに第四百四十一條ノ二の規定は、前條第二項の訴訟に、同法第四百四十三條の規定は第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百四十三條の規定による通知又は送付は、参議院全國選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院全國選出議員選挙管理委員会又は全國選挙管理委員会及び参議院議長

は、これを千円以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十一條 第三十五條第一項第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。第三十七條第一項の規定に違反して寄附をした者も、また同様とする。

第三十五條第一項第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを六箇月以上三年以下の禁錮に処する。

第四十二條 第三十六條第一項の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求し、又は同條第二項若しくは第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けた者は、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

政党、協会その他の団体又はその支部が第三十六條第二項又は第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十三條 第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者には、情狀に因り、禁錮及び罰金を併科することができる。

重大な過失に因り、第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとす。

に、参議院地方選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院議長に、これをしなければならない。

第四十七條 第三十九條乃至第四十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から五年間、禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律の規定を適用する選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情狀に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第四十八條 本章の罪の時効は、二年を経過することに因り完成する。

第八章 補則

第四十九條 政党、協会その他の団体の会計責任者、公職の候補者の出納責任者又はその他の者が、第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定により提出する報告書には、それぞれ眞実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

第五十條 第六條、第七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第十九條第三項及び第四項、第二十一條若しくは第二十二條第二項及び第三項の規定による届出書類並びに第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、書留の取扱でこれを通信官署に托したときは、その時を以て届出又は提出があつたものとみなす。

第五十一條 この法律の執行に關し必要があるときは、全國選挙管理委員会は参議院全國選出議員選挙管理委員会及び都道府縣の選挙管理委員会を、参議院全國選出議員選挙管理委員会は都道府縣の選挙管理委員会を、都道府縣の選挙管理委員会は市町村の選挙管理委員会を、それぞれ指揮監督することができる。この法律の定めるところにより届出又は提出があつた届出書類又は報告書に關し、調査上有必要があるときも、また同様とする。

第五十二條 全國選挙管理委員会、参議院全國選出議員選挙管理委員会又は都道府縣若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に關し必要があるときは、政党、協会その他の団体又は公職の候補者その他關係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。

中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第一百十三條第一項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改め、同條第二項中「四萬圓」を「十萬圓」に改める。

第一百五條中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第一百六條第二項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第一百七條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第一百八條第一項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改め、同條第二項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第一百十條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第一百十一條第一項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第一百十二條中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第一百十四條中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第一百十五條「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第一百十六條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第一百十七條第一項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改め、同條第二項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第三項及び第四項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第一百十八條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第一百十九條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第一百二十條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第一百二十一條中「第九十九條、第一百一條ノ四、第一百五條、第一百六條又ハ第九十九條」を「又ハ第九十九條」に、「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

新制定法

- 一 第三十三條の規定による公表に要する費用
- 二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用
- 三 第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

附 則

第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三條の規定に該当するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれを準用する第十八條の規定による届出をしなければならぬ。

前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八條又はこれを準用する第十八條の規定による届出後なされたものとみなす。

第五十七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第一百一條 削除

第一百一條ノ二乃至第一百一條ノ四を削る。

第一百四條に次のように加える。

五 選挙運動ニ關シ支拂フ國又ハ地方公共團體ノ租税又ハ手数料

第五十五條乃至第九十九條 削除

第一百十一條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第一百十二條第一項中「三萬圓」を「五萬圓」に改め、同條第二項

第三十二條第一項中「又ハ第一百一條第四項若ハ第五項」を削り、「千圓」を「二千五百圓」に改め、同條第二項を削る。

第三十四條及第三百十五條 削除

第五十八條 参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項及び第三項を削る。

第七十八條 削除

第八十條乃至第八十二條 削除

第八十四條第一項中「三千圓」を「七千五百圓」に改め、同條第二項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第八十五條及び第八十六條 削除

第八十七條中「前三條」を「第八十四條」に改める。

第五十九條 この法律施行の際従前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法若しくは地方自治法によりすてに行い、又はこれらの法律の規定によりその期日を公示若しくは告示した選挙に關しては、前二條の改正規定にかかわらず、なお、従前の規定を適用する。

前項の規定は、同項に掲げる選挙以外のものから衆議院議員選挙法第十二章の規定を準用する選挙について、これを準用する。

◎選挙運動等の臨時特例に関する法律

(昭和二十三年七月二十九日)内閣総理大臣署名
法律第百九十六号(通信大臣署名)

選挙運動等の臨時特例に関する法律

(この法律の目的及び適用範囲)

第一條 この法律は、現下の経済事情に鑑み、選挙の公営を強化し、選挙を最も公平且つ適正に行い、以て選挙の腐敗を防止することを目的とし、衆議院議員の選挙に、これを適用する。

(立会演説会)

第二條 市及び人口概ね五千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するものは、議員候補者の政見を選挙人に周知させるため、立会演説会を開催しなければならない。

2 前項の市は、人口概ね五万ごとを一単位として、立会演説会を開催するようにしなければならない。

3 第一項の町村以外の町村で人口、交通の状況等を参酌の上都道府県の選挙管理委員会の指定したものは、立会演説会を開催しなければならない。

第三條 立会演説会において演説をする者は、議員候補者でなければならない。

2 議員候補者は、その代理として一人を限り、自己の加わるべき立会演説会において演説を行わせることができる。但し、その演説の回数、当該候補者が第五條第二項又は第六條第二項の規定

により行い得べき演説の総回数の五分の一を超えてはならない。
3 前項但書の回数の計算については、端数は、これを一回とみなす。

第四條 都道府県の選挙管理委員会は、あらかじめ立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説をすることのできる議員候補者の数及び演説の時間を決定し、選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内に、これを告示しなければならない。

2 前項の場合において必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、議員候補者を班に分けて、立会演説会を実施する方法を講じなければならない。

3 第一項の規定による決定をなすに当つては、都道府県の選挙管理委員会は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部で最近に行われた総選挙において所属の衆議院議員を有し若しくは有したものの代表者一人の参集を求めて、その意見をきかなければならない。

4 前項の参集に加わらうとする政党又はその支部は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を届け出なければならない。

第五條 立会演説会に加わらうとする議員候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出のあつた議員候補者について、最初に行われる立会

演説会における演説の順序及び前條第二項の規定により班を分けて実施する場合におけるその所属の班は、都道府県の選挙管理委員会が、くじてこれを決定する。この場合においては、併せて議員候補者が演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場を決定しなければならない。

3 第二回以後の立会演説会における議員候補者の演説の順序は、原則として、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位づつ繰り上げたものによる。

4 都道府県の選挙管理委員会は、第二項の決定をしたときは、直ちに、当該候補者及び関係市町村の選挙管理委員会に、これを通知しなければならない。

第六條 前條第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わらうとする者は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出のあつた議員候補者が演説をすることのできる立会演説会の日時、会場及び最初に加わることを得べき立会演説会における演説の順序並びに第四條第二項の規定により班を分けて実施する場合におけるその所属の班は、都道府県の選挙管理委員会がこれを決定する。

3 前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七條 市町村の選挙管理委員会は、前二條の規定により通知があつたときは、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の

見易い場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき市町村又は一単位につき、二十箇所以上でなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における議員候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3 前二項に規定するものの外、会場の施設その他立会演説会の実施に関する事務は、市町村の選挙管理委員会がこれを行う。

第八條 前六條に定めるものを除く外、立会演説会に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会がこれを定める。

(個人演説会)

第九條 議員候補者は、市町村の選挙管理委員会の指定する施設を使用して、個人演説会を三十回以内開催することができる。

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、これを報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、これを告示しなければならない。

第十條 議員候補者が第十二條第一項の規定による届出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、そ

の実施しなかつた回数に、これを前條第一項の規定による回数に算入するものとする。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

2 立会演説会が開催される当日には、当該市町村において、個人演説会を開催することができない。

第十一條 個人演説会においては、議員候補者以外の者も演説をすることができない。

第十二條 個人演説会を開催しようとする議員候補者は、開催すべき期日前五日までに、使用すべき施設、開催すべき日時並びに議員候補者の氏名及び党派別を市町村の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の届出があつたときは、個人演説会を開催すべき期日前二日までに、都道府県の選挙管理委員会のあらかじめ定めるところにより、公衆の見易い場所に、個人演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、個人演説会を開催すべき市町村につき、十箇所とする。

3 第七條第二項の規定は、個人演説会の会場に関する表示及び掲示について、これを準用する。

第十三條 個人演説会において使用する施設については、その使用に關し、料金を徴収することができない。
(街頭演説会)

第十八條 議員候補者及び政党その他の政治団体又はその支部の代表者は、都道府県の選挙管理委員会が議員候補者一人につき定める同一寸法で、都道府県の選挙管理委員会が同一選挙区ごとに指定する一つの日刊新聞に、選挙運動の期間中一回を限り、選挙に關して廣告することができぬ。

2 前項の廣告を掲載した新聞紙は、第十九條の規定にかかわらず、新聞販賣を業とする者が、通常の方法でこれを頒布することができる。
(文書図面の制限)

第十九條 選挙運動のために使用する郵便葉書、筆書した書状、名刺その他一切の文書図面は、これを頒布することができない。但し、選挙事務所の設置、立会人の依頼、演説会に關し必要な連絡その他選挙事務の連絡のために使用する郵便葉書及び無封書状は、この限りでない。

2 前項但書の郵便葉書及び無封書状は、議員候補者一人について通じて千枚とし、郵便官署において選挙事務用である旨の表示をしたものでなければならぬ。

3 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図面又は看板(ブラカードを含む。)の類を多数の者に回覧させることは、これを第一項の頒布とみなす。但し、第十四條第二項及び第二十二條第五項に規定するものを回覧させることは、この限りでない。
第二十條 選挙運動のために使用する文書図面は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない。

第十四條 選挙運動のためにする街頭における演説会は、その場所に議員候補者が現在する場合に限り、これを行うことができる。2 前項の場所には、議員候補者の現在する間、立札及びちようちんを掲示することができない。この場合において、当該候補者が現在しなくなつたときは、直ちに、これを撤去しなければならない。
(演説会の禁止)

第十五條 この法律に定めるところの立会演説会、個人演説会及び街頭における演説会を除く外、選挙運動のためにする演説会は、いかなる名義を以てするを問はず、これを開催することができない。
(放送)

第十六條 議員候補者は、選挙運動の期間中、公益のため、その政見を放送することができる。

2 前項の放送に關しては、当該選挙区のすべての議員候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を與える等同等の利便を提供しなければならない。

3 前二項の放送の回数、日時その他放送に關し必要な事項は、全国選挙管理委員会が日本放送協会と協議の上、これを定める。
第十七條 日本放送協会は、その定めるところにより、議員候補者の氏名、年令、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送するものとする。

2 前項の放送の回数は、選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までの間において、各議員候補者については概ね十回とする。
(新聞廣告)

一 第十四條第二項の規定により街頭における演説会のためにその場所において使用する立札及びちようちん

二 第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する張札、立札及びちようちん

三 選挙事務所を表示するために、その場所において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類

第二十一條 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演説等の廣告その他いかなる名義を以てするを問はず、前二條の禁止を免れる行為として、主として議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図面を頒布し、又は掲示することができない。

2 選挙運動の期間前に掲示した文書図面を、前項の規定に該当するものがあると認めるときは、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、選挙運動の期間中に限り、これを撤去し、又は撤去させることができる。
(自動車等の制限)

第二十二條 主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通取締法第二條第五項に規定する諸車をいう。以下これに同じ。)、拡声機及び船舶は、議員候補者一人について、それぞれ同時に、左の各号の制限を超えてこれを使用してはならない。

- 一 自動車 一台
- 二 拡声機 一揃
- 三 船舶 一隻

- 2 前項の自動車、拡声機又は船舶を使用しようとする場合には、議員候補者は、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の発行する証明書の交付を受けなければならない。
- 3 第一項の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、前項の証明書を常時携帯するとともに、その使用する自動車、拡声機又は船舶には、都道府県の選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならぬ。

4 前項の証明書は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項の自動車、拡声機及び船舶には、議員候補者の氏名、党派別等を表示する張札、立札及びちようちんを掲示することができる。

6 第一項の自動車を使用するために要した費用は、これを選挙運動の費用でないものとみなす。

(飲食物の提供の禁止)

第二十三條 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義を以てするを問はず、飲食物を提供し又は飲食物の提供を受けてはならない。但し、湯茶を提供し又は湯茶の提供を受けることは、この限りでない。

(選挙運動の制限)

第二十四條 何人も、左の各号に掲げる行爲は、これを行うことができない。

- 一 いかなる方法を以てするを問わず、選挙運動のために特定の

候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を連呼すること
但し、個人演説会を開催する場合にあつてはその実施一時間前からその場所において、街頭における演説会を行う場合にあってはその実施の場所において、当該演説会の告示のためにする場合に、この限りでない。

二 選挙に関し、自動車を連ね又は隊伍を組んで往來する等氣勢を張る行爲をすること

三 選挙の当日選挙運動をすること

(交通機関の利用)

第二十五條 議員候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が、選挙運動の期間中関係区域内において、国有鉄道、國營自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、各議員候補者は、運輸大臣の定めるところにより、通じて十五枚を限り、特殊乗車券の交付を受けることができる。

(燃料のあつせん)

第二十六條 議員候補者が選挙運動のために第二十二條第一項第一号の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料に関しては、その配給又は交付につき、國又は地方公共団体において、これをあつせんするものとする。この場合において、は、全國選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料の配給又は交付を受けた者は、議員候補者たることを辞した場合には、直ちに、

その全部を返還しなければならない。但し、選挙運動に使用したため全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

(公営に要する経費の分担)

第二十七條 議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙の公営に要する経費の分担として、議員候補者一人につき、二万円又はこれに相当する額面の國債証書を、あらかじめ國庫に納付しなければならない。

2 前項の規定により國庫に納付した物は、議員候補者が選挙の期日までに死亡し、又は当該候補者たることを辞したときその他いかなる場合においても、これを返還しないものとする。

3 第一項の規定による納付をした者が、当該選挙区において衆議院議員選挙法第七十五條第一項の規定により更に選挙が行われるとき、再び議員候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付をすることを要しない。

4 衆議院議員選挙法第六十七條第一項乃至第三項の規定による届出をする場合にあつては第一項の納付をしたことを証すべき書面、前項の規定による届出をする場合にあつては前回に納付したことを証すべき書面を添付しなければならない。

(國庫の負担)

第二十八條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。

- 一 立会演説会の開催に要する経費
- 二 個人演説会のための告知及び施設に関する経費

三 放送に要する経費

四 新聞廣告に要する経費

五 第十九條第二項に規定する郵便葉書及び無封書状の経費

六 第二十五條の規定による交通機関の使用に要する経費

(特別区、区及び全部事務組合)

第二十九條 この法律の適用については、特別区及び地方自治法第一百五十五條第二項の規定による区は、これを市とみなし、町村の全部事務組合は、これを一町村とみなす。

(特別の規定)

第三十條 交通至難の島嶼その他の地においてこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

(施行に関する政令)

第三十一條 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

(罰則)

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の禁錮又は三千元以上五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項又は第二項の規定に違反して演説をした者
- 二 第九條第一項又は第十條第二項の規定に違反して個人演説会を開催した者
- 三 第十四條の規定に違反して街頭における演説をし、又は立札若しくはちようちんを掲示した者

- 四 第十五條の規定に違反して演説会を開催した者
- 五 第十八條第一項の規定に違反して新聞廣告をした者
- 六 第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に違反して文書圖画を頒布し、又は掲示した者
- 七 第二十二條第一項の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者
- 八 第二十三條の規定に違反して飲食物を提供し又は飲食物の提供を受けた者
- 第三十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の禁錮又は千円以上三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十四條第二項の規定による立札又はちようちんを正当な理由がなくて撤去しなかつた者
 - 二 第二十二條第三項又は第四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者
 - 三 第二十四條の規定に違反した者
 - 四 第二十六條第二項の規定によるガソリンその他の自動車の燃料を正当な理由がなくて返還しなかつた者
- (当選無効)
- 第三十四條 当選人がその選挙に關し、この法律に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選を無効とする。
- 2 衆議院議員選挙法第四十三條の規定は、前項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。
- 3 第一項の規定による当選無効は、衆議院議員選挙法第七十五條

及び第七十七條の規定の適用については、これを同法第三百三十六條の規定による当選無効とみなす。

(選挙権及び被選挙権の停止)

第三十五條 第三十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から五年間、禁錮の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は、刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、衆議院議員の選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

2 裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に對し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

(時効)

第三十六條 第三十二條及び第三十三條の罪の時効は、六箇月を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、これを一年とする。

附則

第三十七條 この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

第三十八條 選挙運動の文書圖画等の特例に關する法律(昭和二十二年法律第十六号)は、この法律の施行後は、衆議院議員の選挙については、これを適用しない。

◎国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に關する法律

(昭和二十三年七月五日)
(内閣総理大臣署名)

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に關する法律

国会の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特別に付託された事件について審査をしたときは、その委員は、出席日数に應じて日額三百円の定額によつて手当を受ける。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎国立国会図書館法

(昭和二十三年二月九日)
(内閣総理大臣署名)

国立国会図書館は、眞理がわれらを自由にすると確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、ここに設立される。

第一章 設立及び目的 一 新制定法

第一條 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第二條 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に對し、更に日本國民に對し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三條 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第二章 館長

第四條 国立国会図書館の館長は、一人とする。館長は、両議院の議長が、両議院の図書館運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

館長は、職務の執行上過失がない限り在職する。館長は、政治活動を懐み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、両議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第五條 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

館長は、事前に、時宜によつては事後に、両議院の図書館運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

第六條 館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に對し、前会計

年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第七條 館長は、一年を越えない定期毎に、前期間中に、日本國內で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。

第八條 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人

第九條 国立国会図書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十條 国立国会図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、国会職員法の規定により館長が、これを任命する。その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

図書館の職員は、国会議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位を兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支部図書館の館員となることは、これを妨げない。

第四章 図書館運営委員会及び国立国会図書館連絡調整委員会

委員会

第十一條 両議院の図書館運営委員会は、少くとも六箇月に一回以

ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に應じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から國會に送付せられた案件を、分析又は評價して、両議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻譯、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には党派的、官僚的偏見に捉われないこと、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限り提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の發議又は督促をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六條 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政黨に加入していても加入してなくても、その職務を行うに適當な者につき、国会職員法の規定により館長がこれを任命する。

館長は、更にこの局の職員に、両議院の常任委員会の必要とする廣泛な関連分野に専門調査員を任命することができ、この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一級官吏と同等とする。

一 新制定法

上これを開会し、図書館の経過に関する館長の報告、図書館の管理上館長の定める諸規程、図書館の予算及びその他の事務につき審査する。

各議院の図書館運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第十二條 国立国会図書館に連絡調整委員会を設ける。この委員会は、四人の委員でこれを組織し、各議院の図書館運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。

委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。館長は、委員会に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三條 連絡調整委員会は、両議員の図書館運営委員会に対し、國會並びに行政及び司法の各部門に対する国立国会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第五章 図書館の部局

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の單位を図書館に設ける。

第六章 調査及び立法考査局

第十五條 館長は、国立国会図書館内に調査及び立法考査局と名附

第七章 行政及び司法の各部門への奉仕

第十七條 館長は、行政及び司法の各部門に図書館奉仕の連繫をしなければならぬ。この目的のために館長は左の権能を有する。

一 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、國家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。

二 行政及び司法の各部門の図書館で使用するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覽表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて國の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政及び司法の各部門の図書館長に、年報又は特報の提出を要求することができる。

第十八條 行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ他の費目に流用し又は減額することができない。

第十九條 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分

な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、国会職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による国立国会図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各廳においては一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

第八章 その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一條 国立国会図書館の奉仕及び蒐集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本國民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

- 一 館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を国立国会図書館建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。
- 二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の

他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

第十章 國の出版物の納入

第二十四條 國の諸機關により又は國の諸機關のため、図書、小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、(機密扱のもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するために、直ちに国立国会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを発行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を国立国会図書館に納入させるものとする。

第十一章 その他の出版物の納本

第二十五條 前條の規定による以外の出版物については、その発行者から一部を国立国会図書館に納本させて、その代償として定期に作成する全日本出版物の目録で、当該出版物を登載した分を館長は、遅滞なく納本者に送付する。

第十二章 金銭の受入及び支出並びに予算

第二十六條 館長は、国立国会図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができる。

改善につき、都道府縣の議會その他の地方議會、公務員又は図書館人を援助する。

三 国立国会図書館で印刷した目録票又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める價格でこれを賣り渡す。

四 日本の図書館資料資源に關する綜合目録、並びに全國の図書館資料資源の連繫ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覽表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二條 上野公園の国立図書館は、昭和二十四年四月一日までに、国立国会図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従つて運用される。

第九章 蒐集資料

第二十三條 館長は、国立国会図書館の蒐集資料として図書及びその他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国会図書館に移管することができる。

館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の場合には同議院の図書館運営委員会の承認を得なければならない。

第二十七條 国立国会図書館に充当されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によつて支出される。

第二十八條 国立国会図書館の予算は、館長がこれを調製し、両議院の図書館運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、両議院の議長に送付する。

附 則

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
昭和二十二年法律第八十四号国会図書館法は、これを廃止する。

第三十條 この法律施行の日に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。

第三十一條 国立国会図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内で、臨時にその職員を任命することができる。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

◎国立国会図書館建築委員会法

(昭和二十三年二月九日)内閣総理
法律 第六号(大臣署名)

国立国会図書館建築委員会法

第一條 この法律により、国立国会図書館建築委員会を設け、委員長及び四人の委員でこれを組織する。委員長には国立国会図書館の館長を充て、委員には各議院の図書館運営委員長、建設院総裁及び両議院の議長が任命する建築専門家一人を充てる。委員長及び委員(建築専門家を除く)は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充当されている経費からこれを支弁する。

第二條 委員会の職務は、国立国会図書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、両議院の議長を経由して国会に勧告することである。委員会は、少くとも半年以内毎に、両議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員会は、国立国会図書館の建築が完了するまで存続する。建築が完了したときは、最終の報告をする。

第四條 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、国会の議決により、その必要と認められた金額を委員会の費用として充当されるものとする。

課長は、上司の命を受け課務を掌理する。

第六條 参事は、上司の指揮監督を受け事務を掌る。

主事は、上司の指揮監督を受け事務に従事する。

第七條 法制局長及びその指定する参事は、委員会又は合同審査会の求めに應じ、法制局の所掌事務に関し、報告説明することとなる。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

二 一部改正

◎日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十三年五月三十一日)内閣総理
改正する法律(法律 第四十四号)(大臣署名)

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一條の四第二項中「五月二日」を「七月十五日」に改め、同條

附 則

この法律は、国立国会図書館法施行の日から、これを施行する。

◎議院法制局法(昭和二十三年七月五日)内閣総理
法律 第九十一号(大臣署名)

議院法制局法

第一條 各議院の法制局に左の職員を置く。

- 一 法制局長
- 二 参事
- 三 主事

参事及び主事の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二條 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第三條 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員の配置は、法制局長が、これを定める。

第四條 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

部長は、法制局長の命を受けその部務を掌理する。

第五條 各課に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

次に一項を加える。

第一項に掲げる法令は、昭和二十三年七月十五日までに法律として制定され、又は廃止されない限り、同月十六日以後その効力を失う。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年五月二日から、これを適用する。

◎皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月六日)内閣総理(大臣署名)
法律 第九十四号(大臣署名)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「八百万円」を「二千万円」に改める。

第八條中「二十万円」を「三十六万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

◎衆議院議員選舉法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月二十九日(内閣總理)法律第百九十五号)(大臣署名)

衆議院議員選舉法の一部を改正する法律

衆議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

「市町村會議員選舉管理委員會」を「市町村ノ選舉管理委員會」に、「都府縣會議員選舉管理委員會」を「都府縣會議員選舉管理委員會」に、「都道府縣ノ選舉管理委員會」に、「都道府縣ノ長」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第八條 都道府縣及市町村ノ選舉管理委員會ノ委員及書記、投票管理、開票管理、及選舉長並ニ選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セズ

第十一條 削除

第二十二條に次の一項を加ふる。

天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ前項ノ規定ニ依リ告示シタル投票所ヲ變更シタルトキハ選舉ノ當日ヲ除クノ外投票管理ハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ旨ヲ告示スルコトヲ得

第二十四條 市町村ノ選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人三人乃至五人ヲ選任シ選舉ノ期日前三日迄ニ之ヲ本人ニ通知スベシ 投票立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ又ハ其ノ後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管

理者ハ其ノ投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票立會ハシムベシ

議員候補者ハ之ヲ投票立會人ニ選任スルコトヲ得ズ

同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル者ハ一ノ投票區ニ於テ三人以上ヲ投票立會人ニ選任スルコトヲ得ズ

投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十七條ノ二 身體ノ故障ニ因リ自ラ議員候補者ノ氏名ヲ記載スルコト能ハザル選舉人ハ第三十條第二項、第五十二條第一項及前條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ申請ニ依リ投票管理ニ於テ投票立會人ノ意見ヲ徵シ選任スル者ヲシテ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シ投函セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條中「勅令ノ定ムル事由ニ因リ」を「左ノ各號ニ掲グル事由ニ因リ」に改め、同條に次のように加ふる。

一 選舉人其ノ屬スル投票區所在ノ郡市ノ區域外(選舉ニ關係アル職務ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ屬スル投票區ノ區域外)ニ於テ職務又ハ業務ニ從事中ナルベキコト

二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外選舉人已ムコトヲ得ザル用務又ハ事故ノ爲其ノ屬スル投票區所在ノ郡市ノ區域外ニ於テ旅行中又ハ滞在中ナルベキコト

三 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外選舉人疾病、負傷、妊娠若ハ不具ノ爲又ハ產褥ニ在ル爲歩行著シク困難ナルベキコト

第四十七條

議員候補者ハ各開票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ開票立會人タルベキ者一人ヲ定メ選舉ノ期日前三日迄ニ開票管理ニ届出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨ゲズ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル者(議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シ若ハ第六十七條第八項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下之ニ同シ)十人ヲ超エザルトキハ直ニ其ノ者ヲ以テ開票立會人トシ十人ヲ超ユルトキハ届出アリタル者ニ於テ開票立會人十人ヲ互選スベシ

前項ノ規定ニ依リ互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多數ノ者ヲ以テ開票立會人トス得票數同ジキトキハ開票管理ニ抽籤シテ之ヲ定ム

同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル議員候補者ノ届出ニ係ル者ハ三人以上開票立會人ト爲ルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ届出アリタル者ニシテ同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル議員候補者ノ届出ニ係ルモノ三人以上アルトキハ第二項及第三項ノ規定ニ拘ラズ届出ニ依リ直ニ開票立會人ヲ定メ得ル場合ニ在リテハ其ノ者ノ中ニ就キ開票管理ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人、互選ニ依リ開票立會人ヲ定ムベキ場合ニ在リテハ得票最多數ノ者二人(二人ヲ定ムルニ當リ得票數同ジキトキハ開票管理ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者)以外ノ者ハ開票立會人ト爲ルコトヲ得ズ

第二項、第三項又ハ前項ノ規定ニ依リ開票立會人定マリタル後同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル議員候補者ノ届出ニ係ル開票立會

人三人以上ト爲リタルトキハ開票管理ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人以外ノ者ハ其ノ職ヲ失フ

第二項ノ規定ニ依リ互選又ハ第五項ノ規定ニ依ル抽籤ハ選舉ノ期日前二日ニ之ヲ行フ

第二項ノ規定ニ依リ互選又ハ第五項若ハ第六項ノ規定ニ依ル抽籤ヲ行フベキ場所及日時ハ開票管理ニ於テ豫メ之ヲ告示スベシ 議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シ若ハ第六十七條第八項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ届出ニ係ル開票立會人ハ其ノ職ヲ失フ

第二項ノ規定ニ依リ開票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ開票立會人ニシテ參會スル者開票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ開票管理ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ開票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ開票立會ハシムベシ但シ第二項ノ規定ニ依リ開票立會人ヲ届出デタル議員候補者ノ屬シ又ハ開票管理ニ於テ選任シタル開票立會人ノ屬スル政黨其ノ他ノ團體ト同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル者ハ當該議員候補者ノ届出ニ係ル開票立會人又ハ開票管理ニ選任ニ係ル開票立會人ト通ジ三人以上ニ選任スルコトヲ得ズ

議員候補者ハ開票立會人ト爲ルコトヲ得ズ

開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第六十一條中「第二十四條」を「第四十七條」に改める。

第六十七條第一項中「七日」を「十日」に改め、同條第三項中「二日」を「三日」に改め、同條第四項の次に次の二項を加える。

法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザル國又ハ地方公共團體ノ公務員ニ係ル第一項乃至第三項ノ届出ハ其ノ者ガ公務員タルコトヲ辭シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザル國又ハ地方公共團體ノ公務員ニシテ議員候補者タルコトヲ得ザル者公務員タルコトヲ辭スル旨ヲ申出テ爲シタル場合ニ於テ其ノ申出ノ日ヨリ十日以内ニ公務員タルコトヲ辭スルコトヲ得ザルトキハ当該公務員ノ退職ニ關スル法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ申出ノ日後十日ニ相當スル日ニ公務員タルコトヲ辭シタルモノト看做ス

同條第五項の次に次の一項を加える。

第一項乃至第三項ノ届出アリタル者法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザル國又ハ地方公共團體ノ公務員ト爲リタルトキハ議員候補者タルコトヲ辭シタルモノト看做ス

同條第六項中「前項」を「第七項」に、「議員候補者ノ死亡シタルコト」を「議員候補者死亡シ若ハ前項ノ規定ニ該當スルニ至リタルコト」に改める。

第六十八條第一項中「五千圓」を「三萬圓」に改め、同條第二項中「十分ノ一」を「五分ノ一」に改め、同條第三項但書中「議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ」の下に「又ハ前條第八項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ」を加える。

第六十九條第五項中「第七十四條」を「第七十三條第一項」に改め

る。

第七十二條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選人ノ住所氏名及得票數、其ノ選舉ニ於ケル各議員候補者ノ得票總數其ノ他選舉ノ顛末ヲ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ報告スベシ

都道府縣ノ選舉管理委員會ハ前項ノ報告アリタルトキハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ且當選人ノ住所氏名ヲ告示スベシ

當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ報告スベシ

都道府縣ノ選舉管理委員會ハ前項ノ報告アリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十三條 當選人其ノ當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告示ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ届出ヅベシ

當選人前項ノ期間内ニ當選ヲ辭スル旨ノ届出ヲ爲サザルトキハ當選ヲ承諾シタルモノト看做ス

第七十四條 削除

第七十五條第一項第五号中「第八十四條」の下に「又ハ政治資金規正法第四十五條第二項」を、第六号中「第三十六條」の下に「又ハ政治資金規正法第四十四條」を加え、同條第三項中「若ハ第四百十三條」を「第四百十三條若ハ政治資金規正法第四十六條」に改める。

第七十六條 當選人當選ヲ承諾シタルトキ又ハ第七十三條第一項ノ

期間ヲ經過シタルトキハ都道府縣ノ選舉管理委員會ハ直ニ當選人ニ當選證書ヲ付與シ其ノ住所氏名ヲ告示シ且都道府縣知事ヲ經テ之ヲ全國選舉管理委員會ニ報告スベシ

第七十七條中「又ハ當選人第三百三十六條」を「、當選人第三百三十六條又ハ政治資金規正法第四十四條若ハ第四十五條」に改める。

第七十九條第三項中「第七十四條」を「第七十三條第一項」に改める。

第八十三條第一項中「第一項及第二項」を「第二項及第四項」に改める。

第八十四條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第八十六條第一項及び第二項中「都議會議員選舉管理委員會又ハ關係道府縣會議員選舉管理委員會」を「當該都道府縣ノ選舉管理委員會」に改める。

第百條ノ二 何人ト雖選舉ノ期日後ニ於テ當選又ハ落選ニ關シ選舉人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 選舉人ニ對シテ戸別訪問ヲ爲スコト
- 二 自筆ノ信書及當選又ハ落選ニ關スル祝辭、見舞等ノ答禮ノ爲ニハル信書ヲ除クノ外文書圖書ヲ頒布シ又ハ掲示スルコト
- 三 新聞紙又ハ雜誌ヲ利用スルコト
- 四 當選祝賀會其ノ他ノ集會ヲ開催スルコト
- 五 自動車ヲ連ネ又ハ隊伍ヲ組ミテ往來スル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲スコト

六 當選ニ關スル答禮ノ爲當選人ノ氏名又ハ政黨其ノ他ノ團體ノ名稱ヲ連呼スルコト

第百四條及び第百十條中「支出責任者」を「出納責任者」に改める。

第百三十三條 第百條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十七條第一項中「第百三十條及第百三十二條」を「第百三十條、第百三十二條及第百三十三條」に改め、「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ」を削る。

第百四十條ノ二 都道府縣及市町村ノ選舉管理委員會ハ投票ノ方法、選舉違反其ノ他選舉ニ關シ特ニ必要ト認ムル事項ヲ選舉人ニ周知セシムルト共ニ棄權防止ニ付適切ナル措置ヲ講ズベキモノトス

第百四十條ノ三 檢察官、警察官、都道府縣及市町村ノ公安委員會ノ委員並ニ警察吏員ハ選舉ノ取締ニ關スル規定ヲ嚴格ニ執行シ選舉ノ公正ヲ確保スベキモノトス

第百四十三條中「都議會議員選舉管理委員會又ハ關係道府縣會議員選舉管理委員會」を「當該都道府縣ノ選舉管理委員會」に改める。

第百四十四條 本法ノ適用ニ付テハ全部事務組合及役場事務組合ハ之ヲ一町村、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第百四十四條ノ二 別表ニ掲グル郡ノ區域又ハ支廳ノ所管區域ニ變更アルモ選舉區ニ關シテハ仍從前ノ區域ニ依ル但シ市町村ノ境界ノ變更アリタル爲又ハ町村ガ市ト爲リ若ハ市ガ町村ト爲リタル爲

郡ノ區域ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百四十四條ノ三 削除

第四百四十五條第一項中「東京都ノ區」を「特別區」に、「並ニ市制第六條及第八十二條第一項」を「及地方自治法第五十五條第二項」に、「市ニ關スル規定ハ區」を「市ニ關スル規定ハ特別區又ハ區」に、「市會議員選舉管理委員會及市會議員選舉管理委員會」を「市ノ選舉管理委員會及選舉管理委員會」に、「區會議員選舉管理委員會及區會議員選舉管理委員會又ハ市會議員區選舉管理委員會及市會議員區選舉管理委員會」を「特別區若ハ區ノ選舉管理委員會及選舉管理委員會」に、「其ノ區内」を「其ノ特別區又ハ區ノ區域内」に改め、同條第二項を削る。

第四百四十八條 選舉ニ關スル政令ハ全國選舉管理委員會ノ立案スル所ニ依リ之ヲ定ムベキモノトス

附 則

第一條 この法律は、次の總選舉から、これを施行する。但し、衆議院議員選舉法第七十五條及び第七十七條の改正規定並びに附則第二條及び第三條の規定は、政治資金規正法施行の日から、これを施行する。

第二條 參議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第五十六條第六項中「第五号及び第六号」を「第五号乃至第七号」に改める。

第六十二條第二項第五号を第六号とし、同号中「当選人」を「又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人」に改め、第六号を第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十四條第一項の規定による訴訟の結果、当選人の當選が無効となつたとき
同條第三項中「第七十五條」の下に「又は政治資金規正法第四十六條」を加える。
第六十九條中「第五号及び第六号」を「第五号乃至第七号」に改める。

第三條 地方自治法の一部を次のように改正する。
第六十二條第一項第六号中「当選人」を「又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人」に改める。

◎國會法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日)内閣総理
法律第八十七号(大臣署名)

國會法の一部を改正する法律

國會法の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を次のように改める。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。
第二十七條第二項を次のように改める。

參事その他の職員は、事務総長が、議長の同意及び議院運営委員會の承認を得てこれを任免する。

第三十條の二 各議院において特に必要があるときは、その院の議決をもつて、常任委員長を解任することができる。

第三十四條の二 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるときは、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を發する前に内閣へ提出した要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

第三十九條 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中國又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し、國會の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

第四十一條第二項を次のように改める。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に二箇を超えざる常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は、予算委員、決算委員、議院運営委員、懲罰委員又は図書館運営委員に限る。

第四十二條 各議院の常任委員會は、左の通りとし、その部門に屬する議案(決議案を含む)、請願、陳情書等を審査する。

- 一 行政調査及び人事委員會
- 二 地方行政委員會
- 三 經濟安定委員會
- 四 法務委員會
- 五 外務委員會

- 六 大藏委員會
 - 七 文部委員會
 - 八 厚生委員會
 - 九 商工委員會
 - 十 農林委員會
 - 十一 水産委員會
 - 十二 運輸委員會
 - 十三 通信委員會
 - 十四 労働委員會
 - 十五 建設委員會
 - 十六 予算委員會
 - 十七 決算委員會
 - 十八 議院運営委員會
 - 十九 懲罰委員會
 - 二十 図書館運営委員會
- 兩議院は、國の行政機關が設置若しくは廢止されたとき、兩院法規委員會の勧告があつたとき又は特に必要があると認めるときは、前項に定める以外の常任委員會を設け又は前項に定める各常任委員會を併合することができる。この場合その委員會は、兩院ともに同じでなければならない。
- 第四十三條 各常任委員會には、少くとも二人の國會議員でない専門の知識を有する職員(これを専門員という)、調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において不必要と認められたものについて

は、この限りでない。
専門員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門員は、その職を辞した後一年間は、内閣行政各部におけるいかなる職務にも就くことができない。

第四十六條に次の一項を加える。

前項により委員が選任された後、各派の所属議員数に異動があつたため、委員の各派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十一條第一項の規定にかかわらず議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

第五十五條に次の一項を加える。

議長は、特に緊急の必要があると認めるときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

第五十五條の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員会が選任する小委員と協議することができる。但し、議長は、小委員の意見が一致しないときは、これに拘束されない。

第五十六條の二 各議院に發議又は提出された議案につき、議院運営委員会が特にその必要を認められた場合は、議院の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取することができる。

第五十六條の三 各議院は、委員会の審査中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要す

くとも、三週間に一回その会議を開くことを要する。

第九 九條 両院法規委員会は、左の各号の事項を処理する。

一 國政に関し問題となるべき事案を指摘して、両議院に勧告する。

二 新立法の提案又は現行の法律及び政令に関して、両議院に勧告する。

三 國會関係法規を調査研究して、その改正につき両議院に勧告する。

両院法規委員会は、毎会期終了前に、前項に掲げた事項についての報告書を、両議院の議長に提出しなければならない。

第百條第一項を次のように改める。

両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その会長には、各議院の委員において夫々互選された委員長が、毎会交代してこれに当る。その初会の会長は、くじてこれを定める。

第百三條 各議院は、議案その他の審査若しくは國政に関する調査のために又は議院において必要と認められた場合に、議員を派遣することができる。

第百五條 削除

「第十十章 國會図書館及び議員会館」を「第十七章 國立國會図書館、法制局及び議員会館」に改める。

第百三十條 議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、國會に國立國會図書館を置く。

ると認めるときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限を附けた場合、その期間内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

第五十八條 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、提出の日から五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならぬ。

第六十一條第一項を次のように改める。

各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、議院に諮らなければならぬ。

第六十八條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七條第二項の場合は、この限りでない。

第七十二條 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第七十八條第一項を次のように改める。

各議院は、國政に関し議員に自由討議の機会を興えるため、法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

法制局の事務の処理に關し必要な規程を定めるには、議院運営委員会の承認を得なければならない。

第百三十二條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の秘書を付する。

附 則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第四十一條第二項及び第四十二條の改正規定は、第三回國會の召集の日から、これを施行する。

2 政務次官の臨時設置に關する法律（昭和二十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第八條 この法律第一條及び第二條の規定は、國家行政組織法施行の時に、その効力を失う。

3 第三十九條の改正規定中「各省次官」とあるのは、國家行政組織

法が施行されるまでは、「政務次官」と読み替えるものとする。

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日)内閣総理
法律 第八十八号(大臣署名)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

附 則
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後の歳費につき、第十條の改正規定は昭和二十三年三月一日以後の給料につき、第九條の改正規定は昭和二十三年六月以後の通信費につき、これを適用する。

- 2 議長、副議長及び議員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた歳費と国会議員の特別手当に関する法律(昭和二十二年法律第九十五号)による特別手当との合計額は、これをこの法律による歳費の内拂とみなす。昭和二十三年六月以後において、既に支給を受けた通信費についても同様とする。
- 3 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十三年三月一日以後既に支給を受けた給料は、これをこの法律による給料の内拂とみなす。
- 4 前二項の規定により内拂金とみなされた金額と、この法律による歳費又は給料との差額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給与とみなす。
- 5 国会議員の特別手当に関する法律(昭和二十二年法律第九十五号)は、これを廃止する。

附 則
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第一條 各議院の議長は歳費として月額二万五千元、副議長は二万円、議員は一万八千元を受ける。
第七條 議員で國の公務員を兼ねる者は、議員の歳費を受けるが、公務員の給料を受けない。但し、公務員の給料額が歳費の額より多いときは、その差額を行政廳から受ける。
第九條 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなすため、通信費として月額千円を受けらる。

第十條 各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、給料として月額五千元を受ける。

◎議院事務局法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日)内閣総理
法律 第九十号(大臣署名)

議院事務局法の一部を改正する法律

議院事務局法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号から第六号までを次のように改める。

- 三 主事
- 四 常任委員会専門員
- 五 常任委員会調査員
- 六 常任委員会調査主事
- 第六條中「又は副参事」を削る。
- 第七條中「及び副参事」を削る。
- 第八條中「副参事」を「参事」に改める。
- 第十條 各事務局に衛視副長数人を置き、事務総長が参事又は主事の中からこれを命ずる。
- 第十一條 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が主事の中からこれを命ずる。

第十二條 常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事は、上司の指揮監督を受け警務に従事する。

第十三條 常任委員会調査員及び常任委員会調査主事は、上司の指揮監督を受け警務に従事し、衛視を指揮監督する。

◎国会職員法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日)内閣総理
法律 第九十一号(大臣署名)

国会職員法の一部を改正する法律

附 則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律施行の際現に各議院事務局の副参事、常任委員会専門員調査員又は常任委員会書記の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける給料を以て、それぞれ各議院事務局の参事、常任委員会専門員、又は常任委員会調査主事に任用されたものとする。

第一條 この法律において国会職員とは、各議院事務局の事務総長、参事、主事、常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事、各議院法制局の法制局長、参事及び主事、国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員、参事及び主事並びに弾劾裁判所及び訴追委員会の参事及び主事をいう。

第三條 各議院事務局の主事若しくは常任委員会調査主事、又は各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所若しくは訴追委員会の主事の任用は、左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 四年以上各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所又は訴追委員会の事務又は技術に従事した者

二 三級官吏に任用される資格を有する者

三 国会職員審査委員会において、前各号の一に掲げる者と同等以上の資格を有すると定めた者

四 国会職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第四條 各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事、国立国会図書館の司書、調査員若しくは参事又は弾劾裁判所若しくは訴追委員会の参事の任用は、左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 八年以上各議院事務局の主事若しくは常任委員会調査主事、又は各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所若しくは訴追委員会の主事の職に在つた者

二 二級官吏に任用される資格を有する者

必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條の三 前四條に規定する国会職員審査委員会の行う試験は、これを國家公務員法第四十八條による試験機関に委託することが可能。

第六條 国会職員は、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所及び訴追委員会の間を、それぞれの資格に應じて、同等の條件を以てその所属を轉ずることができ。

第七條 各議院事務局の事務総長、常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長を除く国会職員又は官吏は、それぞれの資格に應じて、同等の條件を以て、官吏又は国会職員にその身分を轉ずることができ。

第十六條 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

第二十八條 各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び国立国会図書館の館長を除く国会職員は、左の事由があつた場合において懲戒の処分を受ける。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき

二 職務の内外を問わずその信用を失ふような行為があつたとき

第三十三條 国会職員の資格、分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所及び訴追委員会に、それぞれ国会職員審査委員会を設ける。

第三十五條 各議院事務局に設ける国会職員審査委員会の委員長

三 国会職員審査委員会において、前各号の一に掲げる者と同等以上の資格を有すると定めた者

四 国会職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條 常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の任用については左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 十一年以上各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事又は国立国会図書館の調査員の職に在つた者

二 十年以上二級官吏として行政又は司法の各部門で専門の業務に従事した者

三 一級官吏に任用される資格を有する者

四 国会職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條の二 各議院事務局の事務次長若しくは部長、各議院法制局の部長、国立国会図書館の局長若しくは局長の次長又は弾劾裁判所若しくは訴追委員会の事務局長は、左の各号の一に該当する者についてこれを命ずる。

一 十一年以上各議院事務局若しくは各議院法制局の参事、国立国会図書館の司書、調査員若しくは参事又は弾劾裁判所若しくは訴追委員会の参事の職に在つた者

二 一級官吏に任用される資格を有する者

三 国立国会図書館の専門調査員

四 国会職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第三十五條の二 各議院法制局に設ける国会職員審査委員会の委員長は、その院の法制局長、その委員は、その院の法制局の部長、他の院の法制局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当る。

第三十六條 国立国会図書館に設ける国会職員審査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長及び館長が指名する局長若しくは部長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに当る。

第三十七條 弾劾裁判所に設ける国会職員審査委員会の委員長は、弾劾裁判所の裁判長、その委員には、弾劾裁判所及び訴追委員会の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに当る。

第三十八條 訴追委員会に設ける国会職員審査委員会の委員長は、訴追委員会の委員長、その委員は、訴追委員会及び弾劾裁判所の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに当る。

附 則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

四一

◎裁判官弾劾法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日)内閣総理
法律第九十三号(大臣署名)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三百七号)の一部を次のように改正する。

第四條の二(予算) 弾劾裁判所の予算は、裁判長がこれを調成し、両議院の議院運営委員会に提出する。

各議院の議院運営委員会は、前項の予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、各議院の議長に送付する。

訴追委員会の予算は、委員長がこれを調成し、衆議院の議院運営委員会に提出する。

衆議院の議院運営委員会は、前項の予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで衆議院の議長に送付する。

第七條(事務局) 訴追委員会に事務局を置く。

事務局に参事及び主事各二人を置く。

参事の中一人を事務局長とする。

事務局長は、委員長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の参事及び主事を指揮監督する。

事務局長以外の参事及び主事は、上司の命を受けて、庶務に従

事する。

事務局長その他の参事及び主事は、委員長が衆議院議長の同意及び衆議院の議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十一條(調査) 訴追委員会は裁判官について、訴追の請求があつたとき又は弾劾による罷免の事由があると思料するときは、その事由を調査しなければならない。

訴追委員会は、官公署に前項の調査を囑託することができる。訴追委員会及び前項の囑託を受けた官公署は、その調査に関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

前項の要求により出頭した証人には、弾劾裁判所に証人が出頭した場合の例により、旅費、日当及び止宿料を支給する。

第十一條の二(訴追委員の派遣) 訴追委員会は、調査のため訴追委員を派遣することができる。

国会の開会中、訴追委員会において、調査のため、訴追委員を派遣しようとするときは、衆議院議長の承認を得なければならない。

第十二條(訴追期間) 罷免の訴追は、弾劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これをすることができない。但し、その期間内に、衆議院議員の任期が満了し、又は衆議院が解散されたときは、その後初めて召集される国会において訴追委員が選挙されて後一箇月を経過するまで、又、同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定した後一年を経過するま

で罷免の訴追をすることができ、

第十五條(訴追の請求) 何人も、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。

高等裁判所長官及び地方裁判所長は、その勤務する裁判所及びその管轄区域内の下級裁判所の裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するときは、最高裁判所長官に対し、その事由を通知しなければならない。

最高裁判所長官は、裁判官について、前項の通知があつたとき又は弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し罷免の訴追をすべきことを求めなければならない。

第一項及び前項の規定による訴追の請求をするには、その事由の簡単な説明を添えなければならない。但し、その証拠は、これを要しない。

第十八條(事務局) 弾劾裁判所に事務局を置く。

事務局に参事及び主事各二人を置く。

参事の中一人を事務局長とする。

事務局長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の参事及び主事を指揮監督する。

事務局長以外の参事及び主事は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

事務局長その他の参事及び主事は、前二項の外、裁判員の命を受けて事件に関する事務に従事する。

事務局長その他の参事及び主事は、裁判長が両議院の議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第二十九條の二(裁判員の派遣) 弾劾裁判所は、審理又は裁判のため、裁判員を派遣しようとするときは、衆議院議員たる裁判員については衆議院議長の承認を、参議院議員たる裁判員については参議院議長の承認を得なければならない。

第三十條(刑事訴訟に関する法令の準用) 裁判員、事務局長その他の参事及び主事の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第四十三條第二項 前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

三 議決

◎日本國憲法第八條の規定による議決

(昭和二十三年六月二十九日 議決)

日本國憲法第八條の規定による議決

天皇及び皇室經濟法第四條第一項に規定する皇族は、皇室經濟法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十三年四月から昭和二十四年三月末までの間において、百八十万円を超えない範囲内で賜與することができる。

四 條約

◎万国郵便條約(第一号)(外務・通信)

(第一号)(大臣署名)

アフガニスタン國、南アフリカ連邦、アルバニア人民共和國、ドイツ國、アメリカ合衆國、アメリカ合衆國の属地全体、サウディ・アラビア王國、アルゼンチン共和國、オーストラリア連邦、オーストリー國、ベルギー國、ベルギー國のゴンゴト殖民地、白ロシア・ソヴィエト

社会主義共和國、ボリヴィア國、ブラジル國、ブルガリア人民共和國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア共和國、朝鮮、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、デンマーク國、ドミニカ共和国、エジプト國、サルヴァドル共和国、エクアドル國、スペイン國、スペイン國の殖民地全体、エチオピア國、フィンランド國、フランス國、アルジェリー、印度支那、フランス共和国のその他の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う委任統治又は信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体、ギリシャ國、グアテマラ國、ハイチ共和国、ホンデウラス共和国、ハンガリー國、インド、イラン國、イラーク國、アイルランド國、アイスランド共和国、イタリア國、日本國、レバノン國、リベリア共和国、ルクセンブルグ國、モロッコ國(スペイン地帯を除く)、モロッコ國(スペイン地帯)、メキシコ國、ニカラグア國、ノールウエー國、ニュー・ジブラント、パナマ共和国、パラグアイ國、オランダ國、キューラサオ及びスリナム、オランダ領インド、ペルー國、フィリピン共和国、ポランド國、ポルトガル國、西部アフリカのポルトガル國の殖民地、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル國の殖民地、ルーマニア

第二條 國際連合との關係

連合は、本文がこの條約に附屬している協定の條項に従い、國際連合と關係を有する。

第三條 新加入、手續

- 1 各主權國は、何時でも條約への加入を請求することができる。
- 2 加入の請求は、外交上の手續により、これをスイス連邦政府に差し出し、同國政府から、連合員に差し出す。
- 3 当該國は、その請求が連合を構成する國の少くとも三分の二に於て承認されたときは、連合員として加入したものとみなされる。
- 4 諮問を受けた國で、四箇月の期間内に回答をしないものは、棄権したものとみなされる。
- 5 連合員としての加入は、スイス連邦政府から連合のすべての國の政府に、これを通知する。

第四條 連合の條約及び約定

- 1 通常郵便の業務は、條約の規定により、これを規律する。
- 2 價格表記の書状及び箱物、小包郵便物、代金引換郵便物、郵便爲替、郵便振替、現金取立並びに新聞紙及び定期刊行物予約の業務のよらなその他の業務は、連合國間の約定の目的を成す。これらの約定は、これに加入した國に対してのみ拘束力を有する。
- 3 これらの約定の一又は二以上への加入は、第三條第二項の規定に従い、これを通知する。

第五條 施行規則

連合國の郵政廳は、協議を遂げ、條約及び約定の施行に必要な細

國、サン・マリノ共和国、シヤム國、スウェーデン國、スイス連邦、シリア國、チェコスロヴァキア國、トルコ、スジョルダン・ハシエミット王國、テュニス國、トルコ國、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ウルグアイ東方共和国、ヴァテイカン市國、ヴェネズエラ合衆國、イエメン國及びユーゴスラヴィア人民連邦共和国の間に

締結した万国郵便條約

前に掲げられた諸國の政府の全権委員である下に署名する者は、千九百三十九年五月二十三日アエノス・アイレスにおいて締結された万国郵便條約第十三條により、パリにおいて大会議を開催し、協議を遂げ、批准を受けるべきものとして、右の條約を次の規定のとおり改正した。

第一編 万国郵便連合

第一章 連合の組織及び境域

第一條 連合の構成及び目的

- 1 この條約を締結する諸國は、通常郵便物の相互交換のため、万国郵便連合の名称で、單一の郵便境域を形成する。
- 2 連合は、郵便諸業務の組織及び完成を保障し、且つ、この分野において、國際協力の増進を助長することを目的とする。

目手続を施行規則で定める。

第六條 限定連合、特別取極

1 連合國及び、その法制に反しない限り、郵政廳は、限定連合を設立し、又その間に、條約及びその施行規則に規定する郵便物に關する特別の取極を締結することができる。但し、それらの文書に規定されたところに比して公衆に不利な規定を入れないことを條件とする。

2 約定に参加する國及び、場合により、その郵政廳は、この約定及びその施行規則に掲げる郵便物に關し、同一の権能を有する。

第七條 内國法制

連合の條約及び約定の規定は、それらの文書に明らかに規定してない事項については、各國の法制に影響を及ぼすことがない。

第八條 殖民地、保護領等

左に掲げるものは、條約及び約定の適用上、ことに大會議、小會議及び會議から會議に至る間における投票権並びに万国郵便連合國際事務局の経費の分担に關しては、場合に從い、連合の一國又は一郵政廳を形成するものとみなされる。

- 一 ハワイ、ホルト・リコ、グナム及びアメリカ合衆國のヴァージン諸島を包含するアメリカ合衆國の屬地全体
- 二 ベルギー國のコンゴ・殖民地
- 三 スペイン國の殖民地全体
- 四 アルジェリー
- 五 印度支那

六 フランス共和國のその他の海外領土と海外領土として統治される地域との全体

七 殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う委任統治又は信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体

八 キュラサオ及びスリナム

九 オランダ領インド

十 西部アフリカのホルトガル國の殖民地

十一 東部アフリカとアジアとオセアニアとのホルトガル國の殖民地

第九條 殖民地、保護領等に対する條約の適用

1 各締約國は、この條約の受諾が、そのすべての殖民地、海外領土、保護領、宗主権若しくは委任統治の下にある地域又は單にそれらのうちのあるものを包含することを、署名、批准若しくは加入の際又はその後において、宣言することができる。この宣言は、條約の署名の際にしなければ、スイス連邦政府にあててこれをしなければならぬ。

2 條約は、殖民地、海外領土、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域で、そのために宣言が第一項によりなされたものに対してのみ、これを適用する。

3 各締約國は、各殖民地、海外領土、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域で、そのために同國が第一項により宣言をしたものに対する條約の適用を廢棄する通知を、何時でも、ス

イス連邦政府にあててすることができる。この通知は、スイス連邦政府による受領の日の後一年で、その効力を生ずる。

4 スイス連邦政府は、第一項ないし第三項により受領した各宣言又は通知の原本を、すべての締約國に送付する。

5 この條の規定は、條約の前文に掲げる殖民地、海外領土、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域には、これを適用しない。

第十條 連合の境域

左に掲げるものは、万国郵便連合に屬するものとみなされる。

(イ) 連合國が連合内に包含されない地域に設置した郵便局

(ロ) 連合員ではないが、郵便上は連合國に從属することに因り、連合内に包含されるその他の地域

第十一條 例外的關係

連合内に包含されない地域と業務連絡のある郵政廳は、他の郵政廳の仲介者となるべきものとする。條約及びその施行規則の規定は、この例外的關係に、これを適用する。

第十二條 仲裁

1 條約及び約定並びにこれらの施行規則の解釈又はそれらの文書の適用から生ずる郵政廳の責任に關し、連合員の二以上の間に意見の相違が生じた場合には、係争問題は、仲裁により、これを裁決する。このため当該各郵政廳は、その事件に利害關係を直接に有しない連合の他の一員を選定する。

2 意見の相違のある郵政廳の一が、仲裁の提議に対し六箇月、又

遠隔の諸國にあつては、九箇月の期間内に措置を執らない場合には、國際事務局は、請求があるときは、怠慢な郵政廳に対し仲裁者の指定を促し、又は職権をもつてみずから仲裁者を指定する。

3 仲裁者の判定は、投票の過半数で、これを行う。

4 投票が同数である場合には、仲裁者は、紛議を解決するため、ひとしく係争に利害關係を有しない他の一郵政廳を選定する。選定に關し協議がととのわなるときは、國際事務局は、仲裁者から申出のない連合員の中から、右の郵政廳を指定する。

5 約定の一に關する紛議については、仲裁者は、その約定を施行する郵政廳以外から、これを指定することができる。

第十三條 連合からの脱退、約定参加の終止

各締約國は、外交上の手續により、一年前にスイス連邦政府に対しなされ、次いでこの政府から締約國政府に対しなされる通告により、連合から脱退し、又は約定の一若しくは二以上への参加を終止する権能を有する。

第二章 大會議、小會議、委員會

第十四條 大會議

1 連合國委員は、前回大會議の文書の実施の日から遅くとも五年内に、右の文書を必要に應じ改正し、又は補足するため、大會議として会合する。

2 各國は、その政府において必要な権限を付與した一名又は数名の全權委員をして、大會議において自國を代表させる。各國は、

必要のあるときは、他國の委員をして自國を代表させることが出来る。但し、一委員は、自國以外には一國しか代表することができない。

- 3 各國は、討議において、一の投票権を行使する。
- 4 各大会議は、次回大会議の開催地を定める。この大会議は、國際事務局と協議を遂げ、開催地の國の政府がこれを招集する。この政府は、又大会議の決定をすべての連合國政府に通知すべきものとする。

第十五條 批准、大会議の文書の実施及び存続期間

- 1 大会議の文書は、なるべくすみやかにこれを批准し、且つ、批准は、大会議開催地の國の政府に通報し、この政府から締約國政府に通報する。
- 2 締約國の一國又は數國が、その署名した文書のいずれかを批准しない場合においても、右の文書は、これを批准する國に対しては、その効力を害されることがない。
- 3 これらの文書は、同時に実施され、且つ、同一の存続期間を有する。
- 4 大会議において採択した文書の実施のため定められた日から、前回大会議のすべての文書は、これを廃止する。

第十六條 臨時大会議

- 1 臨時大会議は、締約國の少くとも三分の二がこれを請求し、又は請求に同意したときは、國際事務局と協議を遂げ、これを開催する。

よる往復切符の償還支拂を受けることができる。

- 8 第七項に規定する費用は、年額十萬フランを超過することができない。この費用は、國際事務局が條約第二十七條により支弁することができる経費に、これを附加する。

- 9 委員会は、委員長の招集により、原則として、一年に一回定期會議として会合する。

- 10 委員会は、國際機關のすべての代表者又はその他のすべての資格のある者であつて、委員会がその事業への参加を希望するものに対し、その会合へ投票権なしで参加するように勧誘することが出来る。特殊問題の研究のため、諮問小委員会を構成することが出来る。

- 11 委員会の職権は、左のとおりである。

- (い) 國際郵便業務の完成のため、連合員たる諸國と最も緊密な接觸を維持すること。
- (ろ) 國際郵便業務に關係のある各種の技術的問題を研究し、且つ、この研究の結果を連合員たる諸國に通報すること。
- (は) 連合員の承認を求める報告書の研究及び作成のため、國際連合、その理事会及び委員会並びに専門機關及びその他の國際機關と有益な接觸をすること。連合を代表し連合の名の下にこれらすべての國際機關の會議に参加するため、委員一人を、場合により、派遣すること。
- (に) 必要あるときは、條約第二十二條及び第二十三條の規定に従い、締約國の承認を求めるべき提議を作成すること。

- 2 第十四條及び第十五條に定める規則は、臨時大会議の委員、討議及び文書に、これを適用する。

第十七條 大会議の規則

各大会議は、その事務及び討議に必要な規則を定める。

第十八條 実施連絡委員会、構成、職権、執務

- 1 大会議から大会議までの間においては、実施連絡委員会が、條約及び約定の規定に従い、万国郵便連合の事業の継続を確保する。
- 2 委員会の所在地はベルヌとする。原則として、会合は、委員会の所在地においてこれを行う。
- 3 委員会は、十九人の委員で構成され、委員は、相次ぐ二回の大会議の間執務する。
- 4 委員会の委員國は、大会議によつて、これを定める。委員國の少くとも半数は、各大会議の機会に、これを更迭しなければならぬ。どの國も、三回の大会議により、引き続き選定されることできない。國際事務局局長は、委員会の書記長の職務を行う。
- 5 委員会の各委員國の代表者は、關係國郵政廳がこれを指定する。委員会の委員國の代表者は、郵政廳の資格のある職員でなければならぬ。
- 6 前回大会議の議長が招集する第一回の会合において、委員会は、その委員の中から委員長一人及び副委員長四人を選挙し、且つ、その事業及び討議に必要な規則を定める。
- 7 委員会の委員の職務は、無報酬とする。委員会の事務費は、万国郵便連合の負担とする。海外諸國の代表者は、空路又は海路に

(ほ) 條約及びその施行規則の範囲内において、國際事務局の活動を監督し、場合により、且つ、スイス連邦政府の提議により、國際事務局の局長及び他の高級職員を任命すること。國際事務局局長の提議により、他の職員を任命を承認し、且つ、必要と認められる補充職員の使用を許可すること。國際事務局の業務執行に關し、年報を作成し、これを連合員に送付すること。

- 12 委員会は、委員会の各会期の終了後、大要の報告書をすべての連合國の郵政廳に送付する。
- 13 委員会は、その活動の全般に關し大会議に報告をなし、大会議開催の少くとも二箇月前に、これを締約國に送付する。

第十九條 小會議

- 1 純然たる事務上の問題を審査すべき小會議は、連合郵政廳の少くとも三分の二の請求により又は同意を得て、これを開催することができる。小會議は、國際事務局と協議を遂げ、これを招集する。
- 2 各小會議は、その規則を定める。

第二十條 委員会

- 大会議又は小會議により一又は二以上の特定の問題の研究を委任された委員会は、この委員会の開催される國の郵政廳と、場合により、協議を遂げ、國際事務局がこれを招集する。

第三章 會議から會議までの間における提議

第二十一條 提議の提出

- 1 各郵政廳は、會議から會議までの間において、國際事務局の仲介により、條約、その最終議定書及びその施行規則についての提議を他の郵政廳にせず権利を有する。
- 2 約定加入國の郵政廳は、約定、その最終議定書及びその施行規則に關して、同一の権利を有する。
- 3 會議から會議までの間において、一郵政廳から提出されたすべての提議は、これを討議に付するには、少くとも、他の二郵政廳の賛成を得なければならぬ。國際事務局において、同時に、賛成宣言の必要数を受け取らないときは、この提議は、効果を生じない。

第二十二條 提議の審査

- 1 各提議は、次の手続に従い、これを取扱う。提議を審査し、且つ、意見ある場合は、これを國際事務局に送付するため、郵政廳に二箇月の期間を與える。修正は、これを許さない。回答は、國際事務局においてこれを取りまとめ、可否の宣言の催告と共に郵政廳に通報する。二箇月の期間内に投票を送付しなかつた郵政廳は、棄権したものとみなされる。前記の期間は、國際事務局の回章の日附から、これを起算する。

- 2 提議が約定、その最終議定書又はその施行規則に關するときは、その約定に加入した郵政廳のみが、第一項に指示する措置にあずかることができる。

第二十三條 同意の條件

- 1 提議が実施力を有するためには、左の票數を得なければならぬ。

- い. 新規定の追加、又は、條約第一編、第二編、第三十五條ないし第三十九條、第五十七條ないし第六十三條、第六十五條ないし第七十四條及びその最終議定書のすべての條項並びにその施行規則第一條、第五條、第十七條、第五十二條、第六十三條及び第八十四條の規定の修正に關するときは、投票の全体
- (ろ) (い)に記載する規定以外の規定の修正に關するときは、投票の三分の一
- (は) 條約、その最終議定書及びその施行規則の規定の解釈に關するときは、第十二條に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除いて、過半数
- 2 約定に關する提議の同意についての條件は、約定の定めるところによる。

第二十四條 決議の通知

- 1 條約、約定及びそれらの文書の最終議定書に対する追加及び修正は、スイス連邦政府が、國際事務局の請求により、作成し、且つ、締約國政府に送付すべき外交上の宣言により確定する。
- 2 施行規則及びその最終議定書に対する追加及び修正は、國際事務局がこれを確認し、且つ、郵政廳に通知する。第二十三條第一項(は)に掲げる解釈についてもまた同様とする。

第二十五條 決議の実施

採択された各追加又は修正は、その通知から少くとも三箇月の後

てなければ、実施力を生じない。

第四章 國際事務局

第二十六條 一般職權

- 1 万国郵便連合國際事務局の名称で、ベルヌにおいて執務し、且つ、スイス郵政廳の監督を受ける中央局は、連合國に対し、連絡、通報及び諮問の機關の任に當る。
- 2 國際事務局は、ことに、國際郵便業務に關する各種の報告を集め、整理し、発行し及び配布すること、当事者の請求により係争問題に關し意見を發表すること、大會議の文書の修正に關する請求を通達すること、採択された変更を通知すること並びに、一般に、條約、約定及びそれらの施行規則により、同局に負わされ、又は同局が連合の利益のために委嘱される研究及び編集又は記録に關する事業を行うことを任務とする。
- 3 國際事務局は、その關與を請求する郵政廳間に、相殺事務局として、國際郵便業務に關する各種の計算の清算に關與する。

第二十七條 國際事務局の經費

- 1 各大會議は、國際事務局の經常費の年額の最高限を定める。右の經費並びに大會議、小會議又は委員會の開催に要する臨時の費用及び國際事務局に委託された特殊の事業から生ずる費用は、すべての連合國において共同に、これを負担する。
- 2 このため連合國を七等に分ち、各等は、左の割合で經費を分担する。

第二編 一般規則

第一章 單一章

第二十八條 継越の自由

- 1 継越の自由は、連合の全領域においてこれを保障する。
- 2 陸路及び海路により送達される小包郵便物の継越の自由は、この業務に關與する國の領域内に限られる。
- 3 航空小包の継越の自由は、連合の全領域においてこれを保障する。但し、小包郵便物に關する約定に加入してない郵政廳は、航空小包の陸路及び海路による送達に關與することを強制されることがない。

4 小包郵便物に関する約定に加入している郵政廳は、その業務において代金引換小包郵便物を認めないときでも、又、代金引換金額が自廳の業務につき定める最高限を超えるときでも、この小包の繰越を施行しなければならない。

5 價格表記郵便物は、この種の業務を施行しない國の領域により、又は、有價物につき責任を認めない國の海路業務により、これを閉袋で継ぎ越すことができる。但し、これらの國の責任は、書留郵便物につき規定するところをもつて限度とする。

第二十九條 規定されていない料金の禁止

郵便料金は、條約及び約定に規定するものの外、いかなる種類のものであつても、これを徴收することを禁ずる。

第三十條 業務の一時停止

非常の事情に因り、郵政廳が業務の施行の全部又は一部を一時停止しなければならなくなつたときは、直ちにその旨を關係郵政廳に通知しなければならない。この通知は、必要なときは電信による。

第三十一條 基準貨幣

條約及び約定の規定において貨幣單位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて、品位千分の九百である百サンチムムの金フランとする。

第三十二條 相当額

連合各國においては、料金は、その國の貨幣でフランの値になるべく正確に相当する額により、これを定める。

第三十三條 式紙、用語

1 郵政廳がその相互の關係において使用する式紙は、關係郵政廳が直接に協議をして別段の取極をしない限り、他の語の行間対訳を附け又は附けないで、フランス語でこれを作成しなければならぬ。

2 公衆用の式紙は、これをフランス語で印刷しないときは、これにフランス語の行間対訳を附けなければならない。

3 第一項及び第二項の式紙の字句、色及び大きさは、條約及び約定の施行規則に定めるものでなければならぬ。

4 郵政廳は、その相互の關係における業務上の通信のため使用する言語につき協定することができる。

第三十四條 郵便本人票

1 各郵政廳は、郵便本人票を認めない旨を通知しない國の郵便局のすべての取扱につき証憑書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。

2 本人票を交付する郵政廳は、これがため七十サンチムを超えない料金を徴收することができる。

3 郵便物の交付又は爲替の支拂が、正規の本人票の呈示によりなされたことが立証されたときは、郵政廳は、すべての責任を免かれる。郵政廳は又、正規の本人票の亡失、盗取又は詐欺使用に因り生ずる結果につきその責に任じない。

4 本人票は、その発行の日から起算して三年間有効とする。

第三編 通常郵便物に関する規定

第一章 総則

第三十五條 通常郵便物

通常郵便物なる名称は、書狀、通常郵便葉書、往復郵便葉書、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本、小形包装物及び録音郵便と称する郵便物に、これを適用する。

第三十六條 料金及び一般條件

1 連合の全境域における通常郵便物の運送に対する前納料金並びに重量及び大きさの制限は、左の表の指示のとおりこれを定める。この運送は、配達業務を施設し又は施設することのある國における名あて人の住所への配達を包含する。

郵便物	重量の單位		料金	制限	
	グラム	サンチ		重量	大きさ
書狀	二〇	一	一〇	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し、九〇センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超過し、長さは、一〇センチメートルを超過し、幅は、八センチメートルを超過し、厚さは、一センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
最初の重量階段	二〇	一	一〇	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し、九〇センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超過し、長さは、一〇センチメートルを超過し、幅は、八センチメートルを超過し、厚さは、一センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
追加の各階段	二〇	一	一〇	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し、九〇センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超過し、長さは、一〇センチメートルを超過し、幅は、八センチメートルを超過し、厚さは、一センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。

四條 約

2 第一項に定める重量及び大きさの制限は、後記第五十二條第一項の郵便業務に関する通常郵便物には、これを適用しない。

郵便物	重量の單位	料金	制限
郵便葉書	二	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
通常	二	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
往復	二	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
業務用書類	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
最初の重量階段	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
追加の各階段	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
最低料金	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
印刷物	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
盲人用点字印刷物	一〇〇	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
商品見本	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
最初の重量階段	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
追加の各階段	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
最低料金	五	一	長さ、幅及び厚さを合し、二七センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
小形包装物	四	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
追加の各階段	四	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
録音郵便物	四	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
最初の重量階段	四	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。
追加の各階段	四	一	長さ、幅及び厚さを合し、一五センチメートルを超過し、一面の最大の大きさは、一〇センチメートルを超過し、厚さは、七センチメートルを超過し、以上の制限を超過しない。

- 3 各郵政廳は、自國內で発行する新聞紙及び定期刊行物に対し、印刷物の一般料金より百分の五十の引下を許容する権能を有する。但し、各郵政廳は、この引下を發行者又はその受託者が直接發送する新聞紙及び定期刊行物に制限し、又は、新聞紙の料金で通過するため、内國規則が要求する條件を具備する新聞紙及び定期刊行物に対してのみこの引下を許容する権能を有する。目錄、目論見書、定價表等の商用印刷物は、その發行が定期であるかないかを問わず、引下よりこれを除外する。
- 4 郵政廳は、差出人のいかんを問わず、書籍、冊子、樂譜及び地圖であつて、その表紙又は扉に掲げる廣告類以外に何らの廣告類を有しないものに対しても、同一の引下を許容することができる。
- 5 百分の五十の引下を原則として許した差出郵政廳は、前記第三項及び第四項に掲げる郵便物に対し、百分の五十の引下の範圍内において、その内國業務における同一の郵便物に適用する料金を下らない最低徵收額を定める権能を留保する。
- 6 封かんした封筒による書留書狀以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人拂有價証券、加工し又は加工しない白金、金又は銀、寶石、珠玉その他の貴重品を包有することができる。
- 7 差出國及び名あて國郵政廳は、名あて人又は名あて人と住居を共にする人以外の人にあてた現実的且つ对人的な通信の性質を有する書類を包有する書狀を、その内國法制に従い取り扱う権能を有する。

第三十七條 料金前納

- 1 原則として、第三十五條に掲げるすべての郵便物は、差出人において料金を完全に前納しなければならない。
- 2 書狀及び通常郵便葉書以外の郵便物で、料金未納若しくは不足のもの又は往復郵便葉書で、差出の際その両部の料金を完全に前納しないものは、これを郵送しない。
- 3 料金未納若しくは不足の書狀又は通常郵便葉書が、多数發送されたときは、差出國郵政廳は、これを差出人に還付する権能を有する。

第三十八條 料金の未納又は不足の場合の料金

- 1 料金の未納又は不足の場合には、書留郵便物については第五十七條第六項に、ある種類の轉送郵便物については施行規則第三百三十六條第三項、第四項及び第五項に規定する例外を除いて、書狀及び通常郵便葉書につき名あて人から不納額の二倍の料金を徵收するものとする。この料金は、五センチムを下ることができない。
- 2 名あて國に誤つて運送されたその他の通常郵便物についても、前記の場合には、同一の取扱を適用することができる。

第三十九條 増料金

- 1 特別の費用を要する特殊の業務により運送する各郵便物に対しては、第三十六條に定める料金の外、その費用に相應する増料金を徵收することができる。
- 2 通常郵便葉書の前納料金が、第一項に認める増料金を包含す

- 8 施行規則に規定する例外を除いて、業務用書類、印刷物、盲人用印刷物、商品見本及び小形包装物は、
 - (い) 容易に検査することができるように、これを包装しなければならない。
 - (ろ) 現実的且つ对人的な通信の性質を有する記載を有し、又はこのような書類を包有することができる。
 - (は) 消印し、若しくは消印していない郵便切手若しくは料金前納用証券、又は價格を表示する証券を包有することができない。
- 9 商品見本は、市價を有する物品を包有することができない。
- 10 小形包装物及び録音郵便物の業務は、相互の關係において又は一方的に、この郵便物を交換することに同意を表明した國に、これを制限する。
- 11 異なる種類の通常郵便物を、單一の郵便物(合裝郵便物)として合括することは、施行規則に定める條件において、これを許す。
- 12 條約及びその施行規則に規定する例外を除いて、この條及び施行規則の關係條項の所要條件を具備しない郵便物は、これを郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、これを差出郵政廳に返送しなければならない。但し、名あて郵政廳は、これを名あて人に交付することができる。この場合においては、場合により、その包有品、重量又は大きさに従つて、その郵便物の属すべき種類の通常郵便物について規定する料金及び増料金をこれに適用する。第一項に定める重量の最大限を超える郵便物に関しては、その實際重量に従つて料金を課することができる。

るときは、同一料金率は、往復郵便葉書の各部にこれを適用する。

第四十條 特別料金

- 1 郵政廳は、最終締切時間にその差立業務に差し出される郵便物に対し、その法制の規定に従い、附加料金を課することができる。
- 2 留置郵便物には、名あて國郵政廳において、内國制度の同種郵便物についてその法制の規定する特別料金を課することができる。
- 3 名あて國郵政廳は、名あて人に交付する各小形包装物につき、最高四十センチムの特別料金を徵收することができる。住所配達の場合には、この料金を最高二十センチムを加えることができる。

第四十一條 関税を課すべき物品

- 1 関税を課すべき小形包装物及び印刷物は、これを許す。
- 2 名あて國が承諾したときは、関税を課すべき物品を包有する書狀及び商品見本についても、また同様とする。但し、各郵政廳は、関税を課すべき物品を包有する書狀の業務を書留書狀に制限する権能を有する。
- 3 施行規則第二百二十四條に定める例外の利益を受ける血清及び痘苗の郵便物は、すべての場合に、これを許す。

第四十二條 税関検査

名あて國郵政廳は、第四十一條に掲げる郵便物を税関の検査に付

し、又場合により、職権をもつてこれを開披することができる。

第四十三條 通関料

名あて國において税関の検査に付する郵便物には、これがため郵便物一個につき最高四十センチムの通関料を、郵便の料金として課することができる。

第四十四條 関税及び他の郵便料以外の課金

郵政廳は、関税と課されることのある他の郵便料以外のすべての課金とを、郵便物の名あて人から徴収することができる。

第四十五條 課金別納郵便物

1 同意を表明した諸國間の関係においては、差出人は、差出局に予告して、郵便物が交付の際賦課される郵便料金及び郵便料以外の課金の全部を負担することができる。この場合には、差出人は、名あて局の請求することのある金額を支拂うことを約束し、場合により十分な保証金を拂い込まなければならない。

2 名あて郵政廳は、郵便物一個につき四十センチムを超えない手数料を徴収することができる。この料金は、第四十三條に規定するものとは別個とする。

3 各郵政廳は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に制限する権利を有する。

第四十六條 関税及び他の郵便料以外の課金の取消

郵政廳は、差出國に返送し、包有品の全部の損壞に因り棄却し、又は、第三國に轉送する郵便物について、関税及び他の郵便料以外

郵便物は、差出人の請求により、名あて人本人にこれを手交する。

第四十九條 禁制

1 左の表第一欄に掲げる物品の發送は、これを禁ずる。この物品を包有する郵便物が誤つて引き受け發送されたときは、その郵便物は、第二欄に指示する取扱を受けなければならない。

物 品	誤つて引き受けられた郵便物の取扱
(イ) 性質上又は包装上吏員に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し、若しくは損すべき物品	これを発見した郵政廳の内國規則に従つて取り扱う。但し、(ハ)に掲げる物品は、いかなる場合にも、これを名あて地に送達せず、名あて人に配達せず、又、差出元へ返送しない。
(ロ) 関税を課すべき物品 (第四十一條に規定する例外を除く) 及び関税の徴収を避ける目的で多数發送する見本	
(ハ) あへん、モルヒネ、コカイン及び他の麻酔劑	
(ニ) 名あて國で輸入又は流布を禁ずる物品	
(ホ) 左のものを除く生きた動物 一 みつほち、水ひる及び蟹 二 害虫の寄生虫及び捕食虫で、害虫 除の用に供し、且つ、公認の施設間に交換するもの	
(ヘ) 爆発性、発火性又は危険性の物質	これを発見した郵政廳において即時棄却する。
(ト) わいせつ又は不道徳な物品	

2 誤つて引き受け發送した郵便物が、差出元へ返送されず、又、

の課金を取り消させるため自國の關係業務に交渉すべきことを約束する。

第四十七條 別配達郵便物

1 通常郵便物は、郵政廳が別配達業務を担当することを承諾する國においては、差出人の請求により、到着後直ちに特便をもつてこれを住所に配達する。

2 右の郵便物は、これを別配達と称し、普通郵便料の外に最低を普通書狀第一通分の前納料金額とし、最高を六十センチムとする特別料金をこれに課する。この料金は、これを完全に前納しなければならない。

3 名あて人の住所が名あて局所在地の配達区域外にあるときは、別配達については、名あて郵政廳は、内國制度の同種郵便物につき定める補充料金を達するまでの補充料金を徴収することができる。但し、右の場合には別配達は、義務的ではない。

4 前納すべき料金の全額を完納しない別配達郵便物は、差出局において別配達として取り扱つたものでなければ、普通の方法によりこれを配達する。別配達として取り扱つた場合には、その郵便物には、第三十八條の規定により、料金を課する。

5 郵政廳は、別配達をただ一回に止めることができる。その効果がなかつたときは、郵便物は、普通郵便物として、これを取り扱うことができる。

第四十八條 名あて人本人に手交する郵便物

同意した郵政廳との関係においては、到達証を添附した書留通常

名あて人に交付されない場合には、差立郵政廳は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通知を受けるものとする。

3 なお、各國は、書狀及び郵便葉書以外の郵便物で、その國內における発行又は流布の條件を規定する法規に違反するものを、その領域内において、開袋で継ぎ越し通送しない権利を有する。この郵便物は、差出郵政廳に、これを返送しなければならない。

第五十條 料金前納の方法

1 料金前納は、個人の通常郵便物につき、差出國において効力を有する郵便切手でこれをなし、又は公に採用され、且つ、郵政廳の直接監督の下に使用される料金前納用機械による印影でこれをなし、又、印刷物に関しては、差出郵政廳の内國規則において、印刷機その他の方法による押印制度を認めるときは、この方法による印影でこれをなす。

2 往復郵便葉書の返信部で、その発行國の郵便切手を印刷し、又ははつてあるもの、郵便物で、最初の通送に対し正当に料金を前納し且つ補充料金が轉送前に支拂われたもの並びに新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物で、表記に「Abonnements-poste」なる記載を有し且つ新聞紙及び定期刊行物予約に関する約定により發送するものは、正当に料金を前納したものとみなされる。

第五十一條 船舶内における通常郵便物の料金前納

公海において船舶の郵便箱に投入し又は乗組郵便吏員若しくは船長に交付する通常郵便物は、關係郵政廳の間に反対の協定がない限り、当該船舶の所属國又は維持國の郵便切手で、同國の料金率に従

い、料金を前納することができる。航海の両端又は寄港地の一にて、泊中船内において郵便物を差し出すときは、船舶で、泊国の郵便切手で、同国の料金率に従い、料金を納付しなければ、料金前納の効力がない。

第五十二條 郵便料免除

1 郵便業務に関する通常郵便物で、郵政廳相互の間、郵政廳と國際事務局との間、連合國の郵便局相互の間及び郵便局と郵政廳との間に交換するもの並びに條約、約定及びそれらの施行規則の規定により無料通送が明定されているものについては、すべての郵便料金を免除する。

2 捕虜に於て又は捕虜から差し出す郵便物についてもまた、代金引換としたものを除いて、差出國、名あて國及び仲介國において、すべての郵便料金を免除する。

3 捕虜に関する通常郵便物で、千九百二十九年七月二十七日のジュネーブ國際條約第七十九條に規定する捕虜情報中央局又は交戰國內若しくは交戰者とその領域に收容した中立國內にこれらの人のため設置されることのある情報局が、直接に又は仲介者として、發受するものについても、また同様とする。

4 中立國內に收容抑留される交戰者及び抑留所又は普通刑務所内に留置される敵國の文民は、前記の規定の適用に関しては、捕虜とみなされる。

第五十三條 國際返信切手券

1 國際返信切手券は、連合國においてこれを賣りさばく。

4 單なる名あての変更（名あて人の氏名又は身分の変更を伴わぬもの）は、差出人から名あて局に直接に、すなわち諸手續をふまず且つ第二項及び第三項に規定する料金を支拂うことなく、これを請求することができる。

第五十五條 轉送、配達不能

1 通常郵便物は、名あて人の居所変更の場合には、差出人が名あて國において通ずる語で表記面にした記載によつて轉送を禁じていない限り、これを名あて人に轉送する。

2 配達不能となつた通常郵便物は、直ちにこれを差出國に返送しなければならない。

3 名あて人のために保管する通常郵便物又は留置通常郵便物の保管期間は、名あて國の規則によりこれを定める。但し、この期間は、名あて郵政廳が最長二箇月まで延長することを必要と認める特殊の場合を除いて、原則として一箇月を超えてはならない。差出國への返送は、差出人が、名あて國において通ずる語で表記面にした記載により、これを請求したときは、更に短い期間内にしなければならない。

4 値のない印刷物は、差出人が、名あて國において通ずる語で郵便物面にした記載により、返送を請求した場合を除き、これを返送しない。書留印刷物は、常にこれを返送しなければならない。

5 通常郵便物の國から國への轉送又は差出國への返送については、施行規則に規定する例外を除き何らの追加料金を徴收しない。

6 轉送され又は配達不能となつた通常郵便物は、差立若しくは到

2 その賣價は、当該郵政廳がこれを決定する。但し、二十八サンチム又は發賣國の貨幣におけるその相当額を下ることができない。

3 各切手券は、各國において、その國を發し外國にあつて普通書狀第一通分の料金前納を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手とこれを引き換える。

4 なお、各國は、切手券とその切手券の引換によつて料金を前納すべき通常郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を留保する。

第五十四條 取りもどし、名あて変更

1 通常郵便物の差出人は、郵便物が名あて人に交付されていない限り、場合により第四十九條の規定に觸れない限り、又は税關の介入により何らの違例が発見されない限り、これを取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

2 このためにする請求は、差出人の費用で、郵便又は電信により、これを送達する。差出人は、各請求につき最高四十サンチムの料金を支拂わなければならない。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、この外に航空増料金又は電報料金を支拂わなければならない。

3 同一差出人により、同一名あて人において、同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取りもどし又は名あて変更の各請求については、第二項に規定する料金又は増料金は、一個分だけこれを徴收する。

着の際に又は最初の通送以外の轉送のため途中で賦課された料金の支拂と引換に、これを名あて人又は差出人に交付する。但し、名あて國が取消を許さない関税又は他の特別の費用は、これを償還しなければならない。

7 他國への轉送又は配達不能の場合には、留置郵便の料金、通関料、手数料、別配達の補充料金及び小形包装物の名あて人への交付のための特別料金は、これを取り消す。

第五十六條 取調請求及び通報請求

1 各郵便物に関する取調請求又は通報請求については、最高四十サンチムの料金を徴收することができる。取調請求又は通報請求が關係者の請求によつて航空路により送達されなければならないときは、当該航空増料金を、又、回答が同一路により返送されなければならない場合には、この増料金の二倍を附加した右の料金を徴收する。電信による請求されたときには、規定の料金の外に、電報料金を徴收する。

2 同一差出人により、同一名あて人において、同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する各取調請求又は通報請求については、第一項に規定する料金又は増料金は、一個分だけこれを徴收する。

3 書留郵便物に関しては、差出人が、到達証を受けるため、既に特別料金を支拂つたときは、何らの料金も徴收しない。

4 取調請求は、郵便物差出の翌日から起算して一年の期間内で行ななければ、これを許さない。但し、各郵政廳は、右の期間後になさ

れた單なる通報の請求について、関係郵便物の発送後二年の内に、他の郵政廳から照会を受けたときは、これに対し措置を執らなければならぬ。

- 5 各郵政廳は、他の郵政廳の領域において差し出された郵便物に關する取調請求及び通報請求を受理する義務がある。
- 6 取調請求又は通報請求が、業務に過失があつたことに因りなされたものであるときは、これがため徴收した料金は、これを還付する。

第二章 書留郵便物

第五十七條 料金

- 1 第三十五條に掲げる通常郵便物は、これを書留として發送することができぬ。
- 2 各書留郵便物の料金は、これを前納しなければならない。この料金は、左のものから成る。
 - (い) 郵便物の種類に従う普通郵便料
 - (ろ) 最高四十サンチムの定額の書留料
- 3 往復郵便葉書の返信部に対する定額の書留料は、この部の差出人でなければ、有効にこれを支拂うことができない。
- 4 書留郵便物の差出人には、差出の際、無料で受領証を交付しなければならぬ。
- 5 不可抗力に因り生ずることのある危険を負担する國は、各書留郵便物につき、最高四十サンチムの特別料金を徴收することが

その亡失が不可抗力の場合を構成する事情に因るかどうかを決定しなければならぬ。この事情は、参考のため、これを差出國に通知する。

(ろ) 郵政廳の責任に關し別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類のき損に因り、郵政廳が郵便物について調査することができないとき。

(は) 包有品が第三十六條第六項及び第八項(は)並びに第四十九條第一項に規定する禁制に觸れる郵便物に關するとき。

(に) 差出人が第五十六條に規定する一年の期間内に、何らの請求もしなかつたとき。

第六十一條 責任の消滅

郵政廳は、書留郵便物については、同種類の郵便物につき、その内國規則に規定する條件で交付したときは、責任を免かれる。

第六十二條 責任の決定

- 1 郵便物を異議なく受け取り、且つ、すべての成規の取調資料を受領した郵政廳は、名あて人に交付したこと又は次の郵政廳に逡送した場合において正当に逡送したことを立証することができなるときは、反対の証拠があるまで、書留郵便物の亡失について責任を有する。
- 2 左の場合には、仲介郵政廳又は名あて郵政廳は、反対の証拠があるまで、すべての責任を免かれる。

(い) 施行規則第五百十條第四項の規定を遵守したとき。

(ろ) 施行規則第六十九條に規定する保存期間の経過のため取

できる。

- 6 名あて國に誤つて逡送された料金未納又は不足の書留郵便物については、名あて人から不納額に等しい料金を徴收するものとする。

第五十八條 到達証

- 1 書留郵便物の差出人は、差出の際、最高三十サンチムの定額の料金を支拂つて到達証を請求することができる。
- 2 到達証は、郵便物差出後でも、一年の期間内に、且つ、取調請求につき第五十六條に規定する料金を支拂つて、これを請求することができる。

第五十九條 責任の範囲

- 1 後記第六十條に規定する場合を除いて、郵政廳は、書留郵便物の亡失につきその責に任ずる。
- 2 差出人は、これがため賠償金を請求する権利を有する。その額は、郵便物一個につき二十五フランとする。
- 3 郵政廳は、税関において差し押えられた郵便物については、いかなる責任も負担しない。

第六十條 責任の原則に対する例外

左の場合には、郵政廳は、書留郵便物の亡失につき、すべての責任を免かれる。
(い) 不可抗力の場合。但し、不可抗力の危険を引き受けることを承認した差立郵政廳にあつては、責任は、存続する(第五十七條第五項)。亡失について責任のある國は、その内國法制に従い、

調請求郵便物に關する業務書類を棄却した後に、取調請求に接したことを立証することができる。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3 もつとも、亡失が逡送中に起り、その事実がどの國の領域又は業務で生じたかを立証することができないときは、関係郵政廳は平等にその損害を負担する。

4 書留郵便物が不可抗力に因り亡失したときは、その領域又は業務で亡失が生じた郵政廳は、差出郵政廳に対し双方の國が不可抗力に因つて生ずる危険を負担するときに限り、その責に任ずる。

5 取り消されることができなかった関税及び他の課金は、亡失について責任のある郵政廳の負担とする。

6 賠償金の支拂をした郵政廳は、名あて人、差出人又は第三者に對してすることのあるすべての請求の権利について、その賠償金額に達するまで、賠償金を受け取つた人に代位する。

7 亡失したものと認められた書留郵便物又はその一部が後日發見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

8 なお、差出人には、受け取つた賠償金額の返還と引換に、三箇月の期間内に右の郵便物の交付を受けることができる旨を通知する。この期間内に、その差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人には、差出人に支拂われた金額を支拂つて三箇月の期間内に郵便物の交付を受けることができる旨を通知する。

9 差出人又は名あて人が賠償金額を返還して郵便物の交付を受けたときは、この金額は、損害を負担した一又は、場合により、二

以上の郵政廳に、これを返還する。

10 差出人及び名あて人が郵便物の交付を受けることを放棄したときは、その郵便物は、これを配達不能のものともみなす。

第六十三條 賠償金の支拂

賠償金支拂の義務は、責任郵政廳に対する求償の権利を留保し、郵便物差出局の従属する郵政廳がこれを負担する。

第六十四條 賠償金の支拂期間

1 賠償金の支拂は、なるべくすみやかに、且つ、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に、これをしなければならぬ。この期間は、遠隔の諸國との関係では九箇月とする。

2 不可抗力に因つて生ずる危険を負担することを承認しない郵便物差出郵政廳は、郵便物の亡失が不可抗力に因るかどうかが決定しないときは、第一項に規定する期間を超えて賠償金の決済を延期することができる。

3 差出郵政廳は、正当に照会を受け、且つ、事件を解決することなく三箇月又は遠隔の諸國との関係では六箇月を経過させた仲介郵政廳又は名あて郵政廳の計算で、差出人に賠償をすることができぬ。亡失が不可抗力に因るものと思料されるときは、一層長い期間が許される。いかなる場合においても、その事情は、差出郵政廳に通知されなければならない。

第六十五條 差立郵政廳に対する賠償金の償還

1 責任郵政廳又は第六十四條により支拂が自廳の計算でなされた郵政廳は、差出人に實際支拂われた賠償金額を、支拂の通知の發

てきない。

7 責任のあることを確証された郵政廳で、当初賠償金の支拂を拒んだものは、支拂の不当の遅延から生ずるすべての附随の費用を負担しなければならない。

8 郵政廳は、差出人に支拂つた賠償金で、理由があると認められたものについては、定期に清算するため協定することができる。

第三章 料金の帰属、継越料

第六十六條 料金の帰属

條約に明定する場合を除き、各郵政廳は、その徴収した料金を全部取得する。

第六十七條 継越料

1 二郵政廳間に他の一又は二以上の郵政廳の業務(第三業務)により閉袋で交換される通常郵便物については、各通過國の利益のため、又は業務が通送に関與する各國の利益のため、左の表に指示する継越料を支拂ふ。

陸路	一キログラムごとに	
	書状及び郵便葉書	他の物品
1,000キロメートルまで	フラン 〇・六〇	フラン 〇・〇八
1,000キロメートルを超え2,000キロメートルまで	〇・八〇	〇・一二
2,000キロメートルを超え3,000キロメートルまで	一・二〇	〇・一六

四條 約

送から起算して六箇月の期間内に差立郵政廳に償還すべきものとする。この期間は、遠隔の諸國との関係では、これを九箇月とする。

2 第六十二條により賠償金が数個の郵政廳により負担されるべきときは、支拂うべき賠償金の全部は、請求を受けた郵便物を正当に受け取つたが、これを相手業務に正当に通送したことを立証することができない最初の郵政廳から、第一項に記載する期間内に、差立郵政廳にこれを拂い込まなければならない。拂込をした郵政廳は、他の責任郵政廳から、権利者への損害賠償につき各自の分担額があるときは、これを回収する。

3 貸方郵政廳への償還は、この郵政廳に費用を負担させることなく、郵便爲替、貸方國の首府若しくは商業地あての小切手若しくは一覽拂手形又はその國において流通する貨幣で、これを行う。

4 責任が承認されたとき及び第六十四條第三項に規定する場合に、賠償金額は、直接に又は責任郵政廳と定期に差引計算書を交換する郵政廳の仲介で、何らかの差引計算の方法により、職権をもつて責任國からこれを回収することができる。

5 六箇月の期間が経過したときは、差立郵政廳に支拂うべき金額は、この期間の満了の日から起算し、年五分の割合で利子を生ずる。この期間は、遠隔の諸國との関係では、九箇月とする。

6 差出郵政廳は、亡失の通知の發送から又は、場合により、第六十四條第三項に規定する期間の満了の日から起算し一年の期間内でなければ、責任郵政廳に対して賠償金の償還を請求することが

陸路		二 海路	
三、〇〇〇キロメートルを超え六、〇〇〇キロメートルまで	二・〇〇	三、〇〇海里まで	〇・六〇
六、〇〇〇キロメートルを超え九、〇〇〇キロメートルまで	二・八〇	三、〇〇海里を超え一、五〇〇海里まで	一・六〇
九、〇〇〇キロメートルを超えるとき	三・六〇	一、五〇〇海里を超え六、〇〇〇海里まで	三・二〇
	〇・四〇	六、〇〇〇海里を超えるとき	四・八〇
	〇・四〇		〇・六〇

2 三百海里を超えない航程の海路通送に対する継越料は、關係郵政廳が、通送郵便物につき、既に陸路継越に対する報酬を受け取つたときは、第一項に規定する金額の三分の一とする。

3 二以上の郵政廳が行う海路通送の場合には、全海路の料金は、書状及び郵便葉書については、一キログラムごとに四フラン八十サンチーム、他の物品については、一キログラムごとに六十サンチームを超えることができない。場合により、この最高額は、通送に関與する郵政廳間に通送距離に応じてこれを分配する。

4 二國間に直接行ふ海路通送でその一國の船舶によるもの及び同一國の二郵便局間に他國の業務の仲介によつて行ふ通送は、反対の協定がない限り、第三業務とみなされる。

5 小形包装物、新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定により差し立てる新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物並びに價格表記の書状及び箱物に関する約定により差し立てる價格表記箱物

は、継越に關しては、他の物品とみなされる。
6 誤送の閉袋は、継越料の支拂に關しては、普通の線路を經由したものとみなされる。

第六十八條 継越料の免除

第五十二條に記載する郵便料免除の通常郵便物、差出國に返送する往復郵便書書の返信部、轉送郵便物、配達不能郵便物、到達証、郵便爲替その他郵便業務に關するすべての書類、ことに郵便振替に關する郵便物については、陸路又は海路の全継越料を免除する。

第六十九條 特殊業務

第六十七條に掲げる継越料は、郵政廳が他の一又は二以上の郵政廳の依頼により、特に開設し、又は維持する特殊業務によつてなす通送には、これを適用しない。この種の通送に關する條件は、關係郵政廳間に協議をしてこれを定める。

第七十條 支拂及び差引計算

- 1 継越料は、差出國郵政廳の負担とする。
- 2 右の料金の繰差引計算は、三年ごとに一回、十四日の期間内に調査作成する統計資料に従い、これを行う。この期間は、いづれかの國の業務により一週六回未満交換する郵便物に対しては、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で、これを定める。
- 3 二郵政廳間の年次差額が、二十五フランを超えないときには、借方郵政廳は、すべての支拂を免除される。
- 4 各郵政廳は、實際と著しく相違すると思料する統計の結果を、

仲裁委員会の評定に付することができ。この仲裁は、第十二條に規定するところに従い、これを組織する。

5 仲裁者は、支拂うべき継越料の金額を裁定する権利を有する。

第七十一條 軍艦との閉袋の交換

1 閉袋は、締約國の一國の郵便局と外國にある同國の艦隊若しくは軍艦の指揮官との間、又はその艦隊若しくは軍艦の指揮官と同國の他の艦隊若しくは軍艦の指揮官との間に、他國の陸路又は海路の業務の仲介により、これを交換することができる。

2 右の閉袋に納める各種の通常郵便物は、閉袋の名あて艦又は差立艦の將校及び乗組員の發受するものに限る。この郵便物に適用すべき郵送の料金率及び條件は、軍艦の属する國の郵政廳がその内國規則によりこれを定める。

3 反対の協定がない限り、軍艦所屬國の郵政廳は、仲介郵政廳に對し第六十七條の規定により算出する閉袋の継越料を負担する。

諸種の規定

第七十二條 継越の自由の不遵守

継越の自由に關する第二十八條の規定を遵守しない國があるときは、郵政廳は、同國との郵便業務を廢止する権利を有する。当該郵政廳は、その処置につきあらかじめ電報により關係郵政廳に通知しなければならぬ。

第七十三條 処罰に關する約束

締約國は、左の目的のため必要な処置を執り、又はこれをそのそ

れぞれの立法機關に提議することを約束する。

(い) 非現行になつたものを含む郵便切手、國際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。

(ろ) 左のものの使用又は流布を処罰すること。

一 偽造した郵便切手(非現行になつたものを含む)又は既使用した郵便切手及び偽造した又は既に使用した、料金前納用機械又は印刷機による印影

二 偽造した國際返信切手券

三 偽造した郵便本人票

(は) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。

(に) 一締約國の郵政廳において發行する切手類と混同し易いよゝに偽造した又は模造した、郵便業務において使用する切手類の製造及び流布の詐欺行爲を禁圧すること。

(ほ) 條約及び約定により、そゝ入することを明らかに許される

アフガニスタン國(以下締約國名のみを掲げ、署名者の氏名を省く。)

南アフリカ連邦

アルバニア人民共和國

ドイツ國

アメリカ合衆國

アメリカ合衆國の属地全体

サウデイ・アラビア王國

アルゼンティン共和國

オーストラリア連邦

オーストリー國

ベルギー國

ベルギー國のコンゴ植民地

白ロシア・ソヴィエト社會主義共和國

ボリヴァリア國

ブラジル國

ブルガリア人民共和國

カナダ

限にその効力を有する。

第七十四條 條約の実施及び存続期間

この條約は、千九百四十八年七月一日から、これを實施し、無期限にその効力を有する。
右の証書として、前に掲げられた諸國の政府の全權委員は、フランス共和國政府の記録に寄託保存されるべきこの條約一通に署名した。その謄本一通は、各締約國に交付される。

千九百四十七年七月五日パリにおいてこれを作成した。

チリ國

中華民國

コロンビア共和國

朝鮮

コスタ・リカ共和國

キューバ共和國

デンマーク國

ドミニカ共和國

エジプト國

第一 政治法

- サルヴァドル共和国
- エクアドル国
- スペイン国
- スペイン國の殖民地全体
- エチオピア國
- フィンランド國
- フランス國
- アルジェリー
- 印度支那
- フランス共和國のその他の海外領土と海外領土として統治される地域との全体
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國
- 殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う委任統治又は信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体
- ギリシヤ國
- グアテマラ國
- ハイチ共和国
- ホンデュラス共和国
- ハンガリー國
- インド
- イラン國
- イラク國
- アイルランド國
- アイスランド共和国
- イタリア國
- 日本國
- レバノン國
- リベリア共和国
- ルクセンブルグ國
- モロッコ國（スペイン地帯を除く。）
- モロッコ國（スペイン地帯）
- メキシコ國
- ニカラグア國
- ノールウェー國
- ニュー・ジブラント
- パナマ共和国
- パラグアイ國
- オランダ國
- キュラサオ及びスリナム
- オランダ領インド
- ペルー國
- フィリピン共和国
- ポーランド國
- ポルトガル國
- 西部アフリカのポルトガル國の殖民地
- 東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル國の殖民地
- ルーマニア國
- サン・マリノ共和国
- シヤム國
- スウェーデン國
- スイス連邦
- シリア國
- チエッコスロヴァキア國
- トランスジヨルダン・ハシエミット王國
- テュニス國
- トルコ國
- ウクライナ・ソヴェエト社会主義共和国
- ソヴェエト社会主義共和国連邦
- ウルグアイ東方共和国
- ヴァティカン市國
- ヴェネズエラ合衆國
- イエメン國
- ユーゴスラヴィア人民連邦共和国

條約の最終議定書

下に署名する全権委員は、本日附て締結した万国郵便條約に署名するに際し、左のとおり協定した。

一 取りもどし、名あて変更

第五十四條の規定は、グレート・ブリテン國並びに英國の自治領、殖民地及び保護領で、その内國法制において、差出人の請求による通常郵便物の取りもどし又は名あて変更を許さないものには、これを適用しない。

二 相当額、最高限及び最低限

1 各國は、左の表の指示のとおり第三十六條第一項に規定する料金を最高百分の四十引き上げ又は百分の二十引き下げる権能を有する。

書状〔最初の階段 追加の各階段 郵便書類〕 〔通常 往復〕	最低限	最高限
サンチーム	一六・八	二八・八
九・六	一六・八	二八・八
一・九・六	一六・八	二八・八
業務用書類〔最初の重量階段 追加の各階段 最低料金〕	一・六	二・八
一・六	二・八	二・八
一・六	二・八	二・八
盲人用点字印刷物 千グラムごとに	一・六	二・八
印刷物〔最初の重量階段 追加の各階段〕	一・六	二・八
一・六	二・八	二・八
商品見本〔最初の重量階段 追加の各階段〕	一・六	二・八
一・六	二・八	二・八

四 條 約

2 選定した料金は、なるべくその間に基本料金の間における同一の割合を保持しなければならない。各郵政廳は、その料金を、場合により、その貨幣制度の便宜に従い増減し全数とする権能を有する。

3 一國において採用した料金率は、料金の未納又は不足に因つて到着の際徴収する料金に、これを適用する。

三 業務用書類、印刷物及び商品見本の料金の適用に対する例外

第三十六條の規定にかかわらず、各國は、業務用書類、印刷物及び見本に対し、最初の重量階段につき定める料金を適用することなく、この階段については、四サンチームの料金を維持し、商品見本に対しては、最低料金を八サンチームとする権利を有する。

四 當衡オンス

内國制度によりメートル法重量制を採用することができない國は、例外的処置として、當衡オンス（二八・三四五グラム）をこれに代え、書状及び録音郵便と称する郵便物については、一オンスを二十グラム、又、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、見本及び小形包装物については、二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。

小形包装物 五十グラムごとに	最低料金
録音郵便物〔最初の階段 追加の各階段〕	一・二
一・二	一・二
一・二	一・二

五 外國における通常郵便物の差出

いかなる國も、その領域内に居住する差出人が、外國において定める一層低い料金の利益を受けるため同國において差し出し、又は差し出させる郵便物は、差出人の何人であるかを問はず、これを送達し、又は名あて人に配達する義務がない。この規則は、差出人が居住國において準備した上國境を通過搬出した郵便物及び外國において作成した郵便物に、ひとしくこれを適用する。関係郵政廳は、その郵便物を差出元に返送し、又はこれにその内國料金を課する権利を有する。料金徴收の方法は、その選定にまかせる。

六 國際返信切手券

郵政廳は、國際返信切手券の發賣をしないか、又はその賣さばきを制限する権能を有する。

七 書留料

第五十六條第二項に規定する書留料を四十サンチームと定めることができない國は、五十サンチーム又は、場合により、その内國業務につき定める率に達する料金を徴收することができる。

八 航空業務

1 航空路による通常郵便物の運送に関する規定は、万国郵便條約に附屬し、この條約及びその施行規則の一部を成すものとみなされる。
2 もつとも、右の規定の修正は、條約の一般規定にかかわらず、直接に關係のある郵政廳の代表者を包含する小會議で、隨時これを審議することができる。

三 右の小會議は、右の郵政廳中の少くとも三郵政廳の請求により國際事務局の仲介で、これを招集することができる。

4 右の小會議により提議された規定の全体は、國際事務局の仲介により、これを連合國の投票に付さなければならぬ。決定は、表明された投票の多数によつて、これを行ふ。

九 小形包装物の運送の自由に対する例外

第二十八條の規定にかかわらず、ソヴィエト社会主義共和國連邦郵政廳は、その領域を通過する運送小形包装物を許さないことができる。この制限は、すべての連合國に一律にこれを適用するものとする。

十 シベリア横断鉄道及びアンデス横断鉄道經由の特

別運送料

1 第六十七條第一項の規定(表)にかかわらず、ソヴィエト社会主義共和國連邦郵政廳は、六千キロメートルを超える距離に対し、書狀及び郵便葉書一キログラムごとに、四フラン五十サンチーム並びに他の物品一キログラムごとに五十サンチームの割合のシベリア横断鉄道經由の運送料を二方面(滿洲里又はウラジオストク)につき徴收することができる。

2 アルゼンティン共和國郵政廳は、アンデス横断鉄道のアルゼンティンに屬する部分を經由して運送される各種通常郵便物一キログラムごとに、條約第六十七條第一項一に記載する運送料の外三十サンチームの補充料を徴收することができる。
十一 アフガニスタン國のための特別の運送條件

第六十七條第一項の規定にかかわらず、アフガニスタン國郵政廳は、運送及び通信手段についての特別の困難に因り、自國を經由する閉袋及び開袋の通常郵便物の運送を、当分の内、同廳と關係郵政廳との間に特別に協定する條件で行うことができる。

十二 アテンにおける特別保管料

例外として、アテン郵政廳は、アテンにおいて保管するすべての閉袋に対し、同廳がその閉袋につき陸路又は海路の運送料を受けなるときは、郵袋一個につき四十サンチームの料金を徴收することができる。

十三 積換の特別料金

例外として、ホルトガル國郵政廳は、リスボン港において積換をするすべての閉袋に対し、郵袋一個について四十サンチームを徴收することができる。

十四 代表されない國に対し加入の余地を残す議定書

議定書は、大會議に代表されない連合國が大會議において締結された條約及び諸約定に又はそのうちのあるものみに加入することができるように、余地を残す。

十五 代表された國に対し署名及び加入のために余地を残す議定書

議定書は、代表者が大會議で決定された條約又はある約定のみに本日署名した國が本日署名された他の諸約定又はそのある約定に加入することができるように、余地を残す。

十六 加入通知の期間

四 條 約

十四及び十五の條項に規定する加入は、外交上の形式により、当該政府からこれをフランス共和國政府に通知し、且つ、同國政府から他の連合國に通知しなければならない。この通知のため当該政府に與えられた期間は、千九百四十八年七月一日で満了する。

十七 條約及び約定への加入を一時妨げられている國に

1 千九百四十六年十二月十二日の國際連合總會の決議に従い第十二次萬國郵便大會議が行つた決定により、條約及び約定への加入を一時妨げられているスペイン國、モロッコ國(スペイン地帯)及びスペイン國の殖民地全体は、その決議が廢止され、又は目的を失つたときは直ちに、第三條に規定する手續によらずに、これらの文書に加入することができる。

2 條約及び約定への加入を一時妨げられているドイツ國、日本國及び朝鮮は、責任當局が適當と判断する時に、第三條に規定する手續によらずに、これらの文書に加入することができる。

3 第一項及び第二項に規定する加入は、外交上の形式により、当該政府からこれをフランス共和國政府に通知し、且つ、同國政府から他の連合國に通知しなければならない。

右の証據として、下記全權委員は、規定が條約の本文中に入れられた同一の効力及び同一の價值を有すべきこの議定書を作成し、フランス共和國政府の記録に寄託保存されるべき一通に署名した。その謄本一通は、各締約國に交付される。

第一 政治法

千九百四十七年七月五日パリにおいてこれを作成した。
署名(條約の場合と同じ。)
南アフリカ連邦の委員は、この條約の受諾が、南西アフリカの委任統治地域を包含することを宣言する。
千九百四十七年七月五日パリにおいて
エル・シー・バーク

附屬書

國際連合と万国郵便連合との間の協定

前文

國際連合憲章第五十七條により國際連合に課せられる義務にかんがみて、國際連合及び万国郵便連合は、次のとおり協定する。

第一條

國際連合は、万国郵便連合(以下連合という。)がその基本法規中に定めた目的を達成するために右の法規に即するすべての措置を執ることを任務とする専門機関であると認める。

第二條 相互の代表

1 國際連合の代表者は、連合の大会議、事務上の小會議及び委員会に出席し、これらの会合の討議に投票權なしで参加するように勧誘される。

2 議事日程に記載された連合が利害關係を有する問題が取り扱われるときは、連合の代表者は、國際連合の經濟社会理事会(以下理事会という。)、その委員会又は小委員会の会合に出席し、その

と意見を交換し、又、連合又はその連合員が前記の勧告について執つた措置又はこの勧告を考慮した後に生じたすべての他の結果について、適当な時に國際連合に報告する。

3 連合は、諸専門機関及び國際連合の活動の効果的な調整を確保するために必要なすべての他の手段に協力する。特に、連合は、理事会がこの調整を助長するため設置することのあるすべての機関と協力し、又、この事業の完遂に必要な情報を提供する。

第五條 情報及び書類の交換

1 ある種の書類の秘密の保持に必要な措置を留保して、情報及び書類の最も完全に且つ最も迅速な交換が、國際連合と連合との間に行われる。

2 前項の規定の一般性を害することなく、

(い) 連合は、業務年報を國際連合に提供する。

(ろ) この協定第十一條の規定を留保して、連合は、國際連合が連合に対してなすことのある特別報告、研究又は情報のすべての請求にできる限り應ずる。

(は) 連合は、その所管問題に關し、信託統治理事会が連合に求めることのある意見書を提出する。

(に) 國際連合事務局長は、連合國際事務局長の請求により、連合に対して特別の利害關係がある情報を連合に與えるような意見の交換を、連合國際事務局長と行う。

第六條 國際連合への援助

1 連合は、國際連合、その主要機関及び補助機関と協力し、且つ、

四 條 約

諸機関の討議に投票權なしで参加するように勧誘される。
3 連合の代表者は、連合所管の問題が討議されるべき総会の会合に諮問的な資格で出席し、又、連合が利害關係を有する問題を取り扱う総会の主要な委員会の討議に投票權なしで参加するように勧誘される。
4 國際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による通報を、場合により、総会、理事会及びその諸機関並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、國際連合が提出する文書による通報をその連合員に配布する。

第三條 議事日程への問題の記載

必要とされることのある事前の協議を留保して、連合は、國際連合が連合に提起する問題を、連合の大会議、事務上の小會議若しくは委員会の議事日程に記入し、又は、場合により、万国郵便條約に規定される手続に従つて連合員に付議する。相互的に、理事会、その委員会及び小委員会並びに信託統治理事会は、連合がこれらに付議する問題を、その議事日程に記入する。

第四條 國際連合の勧告

1 連合は、國際連合が連合にあてるすべての公式の勧告を、万国郵便條約が規定する手続に従い、その大会議、事務上の小會議及び委員会又は連合員にすべての有益な目的のためになるべく早く付議するため、すべての措置を執らなければならない。この勧告は、連合にあてられ、直接その連合員にあてられてはならない。
2 連合は、國際連合の要請により、この勧告に關して、國際連合

万国郵便條約の規定と相いれる範囲内で、これに助力することに同意する。

2 國際連合の加盟國に關しては、連合は、憲章第三百三條の規定に従い、万国郵便條約又はその附屬約定のいずれの規定も、一國の國際連合に対する義務の遵守を妨げ又はこれを制限するものとして、援用され得ないことを承認する。

第七條 職員に關する取極

國際連合及び連合は、職員を採用条件をできる限り一様にするために、且つ、その募集上競争を避けるために、必要な範囲内で協力する。

第八條 統計業務

1 國際連合及び連合は、情報及び統計資料の最大の効果と利用とを確保するため協力することに同意する。
2 連合は、國際連合が諸國際組織の一般目的に役立つ統計の収集、分析、発表、統一及び改善を担当する中央機関であることを承認する。
3 國際連合は、連合がその固有の分野に屬する統計の収集、分析、発表、統一及び改善を行う資格を持つ機関であることを承認する。但し、この統計が國際連合自体の目的の実現及び全世界にわたる統計の發達上重要である限り、これに對し國際連合が持つ關心は、妨げられることはない。

第九條 行政的及び技術的業務

1 國際連合及び連合は、その人員及び財源を最も良く利用するた

第一 政治法

めに、相互に競争し又は重複する業務の創設を避けることが望ましいことを承認する。

2 国際連合及び連合は、公文書の登録及び保管のためすべての有益な措置を執る。

第十條 予算規定

連合の年次予算は、これを国際連合に通知し、総会は、これに關し連合の大会議に勧告を行う権能を有する。

第十一條 特別業務費の支弁

国際連合がこの協定の第五條又は他の規定により特別報告、研究又は情報を請求した結果、連合が多額の臨時費の支出を要する場合には、この費用の最も公正な支弁方法を決定するため意見を交換する。

第十二條 諸機関間の協定

連合は、連合が他の専門機関又は他の政府間組織と締結するすべての協定の性質及び範囲について理事会に通知する。なお、連合は、この種の協定の準備についても理事会に通知する。

第十三條 連絡

1 国際連合及び連合は、前記の諸規定を協定し、もつて両組織間に有効な連絡を確保するため両者が貢献することの希望を表明する。両者は、これがため必要な手段を合意によつて執る意思を承認する。

2 この協定に定める連絡に關する規定は、連合と附属業務及び地方業務を含む国際連合との關係に望ましい限り、これを適用す

リ國、中華民國、コロンビア共和國、朝鮮、コスタ・リカ共和國、キューバ共和國、デンマーク國、ドミニカ共和國、エジプト國、サルヴァドル共和國、エクアドル國、スペイン國、スペイン國の殖民地全体、エチオピア國、フィンランド國、フランス國、アルジェリー、印度支那、フランス共和國のその他の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、ギリシャ國、グアテマラ國、ハイチ共和國、ホンデュラス共和國、ハンガリー國、インド、イラン國、イラク國、アイスランド共和國、イタリア國、日本國、レバノン國、リベリア共和國、ルクセンブルグ國、モロッコ國（スペイン地帯を除く）、モロッコ國（スペイン地帯）、メキシコ國、ニカラグア國、ノールウェー國、パナマ共和國、パラグアイ國、オランダ國、キューラサオ及びスリナム、オランダ領インド、ベルギー國、ポランド國、ポルトガル國、西部アフリカのポルトガル國の殖民地、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル國の殖民地、ルーマニア國、サン・マリノ共和國、シヤム國、スウェーデン國、スイス連邦、シリア國、チエッコスロヴァキア國、トランスジオルダン、ハシエミット王國、テュニス國、トルコ國、ウルグアイ東方共和國、ヴァティカン市國、ヴェネズエラ合衆國、イエメン國及びユーゴスラヴィア人民連邦共和國間に締結した小包郵便物に關する約定

る。

第十四條 協定の実施

国際連合事務総長及び連合の実施連絡委員會議長は、この協定の適用のため、両組織の経験に照らし望ましいと思われるすべての補足取極を締結することができる。

第十五條 効力の発生

この協定は、千九百四十七年パリで締結された万国郵便條約に附屬する。この協定は、国際連合の総会の承認を経て、最も早い場合でもこの條約と同時に効力を生ずる。

第十六條 改正

この協定は、両締約者のいずれか一方からの六箇月の予告の後に、国際連合と連合との間の協議により、これを改正することができる。千九百四十七年七月四日パリにおいて

万国郵便連合第十二回大会議議長 ジー・ジー・ル・ムエル
専門機関との交渉を命ぜられた経済社会理事会の小委員会臨時委員長 ヤン・ババネク

◎小包郵便物に關する約定(條約第二号)

アフガニスタン國、アルバニア人民共和國、ドイツ國、サウデイ・アラビア王國、アルゼンティン共和國、オーストリー國、ベルギー國、ベルギー國のコンゴ植民地、ボリヴィア國、ブラジル國、ブルガリア人民共和國、チ

前に掲げられた諸國の政府の全権委員である下に署名する者は、千九百四十七年七月五日パリにおいて締結された万国郵便條約第四條により協議を遂げ、批准を受けるべきものとして、次の協定を締結した。

第一章

第一條 協定の目的

1 二十キログラムに達するまでの小包は、左の重量級で、小包郵便物の名称の下に、締約國間に直接に又はその一國若しくは數國の仲介によつて、これを交換することができる。

- 一 一キログラムまで
 - 二 一キログラムを超え三キログラムまで
 - 三 三キログラムを超え五キログラムまで
 - 四 五キログラムを超え十キログラムまで
 - 五 十キログラムを超え十五キログラムまで
 - 六 十五キログラムを超え二十キログラムまで
- 2 十キログラムを超える小包の交換は、随意とする。

第二章 すべての小包に適用する規定

第二條 料金前納、料金

- 1 小包の料金は、差出の際これを支拂わなければならない。
- 2 料金は、陸路又は海路の運送に關する各郵政廳に歸属すべき料金から成る。この料金は、場合により、第五條ないし第八條に

第一 政治法

規定する追加の諸料金をも包含する。

第三條 陸路料

- 陸路通送料は、各國につき、左のとおり、これを定める。
重量一キログラムまでの小包一個につき、三十センチム
一キログラムを超え三キログラムまでの小包一個につき、四十センチム
三キログラムを超え五キログラムまでの小包一個につき、五十センチム
五キログラムを超え十キログラムまでの小包一個につき、百センチム

- 十キログラムを超え十五キログラムまでの小包一個につき、百五十センチム
十五キログラムを超え二十キログラムまでの小包一個につき、二百センチム
- もつとも、最後の二重量級の小包に関しては、發送郵政廳及び到着郵政廳は、自廳に帰属すべき通送料を任意に定める権能を有する。

第四條 海路料

- 海路通送の場合には、その通送に関與する各業務につき、左に定める率の料金を徴収する。

距離の階段	一キログラムまでの小包	一キログラムを超え三キログラムまでの小包	三キログラムを超え五キログラムまでの小包	五キログラムを超え十キログラムまでの小包	十キログラムを超え十五キログラムまでの小包	十五キログラムを超え二十キログラムまでの小包
五〇海里まで	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇
五〇海里から一、〇〇〇海里まで	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五
一、〇〇一海里から二、〇〇〇海里まで	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇
二、〇〇一海里から三、〇〇〇海里まで	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇	〇・五五
三、〇〇一海里から四、〇〇〇海里まで	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇	〇・五五	〇・六〇
四、〇〇一海里から五、〇〇〇海里まで	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇	〇・五五	〇・六〇	〇・六五
五、〇〇一海里から六、〇〇〇海里まで	〇・四五	〇・五〇	〇・五五	〇・六〇	〇・六五	〇・七〇
六、〇〇一海里から七、〇〇〇海里まで	〇・五〇	〇・五五	〇・六〇	〇・六五	〇・七〇	〇・七五
七、〇〇一海里から八、〇〇〇海里まで	〇・五五	〇・六〇	〇・六五	〇・七〇	〇・七五	〇・八〇
八、〇〇一海里から九、〇〇〇海里まで	〇・六〇	〇・六五	〇・七〇	〇・七五	〇・八〇	〇・八五
九、〇〇一海里から一〇、〇〇〇海里まで	〇・六五	〇・七〇	〇・七五	〇・八〇	〇・八五	〇・九〇
このように、順次一、〇〇〇海里又は一、〇〇〇海里のは数を加えることに	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五

- 場合により、右の階段は、当該兩國の關係港間の平均距離に従いこれを定める。
- 同一國の二港間の海路通送については、その國の郵政廳が通送小包につき既に陸路通送に対する報酬を受け取つたときは、第一項に規定する料金を徴収することができない。

第五條 陸路料の引下又は引上

- 締約國は、少くとも三箇月前にスイス郵政廳に通知することの留保の下に、その發送及び到着の陸路料を同時に引き下げ、又は引き上げる権能を有する。
- 右の料金の変更は、二月一日、七月一日の期日から効力を生ずる。
- 引下又は引上げ、少くとも一年の期間有効とする。
- 引上げは、いかなる場合においても、各重量級につき、第三條に規定する料金を超えることができない。

第六條 海路料の引下又は引上

- 郵政廳は、第五條に規定する條件で、第四條に指示する海路通送に適用する料金を引き下げ、又は最高百分の五十引き上げる権能を有する。
- 各引上げは、海路通送を行ふ業務の属する郵政廳が發送する小包にも、これを適用しなければならない。但し、この規定は、一國とその殖民地等との間の關係又は殖民地等相互間の關係には、これを適用しない。

第七條 増料金

- 各締約國は、少くとも三箇月前にスイス郵政廳に通知すること

四條 約

- 右の増料金の適用は、一月一日又は七月一日から効力を生ずべきものとする。

第八條 取扱困難な小包、せい弱な小包、附加料金

- 左のものは、これを取扱困難なものとみなす。
(い) 小包で、その一面の大きさが一メートル五十を超えるもの又はその長さ及び長さと異なつた方向に計つた最大の横周の和が三メートルを超えるもの
(ろ) 小包で、その形状、性質若しくは構造のため、他の小包と共に荷積することが容易でないもの又は特別の注意を要するもの、例えば、かごに入れた草木、生きた動物を入れた又はからのかご、葉巻たばこのから箱又は他の箱の束、家具、かご細工、植木台、うば車、糸くり車、自轉車等
- 海路業務を施行する郵政廳は、この業務による各小包で、その一面の大きさが一メートル二十五を超えるもの又は左の容積を超えるものを取扱困難なものとなす権能を有する。
五キログラムまでの小包に関しては、六十立方センチメートル
五キログラムを超え十キログラムまでの小包に関しては、八十立方センチメートル
十キログラムを超え十五キログラムまでの小包に関しては、百立方センチメートル

十五キログラムを超え二十キログラムまでの小包に関しては、百二十立方デシメートル

- 3 これれやすく且つ通途中その取扱を特に注意しなければならぬ物品を包有する小包は、これをせし、弱な小包とみなす。
- 4 第一項に規定するところと異なつた大きさの制限は、このために協定した郵政廳間の關係において、これを採用することができぬ。
- 5 取扱困難な小包及びせし、弱な小包は、その運送を施行することを承認する國との關係においてのみ、これを許す。
- 6 これらの小包については、普通小包の前納料金を百分の五十引き上げる。この料金は、必要に應じ、これを切り上げ五サンチメートルで整除することができる額とする。

第九條 通関料

名あて郵政廳は、税関への交付及び通関のため又は單に税関への交付のため、小包一個につき最高八十サンチメートルに達する料金を徴収することができる。反対の協定がない限り、この料金は、交付の際これを徴収する。

第十條 名あて人への配達、住所配達料

- 1 小包は、なるべくすみやかに且つ名あて國における現行規定に従い、これを名あて人に配達する。
- 2 右の國は、小包の住所への配達のため、小包一個につき、四十サンチメートルを最高限とし、その内國業務において定めるところと等しい料金を徴収することができる。場合により、同一の料金は、

3 名あて郵政廳は、小包一個につき、四十サンチメートルを超えない手数料を徴収することができる。この料金は、第九條に規定するものとは別個とする。

第十三條 再装料

小包の包有品を保護するため、その領域において小包が再装されなければならなかつた國の郵政廳は、小包一個につき、五十サンチメートルと定める再装料をその小包に課することができる。この料金は、運送の全路を通じて一回限りこれを適用する。この料金は、名あて人、又は、場合により、差出人から、これを回収する。

第十四條 保管料

1 名あて國は、留置小包又は定められた期間内に名あて局から引き取られない小包につき、その法制で定めた保管料を徴収することができる。

2 もつとも、この料金は、五フランを超えることができない。

第十五條 別配達小包

- 1 小包は、郵政廳が別配達業務を行うことを承諾する國においては、差出人の請求により、到着後直ちに特使をもつてこれを住所に配達する。但し、住所への配達を施行しない郵政廳は、特使をもつて到着通知書を名あて人に配達する。
- 2 別配達と称するこの郵便物には、普通郵便料の外八十サンチメートルの特別料金を課する。この料金は、特使をもつて小包又は到着通知書を名あて人に配達することができるかどうかを問わず、差出人において完全にこれを前納しなければならない。

名あて人の住所においてする第一回以外の各呈示に、これを適用する。但し、この料金は、後記第十五條の別配達小包の第一回の呈示については、これを徴収しない。

- 3 小包を住所に配達しないときは、その到着を遅滞なく名あて人に通知しなければならない。内國制度が特別料金の徴収を必要とする國は、この通知書の配達のため、これを徴収することができる。この料金は、内國業務の普通書狀第一通分の料金を超えることができない。場合により、同一の料金は、その後名あて人の住所に送付する各新通知書に、これを適用する。

第十一條 関税及び他の郵便料以外の課金

到着郵政廳は、名あて國において郵便物に課されることのある関税及び他の郵便料以外のすべての課金を、小包の名あて人から徴収することができる。

第十二條 課金別納小包

- 1 同意を表明した諸國間の關係においては、差出人は差出局に予告して、小包が交付の際課される郵便料金及び郵便料以外の課金の全部を負担することができる。小包が名あて人に配達されない間は、差出人は、差出後書留書狀第一通分について定める料金を支拂つて、小包を課金別納て交付することを請求することができる。
- 2 この場合には、差出人は、名あて局が請求することのある金額を支拂ふことを約束し、又、場合により、十分な保証金を拂ひ込まなければならない。

3 名あて人の住所が名あて局所在地の配達区域外にあるときは、別配達については、内國業務において定める補充料金を達するまで補充料金を徴収することができる。但し、この場合においては、別配達は義務的ではない。

4 別配達小包が轉送され、又は配達不能となつたときには、第三項に規定する補充料金は、後記第四十二條第三項の規定に従い、これを徴収する。

- 5 小包又は到着通知書の名あて人への特使による配達は、一回限りこれを行う。その効果がなかつた後は、小包は、これを別配達のものとして認めず、その配達は、普通小包につき要する條件でこれを行う。

第十六條 禁制

1 左の表第一欄に掲げる物品の發送は、これを禁ずる。この物品を包有する小包が誤つて引き受け發送されたときは、その小包は、第二欄に指示する取扱を受けなければならない。

物 品	誤つて引き受けた小包の取扱
(イ) 性質上又は包装上吏員に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し、若しくは損すべき物品	
(ロ) あへん、モルヒネ、コカイン及び他の麻酔劑。但し、この禁制は、医術上又は科学上の目的で、その條件でこれを許す國にあつてその發送には、これを適用しない。	これを発見した郵政廳の内國規則に従つて取り扱う。但し、(イ)に掲げる物品は、いかなる場合においても、これを

(ハ) 名あて國で輸入又は流布を禁ずる物品

(ヒ) 現実的且つ对人的通信の性質を有するすべての書類及び名あて人又は名あて人と住居を共にする人の名あて以外の名あてを有する各種の通常郵便物。但し、無封で、必要な記載にとどまる専ら輸送商品に関する案内書、明細表若しくは發送通知書又は荷渡指圖書のうち一をそう入することはこれを許す。

(ヘ) 生きた動物。但し、郵便によるその運送が關係國の郵便規則によつて許されている場合は、この限りでない。

(ニ) 爆発性、炎火性又は危険性の物質。但し、郵政廳は、携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチの運送について、協定することができる。

(ト) わいせつ又は不道徳な物品。

(チ) 價格表記を許す國にあつた價格表記でない小包内の硬貨、銀行券、紙幣又は各種の持参人所有債券、証券又は加工しない白金、金又は銀、寶石、珠玉その他の貴重品。但し、各郵政廳は、金の地金をそう入することを禁じ、又はこの種の郵便物の実價を制限する権能を有す。

を名あて地に送達せず、名あて人に配達せず、又、差出元へ返送しない。

(ニ)に定める規定に違反する場合で單に一連の通常郵便物のそう入に関するときは、その通常郵便物は、料金未納の書状について定めるところに従い、これを取り扱う。小包は、いかなる場合においても、これを差出元へ返送することができない。

これを発見した郵政廳において即時棄却する。

名あて郵政廳が、その内國規則に定める條件で、これを名あて人に交付する場合を除いて、差出國へ返送する。

送につき必要なら、資金の支拂をあらかじめ保証して、小包を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

第二十條 到達証

差出人は、條約第五十八條に定める條件で到達証を請求することができる。

第二十一條 船積通知書

郵政廳が船積通知書の業務を施行することを協定する諸國間の關係においては、小包郵便物の差出人は差出の際四十センチメートルの定額料金を支拂い、船積通知書を請求することができる。この料金は、差出郵政廳及び船積港の属する郵政廳間でこれを折半する。

第二十二條 轉送

- 1 名あて國の領域における名あて人の居所変更による小包の轉送は、差出人若しくは名あて人の請求により、又は名あて國の規則が認めるときは、明示の請求がなくても、これをなすことができる。
- 2 一國から他國への小包の轉送は、小包が新運送につき必要な條件に適合するときは、差出人又は名あて人の請求によつてのみ、これを行う。
- 3 差出人は、送状及び小包面に適当な記載をして、すべての轉送を禁止することができる。
- 4 名あて人の居所変更による他國への小包の轉送については、第三條ないし第八條並びに第三十條第一項及び第三項に定める料金を追加徴収する。小包が名あて國の領域において轉送されたとき

2 誤つて引き受け發送した小包が、差出元に返送されず、又、名あて人に交付されない場合には、差出郵政廳は、その小包に適用された取扱について詳細に通知を受けるものとする。

第十七條 誤つて引き受けた小包

小包で、その重量又は大きさが許された制限を著しく超え、且つ、誤つて引き受け發送したものは、第十六條第一項(チ)に掲げる郵便物について規定する取扱に従う。

第十八條 捕虜及び捕虜とみなされる者の小包

1 捕虜にあつて又は捕虜から差し出す小包は、代金引換としたものを除いて、差出國、名あて國及び仲介國において、この約定に規定するすべての料金を免除される。この小包については、割当金及び亡失、盜取又は損傷の場合の賠償金の支拂を生じない。

2 捕虜に関する小包で、千九百二十九年七月二十七日のジュネーヴ國際條約第七十九條に規定する捕虜情報中央事務局又は交戦國內若しくは交戦者とその領域に收容した中立國內にこれらの人のため設置されることのある情報局が、直接に又は仲介者として、發受するものについてもまた同様とする。

3 中立國內に收容抑留される交戦者及び抑留所又は普通刑務所内に留置される敵國の文民は、前記の規定の適用に關しては、捕虜とみなされる。

第十九條 取りもどし、名あて変更

小包の差出人は、通常郵便物につき條約第五十四條に定める條件で、且つ、差出人が小包の返送又は轉送を請求する場合には、新運

は、その國の郵政廳は、その内國規則による轉送料金を徴収することができる。その後の轉送又は差出元への返送の場合に徴収するこの料金は、名あて人又は、場合により、差出人からこれを徴収する。但し、名あて國が取消を許さない関稅又は他の特別の費用は、これを償還しなければならない。第十六條に規定する禁制の一に触れる小包についても、同じ手續に従う。

5 誤送により到着した小包の再發送又は誤つて引き受け發送した小包の返送は、施行規則第二百二十五條第一項及び第二項の規定に従いこれを行う。

6 轉送の場合には、新名あて局における保管期間は、後記第二十三條第七項に規定する期間による。

第二十三條 配達不能

1 差出人は、送状の裏面及び小包面に配達不能の場合におけるその郵便物の処分の方法を指示すべきものとする。この規定が遵守されず、且つ、小包が配達不能となつたときは、小包は、直ちに差出局にこれを返送する。不可能でない限り、返送は、送達に經由した線路によりこれを行う。

2 又、送状及び小包面に記載した差出人の請求が所期の効果をあげなかつたときは、配達不能となつた小包は、直ちにこれを返送しなければならない。

3 配達不能通知書に対する回答として差出人(又は施行規則第二百八條第二項の第三者)が施行規則第二百二十七條第一項(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)又は(ト)による一又は二以上の請求をした場合にお

いて、その指示に従つても所期の効果がなかつたときは、小包は、差出局にこれを返送する。

4 名あて郵政廳は、差出人の回示を受領しない間は、小包を、場合により、当初の名あて人若しくは指示されることのある他の名あて人に交付し、又は新名あてに轉送することができる。

5 差出人又は施行規則第八條第二項の第三者が施行規則第二百二十六條に記載する配達不能の式紙に記入するときは、その際差出人又は第三者から書狀第一通分に適用する料金の二倍を超えない料金を徴収することができる。施行規則の規定に従い一通の配達不能通知書の目的となる数個の小包に關しては、料金は、一回分だけこれを徴収する。

6 配達不能通知書の發送から起算し二箇月の期間内に、通知書を作成した局が十分な回示を受け取らなかつたときは、小包は、これを差出局に返送する。この期間は、疎隔の國との關係では四箇月とする。

7 小包でその到着が名あて人に通知されたものは、通知書發送の翌日から起算し十五日又は最長一箇月間名あて人のためにこれを保管する。この期間が経過したときは、小包は、これを配達不能となつたものとみなす。保管期間は、差出人が承諾し、且つ、名あて郵政廳が反対しないときは、例外としてこれを二箇月とすることができ、通知書を發送することができなかつたときは、保管小包は、留置小包と同じく、名あて國の規則に規定する保管期間後でなければ、これを配達不能となつたものとみなさない。但

れを取り扱う。

第二十七條 差出人からの費用の回收

1 差出人は、小包の配達不能に因り郵政廳に生じた運送料又は他の費用を支拂うものとする。小包が放棄、賣却又は棄されたときも、また同様とする。この費用は、差出郵政廳からこれを回收する。

2 差出局は、小包の配達不能から生ずることのある費用に充当するため、必要あるときはその都度、保証金を徴収することができる。

第二十八條 取調請求及び通報請求

1 各小包に關する取調請求及び通報請求については、最高四十センチメートルの料金を徴収することができる。この料金は、取調請求又は通報請求が同一差出人により、同一名あて人にあて、同時に差し出された二個以上の小包に關するときは、一回分だけこれを徴収する。

2 差出人が到達証を受けるため、既に特別料金を支拂つたときは、何らの料金も徴収しない。

3 取調請求は、小包差出の翌日から起算して一年の期間内で行なわれ、これを許さない。但し、各郵政廳は、右の期間後になされた單なる通報の請求について、関係小包の發送後二年の内に、他の郵政廳から照會を受けたときは、これに対し措置を執らなければならぬ。

4 各郵政廳は、他の郵政廳の領域において差し出された小包に關

し、この期間は、原則として、疎隔でない國にあつては三箇月、疎隔の國にあつては五箇月を超えることができない。差出國への返送は、差出人が名あて國において通ずる語で送狀の裏面及び小包面になした記載によつて請求したときは、一層短い期間内にこれをを行わなければならない。

8 配達不能となつた小包の返送については、第二十二條第四項に規定する料金を徴収する。

第二十四條 関税及び他の郵便料以外の課金の取消

1 郵政廳は、差出國に返送し、差出人において放棄し、包有品の全部の損壞に因り棄却し、又は第三國に轉送する小包について、関税及び他の郵便料以外の課金を取り消させるため自國の關係業務に交渉すべきことを約束する。

2 郵政廳は、その業務において亡失し、盜取され、又は損した小包に關して、同様の措置を執らなければならない。

第二十五條 賣却、棄

損壞又は腐敗しようとする虞のある物品に限り、送達又は返送の途中においても、予告及び司法上の手續を経ることなく、権利者の利益のために直ちに賣却することができる。何らかの理由で賣却することができないときは、損壞又は腐敗した物品は、これを棄する。

第二十六條 放棄小包

名あて人に交付することができなかつた小包で、差出人が放棄したものは、これを返送しない。名あて郵政廳は、その法制によりこ

する取調請求又は通報請求を受理する義務がある。

5 取調請求又は通報請求が、業務に過失があつたことに因りなされたものであるときは、これがため徴収した料金は、これを還付する。

第三章 價格表記小包

第二十九條 價格の表記

1 小包は、郵政廳が價格表記業務を施行する諸國間の關係においては、これを價格表記とすることができる。

2 各郵政廳は、價格の表記を各自一定の金額に制限する権能を有する。この金額は、千フランを下ることができない。

3 異なる最高限を採用した諸國間の關係においては、最も低い制限を相互に遵守しなければならない。

4 價格の表記は、小包の包有品の実價を超えることができない。但し、その價格の一部のみを表記することは、これを許す。

5 小包の包有品の実價を超える價格の詐欺表記は、すべて差出國の法制の規定する司法上の訴追を受けるものとする。

第三十條 料金及び條件

1 普通小包に適用する料金の外、價格表記料として、表記金額三百フラン又は三百フランの半数に左の料金を徴収する。

(イ) 陸路運送に關する郵政廳ごとに、五サンチーム
(ロ) 使用する海路業務ごとに、十サンチーム

2 もつとも、差出郵政廳は、表記金額三百フラン又は三百フラン

のは、数ごとに五十サンチムを超えない総括價格表記料を徴収することができる。

- 3 價格表記小包につき、不可抗力に因り生ずることのある危険を引き受けることを承認する國は、特別料金を徴収することができる。但し、この料金と價格表記料とを合せて、第二項に規定する料金を超えることができない。
- 4 差出郵政廳は、小包一個につき五十サンチムを超えない發送料を徴収する権能を有する。
- 5 價格表記小包の差出人には、差出の際、無料て、受領証を交付しなければならない。

第四章 速達小包

第三十一條 料金及び條件

- 1 同意を表明した諸國間の關係においては、差出人は、小包につき、なるべく通常郵便の通送を利用される迅速な方法による通送を請求することができる。
- 2 速達と稱するこの小包については、第三條、第五條及び第七條に定める料金及び割増のみを二倍とする。その他のすべての費用は、これを増すことなく、この小包に適用する。
- 3 取扱困難とみなされた速達小包については、なお、第八條第六項に定める單なる附加料金を課することができる。

第五章 責任

- 5 郵政廳は、包有品の虚偽の告知に因り税関において差し押えられた小包については、何らの責任を負担しない。
- 6 間接の損害又は実現されなかつた利益は、これを考慮しない。
- 7 賠償金は、物品の通送を引き受けた場所及び時期における同種類の物品の金フランに換算した時價に従い、これを算出する。時價がないときは、賠償金は、同一の基礎で評價された物品の普通價格に従い、これを算出する。
- 8 小包の全部の盗取、損壞又は亡失について賠償金を支拂うべき場合には、差出人は、後記第十項に規定する例外を除いて、支拂つた諸料金の還付をも請求する権利を有する。郵便物で、その不良状態のため、名あて人が拒絶したものに關しては、不良状態が郵便業務に起因し、且つ、これに責任があるときもまた同様とする。
- 9 全部の盗取、損壞又は亡失が不可抗力に基くため、賠償金の支拂を生じないときは、差出人は、利用されない通送又は実施されない業務に關する收得額の還付を請求する権利を有する。
- 10 價格表記料は、いかなる場合においても、郵政廳がこれを取得したままとする。
- 11 小包の差出人は、その郵便物が引き起したすべての損害につき、その損害の原因が正当に立証され、且つ、通送機關の過失又は怠慢がなかつたときは、損害を受けた各小包に対し、第一項ない至第四項に定める限度において責任を有する。差出人に対し訴を提起するのは、差出郵政廳とする。

第三十二條 責任の範圍

- 1 後記第三十三條に規定する場合を除いて、郵政廳は、小包の亡失、盗取又は損につきその責に任ずる。
- 2 差出人は、亡失、盗取又は損の實額に相当する賠償金を請求する権利を有する。普通小包については、この賠償金は、左の額を超えることができない。
 - 重量一キログラムまでの小包一個につき、十フラン
 - 一キログラムを超え三キログラムまでの小包一個につき、十五フラン
 - 三キログラムを超え五キログラムまでの小包一個につき、二十五フラン
 - 五キログラムを超え十キログラムまでの小包一個につき、四十フラン
 - 十キログラムを超え十五キログラムまでの小包一個につき、五十フラン
 - 十五キログラムを超え二十キログラムまでの小包一個につき、七十フラン
- 3 價格表記小包については、賠償金は、いかなる場合においても、金フランにおける價格表記金額を超えることができない。
- 4 名あて人が、盗取され若しくは損した小包の交付を受けるに當り留保をした後、又は名あて人のために差出人がその権利を放棄したことを立証した上賠償金を請求するときは、これを名あて人に支拂う。

第三十三條 責任の原則に対する例外

- (イ) 不可抗力の場合。但し、不可抗力の危険を引き受けることを承認した差立郵政廳にあつては、責任は、存続する(第三十條第三項)。
 - (ロ) 亡失、盗取又は損につき、責任がある國は、その内國法制に従い、その亡失、盗取又は損が不可抗力の場合を構成する事情に因るかどうかを決定しなければならない。この事情は、參考のため、これを差出國に通知する。
 - (ハ) 郵政廳の責任に關し別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類の損に因り、郵政廳が小包について調査することができないとき。
 - (ニ) 損害が差出人の過失若しくは怠慢に因つたとき、又は物品の性質から生じたとき。
 - (ホ) 包有品が第十六條第一項(ロ)(ハ)(ニ)及び(チ)に規定する禁制に触れる小包に關するとき。
 - (ヘ) 包有品の實價を超える價格の詐欺表記の目的となつた小包に關するとき。
- 第三十四條 責任の消滅
- 1 郵政廳は、小包については、同種類の郵便物につき、その内國規則に規定する條件で交付したときは、責任を免かれる。
 - 2 もつとも、名あて人が、又は、返送の場合には、差出人が盗取

され、又は、損した小包の交付を受けるに当り留保をしたときは、責任は、持続する。

第三十五條 責任の決定

- 1 小包を異議なく受け取り、且つ、すべての成規の取調資料を受領した郵政廳は、名あて人に交付したこと又は次の郵政廳に運送した場合において正当に運送したことを立証することができないときは、反対の証拠があるまで、責任を有する。
- 2 左の場合には、仲介郵政廳又は名あて郵政廳は、反対の証拠があるまで、すべての責任を免かれる。

(イ) 施行規則第三百三十七條第一項及び第四項ないし第七項の規定を遵守したとき。

(ロ) 施行規則第四百三十三條に規定する保存期間の経過のため取調請求小包に関する業務書類を棄却した後に、取調請求に接したことを立証することができるとき。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

- 3 亡失、盗取又は、損が運送中に起り、その事実がどの國の領域又は業務で生じたかを立証することができないときは、関係郵政廳は、平等にその損害を負担する。この規定は、ことに小包の一括運送の場合にこれを適用する。但し、盗取又は、損が名あて國において、又、差出人に返送の場合には差出國において判明したときは、その國の郵政廳は、小包の包装にも封かんにも外観上何らの欠陥がなかつたこと及び價格表記小包に関するときは、重量が差出の際確認された重量と相違がなかつたことを証明しなければ

第三十六條 賠償金の支拂

第三十二條第四項に規定する例外を除いて、賠償金及び返還すべき諸料金の支拂の義務は、責任郵政廳に対する求償の権利を留保し、小包の差立局の従属する郵政廳がこれを負担する。

第三十七條 賠償金の支拂期間

- 1 賠償金の支拂は、なるべくすみやかに、且つ、遅くとも請求の日の翌日から起算して一年の期間内に、これをしなければならぬ。

- 2 この支拂を担当する郵政廳が、不可抗力に因つて生ずる危険を負担することを承認せず、且つ、亡失、盗取又は、損が不可抗力に因るかどうかが未だ決定しないときは、例外として、この郵政廳は、右の期間を超えて支拂を延期することができる。

- 3 差出郵政廳又は、場合により、名あて郵政廳は、運送に關與した他の郵政廳で、正当に照会を受け、且つ、事件を解決することなく六箇月を経過させたものの計算で、権利者に賠償をすることができ。この期間は、遠隔の諸國との關係では、九箇月とする。

第三十八條 責任の制限

- 1 價格表記小包の包有品の亡失、盗取又は、損に關する一郵政廳の他の郵政廳に対する責任は、いかなる場合においてもその採用した價格表記の最高限を超えないものとする。
- 2 小包が不可抗力に因り亡失し、盗取され、又は、損したときは、その領域又は業務において亡失、盗取又は、損が生じた郵政廳は、兩國が不可抗力に因つて生ずる危険を負担するときに限り、差立

ばならない。閉鎖した納器で運送する小包については、納器を受け取つた郵政廳が、納器及びその封かんに異状がなかつたことを証明しなければならぬ。名あて郵政廳又は、場合により、差出郵政廳において、同様の証明をしたときは、他のいずれの關係郵政廳も、次の郵政廳の異議を受けずに、これに郵便物を交付したという事由に因り、その責任の分担を拒むことができない。

- 4 取り消されることができなかった開税及び他の課金は、亡失、盗取又は、損について責任のある運送機關の負担とする。
- 5 賠償金の支拂をした郵政廳は、名あて人、差出人又は第三者に對してすることのあるすべての請求の権利について、その賠償金額に達するまで、賠償金を受け取つた人に代位する。

6 亡失したものと認められた小包又はその小包の一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

- 7 なお、差出人には、受け取つた賠償金額の返還と引換に、三箇月の期間内に右の小包の交付を受けることができる旨を通知する。この期間内に、その差出人が小包を請求しないときは、名あて人には、差出人に支拂われた金額を支拂つて三箇月の期間内に小包の交付を受けることができる旨を通知する。

8 差出人又は名あて人が賠償金額を返還して小包の交付を受けたときは、この金額は、損害を負担した一又は、場合により、二以上の郵政廳に、これを返還する。

9 差出人及び名あて人が小包の交付を受けることを放棄したときは、その小包は、これを配達不能のものとなす。

郵政廳に対しその責に任ずる。

第三十九條 賠償金の償還

- 1 責任郵政廳又は第三十七條により支拂が自廳の計算でなされた郵政廳は、差出人に實際支拂われた賠償金額を、支拂の通知の發送から起算して六箇月の期間内に差立郵政廳に償還すべきものとする。この期間は、遠隔の諸國との關係では、これを九箇月とする。

- 2 第三十五條により賠償金が数個の郵政廳により負担されるべきときは、支拂うべき賠償金の全部は、請求を受けた小包を正当に受け取つたが、これを相手業務へ正当に運送したことを立証することができない最初の郵政廳から、第一項に記載する期間内に、差立郵政廳にこれを拂い込まなければならない。拂込をした郵政廳は、他の責任郵政廳から、権利者への損害賠償につき各自の分担額があるときは、これを回収する。

3 貸方郵政廳への償還は、この郵政廳に費用を負担させることなく、郵便爲替、貸方國の首府若しくは商業地あての小切手若しくは一覽拂手形又は貸方國で流通する貨幣で、これを行ふ。

- 4 責任が承認されたとき及び第三十七條第三項に規定する場合に、賠償金額は、直接に又は最初の継越郵政廳の仲介で、差引計算の方法により、職権をもつて責任國からこれを回収することができる。最初の継越郵政廳は、次の郵政廳に對して貸方となり、この手続は、支拂われた金額が責任郵政廳の借方となるまで順次これを繰り返す。

- 5 六箇月の期間が経過したときは、差立郵政廳に支拂うべき金額は、この期間の満了の日から起算し、年五分の割合で利子を生ずる。この期間は、遠隔の諸國との関係では、九箇月とする。
- 6 差出郵政廳は、亡失、盗取若しくは損の通知の発達から、又は、場合により、第三十七條第三項に規定する期間の満了の日から起算し一年の期間内でなければ、責任郵政廳に対して賠償金の償還を請求することができない。
- 7 責任のあることを確証された郵政廳で、当初賠償金の支拂を拒んだものは、支拂の不当の遅延から生ずるすべての附隨の費用を負担しなければならない。
- 8 前記の諸規定は、賠償金が第三十二條第四項により小包の名あて人に支拂われたときは、差立郵政廳の代りに名あて郵政廳にこれを適用する。

第六章 料金の帰属

- 第四十條 送達に關する割当金
差立郵政廳は、各小包につき、左の割当をする。
(一) 名あて郵政廳には、第三條ないし第八條及び第三十一條の規定により同應に帰属する料金
(二) 場合により、各仲介郵政廳には、第三條、第四條、第六條、第八條及び第三十一條に定める料金
(三) 場合により、船積港の属する郵政廳には、第二十一條に定める料金の半額

第四十一條 轉送又は返送の場合の回收

- 1 小包の轉送又は差出元への返送の場合には、再發送郵政廳は、次の郵政廳から自應に帰属する收得額及び、場合により、左の料金及び課金を回收する。
(一) 第九條に規定する通関料
(二) 第十條第二項に規定する住所配達料
(三) 第十條第三項に規定する名あて人への通知の料金
(四) 第十三條に規定する再裝料
(五) 第十四條に規定する保管料
(六) 第二十二條第四項に規定する轉送料金
(七) 郵便料以外の未拂の課金
(八) 同一の手續は、施行規則第二百五條に定めるところにより、各仲介郵政廳がこれを行ふ。

第四十二條 別配達の料金

- 1 第十五條第二項に規定する別配達の特別料金は、これを名あて郵政廳に帰属する割当金の一部とする。
- 2 別配達小包が配達を試みられずに他國に轉送されたときは、右の料金は、新名あて國にこれを割り当てる。新名あて國が別配達を担当しないときは、この料金は、最初の名あて國郵政廳がこれを取付したままとする。別配達小包が配達不能となつたときも、また同様とする。
- 3 別配達小包の轉送又は差出元への返送の場合には、第十五條第三項及び第四項に規定する補充料金は、名あて人の住所に呈示の

際この料金の支拂を受けた場合を除いて、配達を試みた郵政廳が相手郵政廳からこれを回收する。

第四十三條 名あて國における轉送料金

第二十二條第四項に規定する轉送料金は、その後の轉送又は差出元への返送の場合には、その領域内で轉送をした國がこれを收得する。

第四十四條 諸種の料金

- 1 左の料金は、徴收した郵政廳が全部これを收得する。
(一) 小包の差出後にする課金別納交付の請求につき規定する料金(第十二條第一項)
(二) 到達証に適用する定額料金(第二十條)
(三) 配達不能となつた小包につき規定する料金(第二十三條第五項)
(四) 取調請求及び通報請求に適用する料金(第二十八條第一項)
(五) 價格表記小包の發送料(第三十條第四項)
(六) 取りもどし又は名あて変更の請求に適用する料金(第十九條)
(七) 通関料、到着通知料、住所配達料及び保管料(第九條、第十條及び第十四條)は、名あて郵政廳がこれを收得する。この郵政廳が差立郵政廳から回收する手数料(第十二條第三項)についても、また同様とする。
- 2 再裝料(第十三條)は、再裝をした郵便局の属する郵政廳がこれを收得する。

四條 約

第四十五條 價格表記料

價格表記小包については、差出郵政廳は、業務が通送に關與する郵政廳の各々に対し、且つ、場合により、この業務の各々につき、表記金額三百フラン又は三百フランのは数ごとに、陸路通送にあつては五サンチーム、海路通送にあつては十サンチームと定める價格表記料の收得額を負担する。

第七章 諸種の規定

第四十六條 條約の規則の適用

條約第一編及び第二編に掲げる一般的規定は、小包の交換にこれを適用する。

第四十七條 非締約國にあつては小包郵便物

1 この約定に参加する國の郵政廳で、非締約國と小包郵便物の交換を保持するものは、その非締約國の反対がない限り、その關係をすべての他の参加郵政廳に利用することを許す。

2 約定の非署名國にあつて、又はこれから發する小包は、約定署名國の陸路業務又は海路業務による越境については、越境の收得額に關する限り、これを締約國間に交換する小包とみなす。

第四十八條 小包一個につき二十五サンチームを超える増料金

この約定に加入しようとする國が、小包一個につき、二十五サンチームを超える増料金を徴收する権能を要求するときは、國際事務局は、この加入の請求をすべての約定参加郵政廳に通告する。六箇

月の期間内にこれらの郵政廳の三分の一以上が反対しないときは、この請求は、容認されたものとみなす。

第四十九條 會議から會議までの間においてする提議の同意

會議から會議までの間においてする提議（條約第二十一條及び第二十二條）が実施力を有するためには、左の票數を得なければならぬ。

(一) 新規定の追加又はこの約定第一條ない至第二十三條、第二十八條ない至第四十二條、第四十四條、第四十五條、第四十九條及び第五十條、その最終議定書のすべての條項並びにその施行規則第四百十五條の規定の修正に関するときは、投票の全体(ろ) (い)に記載する規定以外の規定の修正に関するときは、投票の三分の二

- アフガニスタン國
- アルバニア人民共和國
- ドイツ國
- サウディ・アラビア王國
- アルゼンティン共和國
- オーストリー國
- ベルギー國
- ベルギー國のコンゴ植民地
- ポリアリア國
- ブラジル國

- ブルガリア人民共和國
- チリ國
- 中華民國
- コロンビア共和國
- 朝鮮
- コスタ・リカ共和國
- キューバ共和國
- デンマーク國
- ドミニカ共和國
- エジプト國

(は) この約定、その最終議定書及びその施行規則の規定の解釈に関するときは、條約第十二條に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除いて、過半数

最終規定

第五十條 約定の実施及び存続期間
この約定は、千九百四十八年七月一日から、これを実施し、無期限にその効力を有する。

右の証拠として、前に掲げられた諸國の政府の全權委員は、フランス共和國政府の記録に寄託保存されるべきこの約定一通に署名した。その謄本一通は、各締約國に交付される。
千九百四十七年七月五日パリにおいてこれを作成した。

- サルヴァドル共和國
- エクアドル國
- スペイン國
- スペイン國の植民地全体
- エチオピア國
- フィンランド國
- フランス國
- アルジェリー
- 印度支那
- フランス共和國のその他の海外領土と海外

- 領土として統治される地域との全体
- ギリシャ國
- グアテマラ國
- ハイチ共和國
- ホンデュラス共和國
- ハンガリー國
- インド
- イラーク國
- イラン國
- アイスランド共和國
- イタリア國
- 日本國
- レバノン國
- リベリア共和國
- ルクセンブルグ國
- モロッコ國(スペイン地帯を除く)

- モロッコ國(スペイン地帯)
- メキシコ國
- ニカラガ國
- ノールウェー國
- パナマ共和國
- パラグアイ國
- オランダ國
- キューラサオ及びスリナム
- オランダ領インド
- ペルー國
- ポランド國
- ホルトガル國
- 西部アフリカのホルトガル國の植民地
- 東部アフリカとアジアとオセアニアとのホルトガル國の植民地

- ルーマニア國
- サン・マリノ共和國
- ジャム國
- スウェーデン國
- スイス連邦
- シリア國
- チェッコスロヴァキア國
- トランスジヨルダン・ハシエミット王國
- テュニス國
- トルコ國
- ウルグアイ東方共和國
- ヴァティカン市國
- ヴェネズエラ合衆國
- イエメン國
- ユーゴスラヴィア人民連邦共和國

約定の最終議定書

下に署名する全權委員は、本日附で締結した小包郵便物に関する約定に署名するに際し、左のとおり協定した。

一 運送事業による業務の經營

1 現に郵便局において小包郵便物の運送を担当しないで約定に入する各國は、鉄道及び海運事業にその條項を実施させる権能を

四 條 約

有する。同國は、同時に、この業務をこの運送事業の連絡がある地方から發し、又はこれにあてる小包に制限することができる。
2 右の國の郵政廳は、鉄道及び海運事業による約定のすべての條項の完全な実施を保障するため、特に交換業務を創設するため、この運送事業と協定しなければならない。
3 右の郵政廳は、右の運送事業と他の締約國郵政廳及び國際事務局とのすべての關係につき仲介の任に當る。

二 航空業務

第一 政治法

- 1 航空路による小包郵便物の運送に関する規定は、約定に附属し、この約定及びその施行規則の一部を成すものとみなされる。
- 2 もつとも、右の規定の修正は、約定の一般規定にかかわらず、直接に關係のある郵政廳の代表者を包含する小會議で、随時これを審議することができる。
- 3 右の小會議は、右の郵政廳中の少くとも三郵政廳の請求により國際事務局の仲介で、これを招集することができる。
- 4 右の小會議により提議された規定の全体は、國際事務局の仲介により、これを締約國の投票に付さなければならない。決定は、表明された投票の多数によつて、これを行う。

一 首尾増料金

逐次番号	増料金を徴収し得る郵政廳	小包一個についての増料金額	備考
一	アフガニスタン國	サンチーム 五〇	(一) 増料金は、コスタ・デル・スール、タイエーラ・デル・フエーゴ及び附近諸島のアルゼンティン郵便局では一フラン二十五サンチームにこれを引き上げることができる。
二	アルバニア國	一〇〇	(二) 増料金は、ラ・パス及びオルロ以外の地方から発し、又はこれにあつては一キログラムまでの小包については三フラン、一キログラムを超え五キログラムまでの小包については七フラン及び五キログラムを超え十キログラムまでの小包については十四フランに、これを引き上げることができる。
三	アルゼンティン(共和國)	七五(一)	(三) 増料金は、遠隔の郵便局にあつては、二フラン二十五サンチームにこれを引き上げることができる。
四	ボリヴィア國	(一)	
五	ブラジル國	一一五(三)	
六	ブルガリア國	五〇	

三 越

アフガニスタン國、イラン國及びアフリカのポルトガル國の殖民地には、その領域を通過する越小包の運送を施行しない権能を一時付與する。

四 増料金

約定第三條、第四條及び第七條の規定の例外として、且つ、当分の内、次に掲げる郵政廳は、第五條及び第六條に規定する引上の外左の表に指示する首尾及び越の増料金を徴収することができる。第一表の増料金は、約定第七條に規定する小包一個につき二十五サンチームの増料金に代るものとする。

七	チリ國	七五	(四) 当分の内、上海及び廣東を除いて中華民國から発し、又はこれにあつては、中華民國の内國業務の小包郵便物の料金を率に相当する増料金を差出人又は名あて人から徴収する。
八	中華民國	七五(四)	(五) 増料金は、海港あつて小包一個につき一フランに、又、その他の地方あつて小包については一キログラム又はそのは数に二フランに、これを引き上げることができる。
九	コロンビア(共和國)	(五)	(六) 増料金は、一キログラムまでの小包については三十五サンチームに、一キログラムを超え三キログラムまでの小包については一フランに、三キログラムを超え五キログラムまでの小包については一フラン七十五サンチームに、五キログラムを超え十キログラムまでの小包については三フラン五十サンチームに、十キログラムを超え十五キログラムまでの小包については五フラン二十五サンチームに、十五キログラムを超え二十キログラムまでは七フランに、これを引き上げることができる。
十	ベルギー領コンゴ	(六)	(七) スーダンの郵便局についての。
十一	ドミニカ(共和國)	四〇	(八) 増料金は、一キログラムまでの小包については四十サンチームに、一キログラムを超え三キログラムまでの小包については七十サンチームに、三キログラムを超え五キログラムまでの小包については一フラン二十五サンチームに、五キログラムを超え十キログラムまでの小包については一フラン七十サンチームに、十キログラムを超え十五キログラムまでの小包については二フラン十サンチームに、十五キログラムを超え二十キログラムまでの小包については二フラン五十サンチームに、これを引き上げることができる。
十二	エジプト國	一〇〇(七)	(九) 交換局以遠の小包の運送については、当分の内、内國業務の小包の料金を率に相当する増料金を徴収する。
十三	サルヴァドル(共和國)	七五	(一〇) 遠隔の若干の郵便局について。
十四	エクアドル國	一二五	
十五	スペイン國	七五	
十六	エチオピア國	(八)	
十七	フィンランド國	七五	
十八	ギリシャ國	七五(九)	
十九	グアテマラ國	七五	
二十	ハイチ(共和國)	五〇	
二十一	印度支那	七五(一〇)	

四 條 約

第一 政治法

三十七	三十七	ウルグアイ(東方共和国) ヴェネズエラ(合衆國)	七五	(一五)	(二六)	増料金は、鉄道及び海岸から遠隔の郵便局にあつた小包で、陸路便によつて運送するものについては二フランとすることができる。
三十六	三十五	ウルグアイ(東方共和国)	七五	(一五)	(二六)	(二六) 増料金は、鉄道及び海岸から遠隔の郵便局にあつた小包で、陸路便によつて運送するものについては二フランとすることができる。
三十五	三十四	アジア・トルコ	七五	(一五)	(二六)	(二五) 交換局以遠の小包の運送については、内國業務の小包に適用する料金を超えない増料金を認める。
三十四	三十三	スウェーデン國	七五	(一五)	(二六)	(二四) カサブランカ、マザガン、モガドール、ウーヂダ、サファイ及びタンジエーの郵便局を除く。
三十三	三十二	シヤム國	七五	(一五)	(二六)	(二三) 増料金は、一キログラムまでの小包については七十五センチム、一キログラムを超え五キログラムまでの小包については一フラン二十五センチム、五キログラムを超え十キログラムまでの小包については一フラン六十センチムに、これを引き上げるこ
三十二	三十一	アンゴラ及びモザンビクのポルトガル國殖民地	七五	(一五)	(二六)	(二二) 交換局以遠の小包の運送については、内國業務の小包に適用する料金を超えない増料金を認める。
三十一	三十	ペルー國	七五	(一五)	(二六)	(二一) 増料金は、五キログラムを超え十キログラムまでの小包については、これを一フラン五十センチムにすることができる。
三十	二十九	パナマ(共和国)	七五	(一五)	(二六)	
二十九	二十八	ニカラグア國	七五	(一五)	(二六)	
二十八	二十七	アイスランド國	七五	(一五)	(二六)	
二十七	二六	モロッコ國(スペイン地帯を除く)	七五	(一五)	(二六)	
二六	二五	イラク國	七五	(一五)	(二六)	
二五	二四	オランダ領インド	七五	(一五)	(二六)	
二四	二三	イラン國	七五	(一五)	(二六)	
二三	二二	インド	七五	(一五)	(二六)	

二 越境増料金

運次	番号	郵政	増料金を徴する	小包の増料金額	備考
一	一	アルゼンティン(共和国)	(一)	サンチーム 三六〇	(一) アンデス橋断鉄道により運送する小包についてのみ。
二	二	ブラジル國	(二)	サンチーム 三六〇	(二) スーダン通過のベルギー領コングーから発し、又はこれにあつる小包についてのみ。
三	三	チリ國	(三)	サンチーム 三六〇	(三) インドの領域を通じて運送する小包についてのみ。
四	四	中華民國	(四)	サンチーム 三六〇	(四) 海外諸國から發する小包で鉄道によつてイスマを經由しなければならぬものについては、コロンとパナマとの間の道路が開通するに至るまで一キログラム又はそのは数ごとに三十五センチム。この増料金は、名あて人からこれを徴収する。
五	五	ベルギー領コンゴ	(五)	サンチーム 三六〇	
六	六	エジプト國	(六)	サンチーム 三六〇	
七	七	エクアドル國	(七)	サンチーム 三六〇	
八	八	赤道アフリカのフランス國殖民地	(八)	サンチーム 三六〇	
九	九	インド	(九)	サンチーム 三六〇	
十	十	イラク國	(一〇)	サンチーム 三六〇	
十一	十一	パナマ(共和国)	(一一)	サンチーム 三六〇	
十二	十二	ペルー國	(一二)	サンチーム 三六〇	
十三	十三	アジア・トルコ	(一三)	サンチーム 三六〇	

四 條 約

十四	ヴェネズエラ (合衆國)	七〇	六〇	五〇	一〇〇	一五〇	二〇〇
----	--------------	----	----	----	-----	-----	-----

六四
ペイジッド線經由イラン國發着小包については、各重量級の増料金
は、なお一フラン五十サンチーム
これを引き上げることができる。

五 特別増料金

1 コルシカ又はアルジェリーから發し、又はこれにあてる各小包については、差出人から(一)五百海里を超えない海路通過に適用する料金、(二)最高としてフランス國本土から發し、又はこれにあてる小包に適用する陸路收得額の半額に等しい追加陸路料を徴収する。

2 一方スペイン國本土と他方バlear諸島、アフリカ北部のスペイン國の属地又はモロッコ國のスペイン地帯の郵便局との間の通過については、五百海里を超えない海路通過に適用する料金に等しい増料金を徴収する。一方スペイン國本土と他方カナリ諸島との間の通過については、千海里を超えない海路通過に適用する料金に等しい増料金を徴収する。

3 ホルトガル國郵政廳は、ホルトガル國本土とマデイラ島及びアゾレス島との間の通過については、小包一個について一フラン五十サンチームの増料金を徴収する権能を有する。

4 イタリク國とシリア國又はパレスタインとの間のさばく横断自動車業務による各小包については、一、三、五、十、十五及び二十キログラムの重量級の小包について五十サンチーム、一フラン

五十サンチーム、二フラン五十サンチーム、五フラン、七フラン五十サンチーム及び十フランの特別増料金を徴収する。

5 一方インド本土と他方ペルシャ湾及びアンダマジ、ニコバル及びマルデュー諸島のインド郵政廳經營の郵便局との間の小包の通過については、約定第四條に定める率に相当する増料金を徴収する。

6 一方ゴアの交換局とダマオ及びディユ(ホルトガル領インド)の交換局との間の通過については、約定第三條及び第四條に従い同通過に適用する海路料又は陸路料に等しい増料金を徴収する。

六 特別料金率

1 インド及びイタリク國は、自國から發する小包に対し料金の平均額が同國の請求する権利を有する増料金及び特別料金を含む通常の料金を超えないことを條件として、重量種別に相当する階級料金を適用する権能を有する。

2 右の権能は、次回大會議までの間に約定に加入することのある國にもまたこれを付與する。

七 特別取扱

例外として、インド及びヴェネズエラ合衆國は、一キログラムを

超え三キログラムまでの重量級の小包郵便物については、三キログラムを超え五キログラムまでの重量級の小包につき定める料金と同一の料金を徴収することができる。

八 價格表記小包

1 第三十條の規定にかかわらず、

(一) ベルギー領コンゴは、その郵便局から發し、若しくはこれにあて、又はその領域を通過する價格表記小包については、表記金額三百フラン又は三百フランのは数ごとに、十サンチームの追加價格表記料を徴収することができる。

(二) アルゼンティン國郵政廳は、コスタ・デル・スール、ティエラ・デル・フエゴ及び附近の諸島の郵便局から發し、又はこれにあてる價格表記小包については、表記金額三百フラン又は三百フランのは数ごとに、十サンチームの追加料金を徴収することができる。

(三) エジプト國は、スーダン通過のベルギー領コンゴから發し、又はこれにあてる價格表記小包の價格表記料を、表記金額三百フラン又は三百フランのは数ごとに、十サンチームとする

ことができる。

(四) イタリク國は、イタリク國とシリア國又はパレスタインと

の間のさばく横断自動車業務による價格表記小包については、表記金額三百フラン又は三百フランのは数ごとに、十サンチームの追加表記料を徴収することができる。

2 コルシカ又はアルジェリーから發し、又はこれにあてる各價格表記小包については、コルシカ又はアルジェリーの陸路料として、表記金額三百フラン又は三百フランのは数ごとに、五サンチームの追加價格表記料を差出人から徴収する。

九 責任の原則に対する例外

第三十二條の規定にかかわらず、ベルギー領コンゴ、エジプト國(スーダンについて)及びイタリク國は、すべての國から發しベルギー領コンゴ、スーダン又はイタリク國にあてる小包で、液体、液化しやすい物体、ガラス製品及び同様のぜい弱性の物品を包有するもののき損については、何らの賠償金も支拂わないことができる。

十 大きさ及び容積

ギリシャ國、テュニス國及びアジア・トルコは、小包で、その大きさ又は容積が約定において海路業務につき認められる最高限を超えるものを、当分の内、許さない権能を有する。

十一 取扱困難な小包

1 第八條第一項(イ)の規定にかかわらず、エジプト國(スーダンの郵便局について)は、他國との關係では、小包で、その一面の大きさが一メートル十を超えるもの、又はその長さ及び長さとも異つた方向に計つた最大の横周の和が一メートル八十五を超えるも

のは、これを取扱困難なものとみなす権能を有する。

2 小包で、その一面の大きさが一メートル〇五を超えるもの又はその長さ及び長さ異なる方向に計つた最大の横周の和が一メートル八十を超えるものは、コロンビア國の海港以外の地方にあつてるときは、これを取扱困難なものとみなす。

右の証拠として、下記全權委員は、規定が關係約定の本文中に入られたと同一の効力及び同一の價值を有すべきこの議定書を作成し、フランス共和國政府の記録に寄託保存されるべき一通に署名した。その謄本一通は、各締約國に交付される。

千九百四十七年七月五日パリにおいてこれを作成した。

署名（約定の場合と同じ。）

第二 行政法

第二行政法

一新制定法

◎國家行政組織法

(昭和二十三年七月十日) (内閣總理以下法律第百二十号) (各大臣署名)

國家行政組織法

(総則)

第一條 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて國の行政事務の能率的な遂行のために必要な國家行政組織を整えることを目的とする。

第二條 國家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 國の行政機関は、内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにしなければならない。

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第三條 國の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる國の行政機関は、府、省、委員会及び廳とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 委員会及び廳は、總理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。

4 第二項の行政機関として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

第四條 前條の行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律でこれを定める。

(行政機関の長)

第五條 總理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣(以下各大臣と總稱する。)とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

2 法務總裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならぬ。

3 各省大臣は、國務大臣の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。但し、内閣總理大臣が、自らこれに当ることを妨げない。

第六條 委員会の長は、委員長とし、廳の長は、長官とする。

(内部部局及び機関)

第七條 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官房

局

課

2 應には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことができる。

官房

部

課

3 前二項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課の設置及び所掌事務の範囲は、その法律の範囲内で、各大臣又は各外局の長が、これを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

4 委員会に事務局を置く。前二項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第八條 第三條の各行政機関には、前條の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会（諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員会以外のものを云う。）及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。
2 前項に規定する機関が地方に置かれる場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十六條の規定の適用があるものとする。

第十四條 各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を發することができ、

2 各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務について、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）及びこれに基く規則の規定に従い、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を發することができる。

第十五條 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第五十條の規定により、地方公共団体の長のなす國の行政事務に關し、その長を指揮監督することができる。若し、國の機関としての都道府縣知事の権限に屬する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の処分違反するものがあると認めるとき、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、主任の各大臣は、地方自治法第四十六條の規定により、その行うべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確認の裁判に基いて、当該都道府縣知事に代つて当該事項を行い、又は同條の規定により、内閣総理大臣は、これを罷免することができる。

2 前項の規定により罷免をしたときは、内閣総理大臣は、政令の定めるところにより、罷免の理由を当該都道府縣の住民に公示して周知させる措置を講じなければならない。

第十六條 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の権限に基いて、各大臣が地方公共団体の長に対してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものと認めると

一 新制定法

第九條 第三條の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

（行政機関の長の権限）

第十條 各大臣、各委員会の委員長及び各廳の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

第十一條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廢止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機関の命令（総理府令、法務府令又は省令）を發することができる。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、前項の命令を發することを求めることができる。

3 前二項の命令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは國民の權利を制限する規定を設けることができない。

第十三條 各外局の長は、別に法律で定めるところにより、政令及び前條第一項に規定する命令以外の規則その他の特別の命令を自ら發することができる。
2 前條第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

きは、当該地方公共団体の長は、その旨を内閣総理大臣に申し出るることができる。この場合において、その申出を理由があると認めるときは、内閣総理大臣は、三十日以内に調査を行い、關係各大臣に対し、必要な指示をなし、その他適當な措置を講じ、その申出を理由がないと認めるときは、その理由を示して当該地方公共団体の長に通告しなければならない。

2 前項の規定による申出は、關係各大臣の命令、示達その他の行為の効力に影響を及ぼすものではない。

（行政機関の職）

第十七條 各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。

2 次官は、大臣を助け、政策及び企画に參画し、省務を整理し、大臣不在の場合その職務を代行する。

第十八條 総理府に秘書官一人、法務府及び各省に秘書官各一人を置く。

2 秘書官は、それぞれ各大臣の命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時命を受け各部局の事務を助ける。

第十九條 各行政機関に置かるべき職の定員は、法律でこれを定める。

第二十條 第三條の各行政機関には、第十條の内部部局に應じ、それぞれ長として、左の職を置くことを例とする。

局長
部長
課長

2 前項の職に係る所掌事務の範囲及び権限は、國家公務員法の規定に従つて、これを区分しなければならない。

(現業の行政機関に関する特例)

第二十一條 現業の行政機関については、特に法律の定めるところにより、第七條及び前條の規定にかかわらず、別段の定をすることができる。

(公園)

第二十二條 公園は、國家行政組織の一部をなすものとし、その設置及び廃止は、別に法律でこれを定める。

2 公園として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。但し、第二十七條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十四條 第三條第二項の行政機関の外、特に必要がある場合において、別に法律の定めるところにより、臨時に、内閣総理大臣をもつて長に充てる本部を置くことができる。

2 本部については、法律に別段の定がある場合を除く外、この法律中、府及び省に関する規定を準用する。

第二十五條 第十九條の規定のうち、職に関しては、國家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用するものとし、その日までは、行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従來の職

行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)附則第二項及び經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)附則第二項中「施行後一年を限り」を「昭和二十三年五月三十一日まで」に、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三及び建設院設置法附則第二項中「五月二日」を「五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

國家行政組織に関する法律の制定施行されるまでの間、行政官廳の職員の設定については、政令でこれを定めることができる。但し、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

◎政務次官の臨時設置に関する法律

(昭和二十三年四月十四日)内閣総理大臣署名
法律 第二十六号

政務次官の臨時設置に関する法律

第一條 法務廳、各省その他法令上内閣総理大臣その他の國務大臣がその長に当ることと定められている廳には、政務次官を置くことができる。

一 新制定法

員に関する通則によるものとし、その定員に関しては、昭和二十四年一月一日から、これを適用する。

2 前項に規定する日までは、次官は、一級の官吏、秘書官は、二級の官吏とし、廳の長官は、法律に別段の規定があるものを除く外、一級の官吏とする。

第二十六條 この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定のある場合を除く外、政令でこれを定める。

第二十七條 第三條第四項及び第二十二條第二項に規定する別表は、第三條及び第二十二條の規定に基づく法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは、昭和二十四年一月一日以後であつてはならない。

◎國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律

(昭和二十三年四月三十日)内閣総理大臣署名
法律 第三十号

國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律

政務次官の総数は、二十二人とする。衆議院議員又は參議院議員たる政務次官の数は、夫々十一人を超えないように、これを任命しなければならない。

政務次官は、一級とする。

第二條 政務次官は、夫々その廳の長を助けて政務に參画し、國會との交渉事項を掌る。

第三條 政務次官の外、國務大臣及び内閣官房長官は、國會議員と兼ねることができる。

附則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 各省參與官は、これを廃止する。

第六條 官吏任用敍級令第六條第一項中、「各省」を「及」に改め、「及各省參與官」を削る。

官吏分限令第一條中「各省」及び「各省參與官」を削る。

第七條 衆議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第十條 削除

第八條 この法律第一條乃至第三條の規定は、第二回國會終了のとき、その効力を失う。

◎賠償廳臨時設置法

(昭和二十三年一月三十一日)内閣総理大臣署名
法律 第三号

賠償臨時設置法

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、賠償廳を設置し、左に掲げる事項を掌らしめる。

- 一 賠償実施の基本的事項の企画立案に関する事項
- 二 賠償実施に関する作業責任官廳の事務の総合調整、推進及び監査に関する事項
- 三 賠償物件の引渡に関する事項
- 四 賠償に関する調査に関する事項

第二條 賠償廳に長官を置く。

長官は、國務大臣を以てこれに充てる。

長官は、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官の進退を専行する。

第三條 賠償廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

賠償廳の組織の細目については、長官がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

◎行政管理廳設置法(昭和二十三年七月一日)

法律第七十七号

(内閣総理大臣署名)

第三條 行政管理廳に長官官房及び左の二部を置く。

管理部

監察部

2 長官官房においては、人事、會計及び庶務に関する事務を掌る。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならない。

3 管理部においては、第二條第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する事務を掌る。

4 監察部においては、第二條第一項第五号に規定する事務を掌る。

5 前四項に定めるものの外、行政管理廳の組織の細目について必要な事項は、長官がこれを定める。

(職員)

第四條 行政管理廳の長は、行政管理廳長官とし、國務大臣をもつて、これに充てる。

2 長官は、所掌事務に関し、各行政機關の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、所掌事務に関し、随時内閣総理大臣に対し意見を上申することができる。

第五條 この法律に定めるものの外、行政管理廳に置かれる職員について、必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

1 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

一 新制定法

行政管理廳設置法

(設置)

第一條 この法律により、総理廳の外局として、行政管理廳を設置する。

(所掌事務及び権限)

第二條 行政管理廳の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 行政制度一般に関する基本的事項を企画すること。

二 行政機關の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。

三 行政機關の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勸告を行うこと。

四 各行政機關の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

五 各行政機關の行政運営に関する監察を行うこと。

六 所掌事務に関する統計及び資料の収集、整理及び編集を行うこと。

2 前項の所掌事務は、人事委員会に対する関係においては、これを適用しないものとし、且つ、他の法令により人事委員会、法務廳及び会計検査院の所掌に属せしめられた事務を含まないものとする。

(内部部局)

2 行政調査部臨時設置制(昭和二十一年勅令第四百九十号)及び行政監察委員会令(昭和二十二年政令第百八十四号)は、これを廢止する。

3 第二條第二項中「人事委員会」とあるのは、國家公務員法附則第一條第二項の規定に基き人事委員会が設置されるまでは、「臨時人事委員会」と読み替えるものとする。

◎經濟調査廳法(昭和二十三年八月一日)

法律第二百六号(内閣総理大臣、法務總裁署名)

經濟調査廳法

第一章 中央經濟調査廳

第一條 内閣総理大臣の管理の下に、中央經濟調査廳を置く。

2 中央經濟調査廳は、國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價(貨金を除く。)に関する經濟統計を円滑に実施することを目的として左の事務を掌る。

一 經濟統制の勵行の確保に関する全國並びに管区經濟調査廳及び地方經濟調査廳の各管轄区域における計画の立案に関する事項

二 經濟法令(別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに当該法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。)の遵守の奨励その他經濟法令に関する違反行為の予防のためにする

一 一般國民の啓発に関する事項
三 行政機関の行方経済法令に関する経済施策の実施に対する監査に関する事項

を受けて、部の事務を掌理する。
第五條 中央経済調査廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

四 経済法令に関する違反行為の調査に関する事項
五 経済法令に関する違反行為について、警察その他の行政機関の行方予防及び捜査に対する勧告及び協力に関する事項

第六條 第一條第二項の事務に關し中央経済調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、中央経済調査廳に、中央経済調査委員を置く。

六 経済法令の規定の趣旨についての警察官及び警察吏員の啓発に関する事項

2 委員会は、委員長及び委員を以て、これを組織する。
3 委員長は、次長を以て、委員は、法務廳、最高檢察廳、経済安定本部、物價廳、中央経済調査廳及び國家地方警察本部の官吏並びに大藏、厚生、農林、商工、運輸及び建設の各省内の官吏の中から、内閣総理大臣が、これを任命する。

七 経済法令に関する違反行為について、警察その他の行政機関の行方予防及び捜査の状況並びにその改善についての一般的情報収集(個々の事件の捜査に関する証拠についての情報収集を除く。)に関する事項

4 委員会は、第一條第二項の事務について、長官に建議することができる。

八 隠匿藏物資の調査及び供出の促進に関する事項

第二條 中央経済調査廳に長官一人、次長一人及び部長三人並びに政令の定めるところにより経済調査官その他所要の職員を置く。

5 前四項に規定するものの外、委員会に關し必要な事項は、長官が、これを定める。

第三條 中央経済調査廳に中央経済調査廳官房、監査部、査察部及び物資調査部を置く。

第七條 全國を八経済調査管区に分ち、各経済調査管区に、管区経済調査廳を置く。

2 官房及び各部の分掌事項及び分課は、長官が、これを定める。

2 管区経済調査廳は、内閣総理大臣の管理に屬し、当該経済調査管区における第一條第二項の事務を掌る。

2 長官は、廳務を統理し、部下の職員を指揮監督する。

3 経済調査管区の区域及び名称並びに管区経済調査廳の位置及び名称は、別表第二による。

3 次長は、長官を補佐し、廳務を掌理する。

4 部長は、経済調査官を以て、これに充てる。部長は、上官の命を定め、並びに政令の定めるところにより経済調査官その他所要の職員を置く。

5 前四項に規定するものの外、委員会に關し必要な事項は、中央経済調査廳長官が、これを定める。

第九條 各管区経済調査廳に総務課、監査部及び査察部を置く。

第三章 地方経済調査廳

第十條 廳長は、経済調査官を以て、これに充てる。廳長は、中央経済調査廳長官の指揮監督を受け、廳務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第十三條 都府縣の区域ごとに、地方経済調査廳を置く。北海道に四以内の地方経済調査廳を置く。

2 部長は、経済調査官を以て、これに充てる。部長及び総務課長は、廳長の命を受けて、部又は課の事務を掌理する。

2 地方経済調査廳は、内閣総理大臣の管理に屬し、当該区域における第一條第二項第一号、第二号、第四号乃至第八号の事務を掌る。

第十一條 管区経済調査廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第十四條 各地方経済調査廳に廳長一人及び政令の定めるところにより経済調査官その他所要の職員を置く。

第十二條 各経済調査管区における第一條第二項の事務に關し管区経済調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各管区経済調査廳に、管区経済調査委員会を置く。

第十五條 廳長は、経済調査官を以て、これに充てる。廳長は、管区経済調査廳長の指揮監督を受け、廳務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

2 委員会は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

第十六條 地方経済調査廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

3 委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機関の職員(北海道にあつては北海道知事を含む。)及び高等檢察廳の官吏の中から、中央経済調査廳長官が、これを任命する。

第十七條 各地方経済調査廳の管轄区域における第一條第二項第一号、第二号、第四号乃至第八号の事務に關し、地方経済調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各地方経済調査廳に、地方経済調査委員会を置く。

4 委員会は、当該経済調査管区における第一條第二項の事務について、廳長に建議することができる。

2 委員会は、委員長及び委員を以て、これを組織する。
3 委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機関(都道府縣國家地方警察本部を含む。)及

び地方檢察廳の官吏並びに関係各廳の吏員の中から、管区經濟調査廳長が、これを任命する。

4 委員会は、当該地方經濟調査廳の管轄する区域における第一條第二項第一号、第二号、第四号乃至第八号の事務について、地方經濟調査廳長に建議することができる。

5 前四項の規定するものの外、委員会に関し必要な事項は、中央經濟調査廳長官が、これを定める。

第四章 經濟調査官の定員及び権限

第十八條 經濟調査官の定員は、全國を通じて三千五百人を超えてはならない。

第十九條 經濟調査官は、上官の命を受け、第一條第二項各号の事務を掌る。

2 經濟調査官は、經濟法令に関する違反事件を調査するため必要な取調をすることができ、但し、強制の処分は、この法律又は他の法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

3 經濟調査官は、前項の調査について、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十條 經濟調査官は、經濟法令に関する違反事件を調査するため必要があるときは、適当な裁判所の裁判官から臨檢、捜索又は差押の許可状を受けることができる。

2 前項の許可状の請求は、經濟法令に関する違反事件があると疑

第二十二條 經濟調査官は、職務を行うにあつては、その身分を証明すべき証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

第二十三條 經濟調査官は、捜索をしたときは、その始終を記載し、立会人に示し、ともに署名押印しなければならない。立会人が署名せず又は署名押印することができないときはその旨を附記しなければならない。

第二十四條 經濟調査官は、經濟法令に関する違反事件を調査するため必要があるときは、適当な裁判所の裁判官の許可状を受けて警察官又は警察吏員を同行し、その者に違反嫌疑者の逮捕を求めることができる。

2 前項の許可状の請求については、第二十條第二項の規定を準用する。

3 第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、經濟法令に関する違反事件があると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、違反嫌疑者の氏名及び住居、請求者の氏名及び官職、有効期間並びに所屬裁判所を記載し、違反事実を明示し、且つ自己の氏名を記し、押印した許可状を經濟調査官に交付しなければならない。

4 經濟調査官は、第一項の許可状を他の經濟調査官に交付し、その者に同項の権限を行わせることができる。

5 經濟調査官は、經濟法令に関する現行犯人がその場所にいるときは、許可状を受けず、これを逮捕することができる。現行

うにたりる相当の理由を宣誓により明示した書面を提出して、これをしなければならない。

3 第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、經濟法令に関する違反事件があると疑うにたりる相当の理由があると認めるときは、臨檢すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押すべき物件、請求者の官職及び氏名、有効期間並びに所屬裁判所を記載し且つ自己の氏名を記し、押印をした許可状を經濟調査官に交付しなければならない。この場合において、違反嫌疑者の氏名及び理由となつてゐる違反事実が明らかなきときは、裁判官は、これらの事項を記載しなければならない。

4 經濟調査官は、第一項の許可状を他の經濟調査官に交付して、調査をさせることができる。

5 經濟調査官は、第一項の許可状に基き調査をするときは、許可状の執行に従ひ且つ差押及び身体についての捜索をする所轄の警察官又は警察吏員を同行しなければならない。

6 經濟調査官は、第一項の許可状に基き調査をすることができ、が、差押及び身体についての捜索は、警察官又は警察吏員に限りこれを行うことができる。

第二十一條 經濟調査官は、經濟法令に関する現行犯人を逮捕する場合においては、前條第一項の許可状を受けず、その違反現場で、臨檢、捜索又は差押をすることができ、但し、差押をしたときは、関係人に受領書を交付し、且つ差押物件を二十四時間以内に警察官又は警察吏員に引き渡さなければならない。

第二十五條 經濟調査官は、前條第五項の規定により現行犯人を逮捕して引き渡し、又は第二十一條の規定により物件を差し押えて引き渡し、前條第一項又は第二十二條の規定により警察官若しくは警察吏員が違反嫌疑者を逮捕し、又は物件の差押をしたときは、事件を告発するまでは、何時でも違反嫌疑者を取り調べ、差押物件につき調査することができる。

2 經濟調査官が、現行犯人を逮捕し、又はその求めにより警察官若しくは警察吏員が違反嫌疑者を逮捕したときの事件の告発その他の処理については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第二十六條 經濟調査官は、違反事件の調査によつて心証を得たときは、檢察官に事件を告発しなければならない。

第二十七條 經濟調査官は、經濟法令に関するいかなる違反事件についても、又いかなる地域においても、その職務を行うことができる。

第二十八條 この法律の規定による警察官又は警察吏員の行爲については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第二十九條 警察官又は警察吏員は、経済調査官から第二十条第五項の規定による同行を求められ、又は第二十四條第一項の規定による違反嫌疑者の逮捕を求められたときは、これに應じなければならぬ。

第三十條 管区経済調査廳長又は地方経済調査廳長は、経済調査官の行う経済法令に關する違反事件の調査につき必要がある場合には、その管轄する区域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して、実力による應援を求めることができぬ。

2 都道府縣警察長又は市町村警察長は、前項の規定により應援を求められたときは、できる限り、これに應じなければならない。

第三十一條 警察その他の行政機関は、第一條第二項第五号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による勸告があつたときは、できる限り、これに基いて経済法令に關する違反行為の予防及び捜査を行わなければならない。

第三十二條 経済調査官は、第一條第二項第七号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による情報収集の結果、経済法令に關する違反行為につき警察その他の行政機関の行う予防又は捜査の措置が相当でないと思料するときは、その是正に關する意見を中央経済調査廳長官に具申しなければならない。

2 中央経済調査廳長官は、第一條第二項第七号の規定による情報収集の結果、又は前項の規定による具申により経済法令に關する違反行為につき警察その他の行政機関の行う予防又は捜査の措置が相当でないと思料するときは、その是正に關し、当該行政機関

れるまでの間、次の規定を適用する。

一 中央経済調査廳の次長は、一級とする。中央経済調査廳におかれる一級の官吏の定員は、四人とする。

二 中央経済調査廳の長官は、部内の三級の官吏の進退を専行する。

三 中央経済調査廳の部長は、一級の経済調査官を以て、これに充てる。

四 各管区経済調査廳に置かれる一級の官吏の定員は、三人とする。

五 管区経済調査廳長は、一級の経済調査官を以て、これに充てる。廳長は、管区経済調査廳及び地方経済調査廳の三級の官吏の進退を専行する。

六 管区経済調査廳の部長は、一級の経済調査官を以て、総務課長は、二級の官吏を以てこれに充てる。

七 地方経済調査廳に置かれる一級の官吏の定員は、通じて八人以上とする。

八 地方経済調査廳長は、一級又は、二級の経済調査官を以て、これに充てる。

第三十八條 経済安定本部令の一部を次のように改正する。

2 第一條中「各廳事務の総合調整及び推進並びに施策の実施に關する監査及びこれに關連する経済統制の励行」を「並びに各廳事務の総合調整及び推進」に改める。

一 新制定法

の行う捜査又は予防についての最高監督機関に報告することができぬ。

第三十三條 中央経済調査廳長官は、第一條第二項第三号又は第七條第二項の規定による監査の結果必要があるときは、経済安定本部總裁に對し、経済安定本部令第十五條の規定による命令を發するに意見を具申することができる。

第三十四條 中央経済調査廳長官は、命令の定めるところにより経済統制を円滑に実施するため必要があるときは、その所管事項について、物資の生産又は配給の事業を営む者に對し、帳簿の作成又は報告書の提出を命じ、経済調査官をして当該帳簿を検査させることができる。

2 中央経済調査廳長官及び管区経済調査廳長は、第一條第二項又は第七條第二項の規定による監査をするため必要があるときは、行政機関から報告を求めることができる。

第三十五條 前條第一項の規定による帳簿の作成又は報告書の提出をせず、若しくは帳簿又は報告書に虚欺の記載をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十六條 この法律は、経済法令に關する違反事件を積極的に捜査すべき警察官及び警察吏員その他の行政機関の責務を軽減するものではない。

附 則

第三十七條 この法律は、公布の日から、これを施行する。経済調査廳の職員については、國家公務員法の規定が適用せら

3 第三條第一項中「経済安定本部副長官 一級」を、「経済安定本部副長官 三人 一級」に改め、「経済安定本部経済調査官 二人 專任 二百六十四人 二級 專任 四百 五人 三級」を、「経済安定本部調査官 二百八十一人 二級 專任 三百 三人 三級 するにできる。」を、「総理廳事務官又は総理廳技官 五百八十一人 二級 專任 三百 三人 三級 するにできる。」を、「総理廳事務官又は総理廳技官 五百五十八人 二級 專任 五百七十八人 三級 するにできる。」に改める。

4 第四條中「並びに地方経済安定局長」を削り、「総理廳事務官又は総理廳技官 五百八十一人 二級 專任 三百 三人 三級 するにできる。」を、「総理廳事務官又は総理廳技官 五百五十八人 二級 專任 五百七十八人 三級 するにできる。」に改める。

5 第十一條 削除

6 第十四條中「、部員又は地方経済安定局長」を、「又は部員」に改める。

第三十九條 大正十二年勅令第五百二十八号(司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に關する件)の一部を次のように改正する。

2 第二條の二を削る。

別表第一

一 電気事業法(第十五條の三に係る部分に限る)

二 食糧管理法

三 食糧緊急措置令

四 隠匿物資等緊急措置令

第二 行政法

- 五 物價統制令
- 六 地代家賃統制令
- 七 臨時物資需給調整法

別表第二

八 ベンゾールの使用制限に関する件（昭和二十一年商工省令第四十八号）

九 飲食営業緊急措置令

経済調査管区の区域	経済調査管区の名称	管区経済調査廳の位置	管区経済調査廳の名称
東京都 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 栃木縣 茨城縣 群馬縣 新潟縣 長野縣 山梨縣	東京経済調査管区	東京	東京管区経済調査廳
大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣 福井縣	大阪経済調査管区	大阪市	大阪管区経済調査廳
北海道	札幌経済調査管区	札幌市	札幌管区経済調査廳
宮城縣 岩手縣 福島縣 秋田縣 青森縣 山形縣	仙台経済調査管区	仙台市	仙台管区経済調査廳
愛知縣 靜岡縣 三重縣 岐阜縣 富山縣 石川縣	名古屋経済調査管区	名古屋市	名古屋管区経済調査廳
廣島縣 山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣 香川縣 愛媛縣 徳島縣 高知縣	廣島経済調査管区	廣島市	廣島管区経済調査廳
福岡縣 熊本縣 大分縣 長崎縣 佐賀縣 鹿兒島縣 宮崎縣	福岡経済調査管区	福岡市	福岡管区経済調査廳
	高松経済調査管区	高松市	高松管区経済調査廳
	福岡経済調査管区	福岡市	福岡管区経済調査廳

◎連絡調整事務局臨時設置法

（昭和二十三年一月二十一日）（内閣總理・外務大臣署名）
法律第四十四号（務大臣署名）

連絡調整事務局臨時設置法

第一條 臨時に、内閣總理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設

置し、連合國官憲との連絡に関する事務及びこれに関連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌らしめる。

第二條 連絡調整事務局は、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局とする。

連絡調整地方事務局においては、前條の事務の外、特殊財産及び賠償に関する事務を掌る。

外務大臣又は賠償廳長官は、前項に規定する事務につき連絡調整地方事務局の長を指揮監督する。

第三條 連絡調整中央事務局に官房及び三部を置く。

第四條 官房においては、人事、文書、會計その他連絡調整中央事務局の庶務に関する事務を掌る。

第五條 第一部においては、連合國官憲との往復及び連絡一般並びに連絡調整地方事務局に関する事務を掌る。

第六條 第二部においては、連合國官憲との連絡に関連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌る。

第七條 第三部においては、極東國際軍事裁判及び連合國の行軍事裁判に関する連絡に関する事務を掌る。

第八條 連絡調整地方事務局は、これを横濱市、札幌市、仙臺市、横須賀市、名古屋、京都市、大阪市、神戸市、吳市、高松市及び福岡市に置く。

内閣總理大臣は、必要があるときは、所要の地に、連絡調整地方事務局の事務の一部を分掌させるため、その出張所を置くことができる。

第九條 連絡調整中央事務局に長官一人を置く。

長官は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局の三級官の進退を専行する。

第十條 連絡調整事務局の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

連絡調整事務局の組織の細目については、長官がこれを定める。

第十一條 連合國官憲との連絡に関連する各廳事務の総合調整に関する事項を審議するため、政令の定めるところにより、連絡調整事務局に連絡調整委員会を置くことができる。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際に設置する連絡調整地方事務局の出張所は、次の通りとする。

横濱連絡調整地方事務局の出張所
立川出張所

九州連絡調整地方事務局の出張所
熊本出張所
小倉出張所

大分出張所
鹿兒島出張所

第十四條 左に掲げる勅令は、これを廃止する。

一 新制定法

終戦連絡事務局官制

終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置制

第十五條 外務省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「竝ニ移住民及海外拓殖事業ニ關スル事務」を「移住民及海外拓殖事業ニ關スル事務竝ニ特殊財産ニ關スル事務」に改める。

第三條中「四局」を「五局」に改め、「管理局」の次に「特殊財産局」を加える。

第七條中「事務竝ニ」を「事務」に改め、「外務大臣ノ指定スルモノ」の下に「竝ニ引揚ニ關スル事務」を加える。

第八條ヲ第九條とし、第九條ヲ第十一條とし、第十條を第十二條とする。

第八條 特殊財産局ニ於テハ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キ返還スベキ物件ノ調査、保管及處分其ノ他特殊財産ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 日本白領ニ關スル記録ノ蒐集編纂竝ニ研究ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲外務省ニ特別資料部ヲ置ク特別資料部ニ部長一人ヲ置ク外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十六條 昭和二十二年法律第二百三十九号（内務省官制等廃止に伴う法令の整理に關する法律）の一部を次のように改正する。
第四條を削る。

新聞出版用紙割当事務廳設置法

（昭和二十三年八月三日）（内閣總理）
（法律第二百一十一号）（大臣署名）

新聞出版用紙割当事務廳設置法

（設置の目的及び主旨）

第一條 用紙の供給が不足している國家經濟の現状にかんがみ、新聞出版部門が供給を受け得る限度の用紙を、適正に割當てるための機關が必要なので、この法律により、内閣總理大臣の管理の下に、臨時に、新聞出版用紙割當事務廳（以下事務廳という。）を置く。

第二條 何人も如何なる方法によるを問はず、用紙割當に關し圧迫を加え、又はこれを利用して言論の自由を害し、若しくは特定の思想への従屬を強制してはならない。

（所掌事務及び権限）

第三條 事務廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 新聞出版用紙割當申請書を受理し、審査の上、新聞出版用紙割當審議會（以下本條中審議會という。）に附議すべき割當原案を作成すること。

二 審議會の議決に基き、需要者割當證明書を発行し、及び必要に應じこれを取消すること。

三 割當てられた新聞出版用紙の供給及び消費について検査を行い、もし正規に反する事実があると認められるときは、適當な措置を講ずること。

四 用紙割當に關する陳情書及び異議申請書を受理し、審査のため審議會の議に附すること。

五 前各号に關係がある事項に關し調査し、及び資料を集めること。

六 審議會及び部会の議事録を保存して、關係当事者の申出により閱覽に供すること。

七 用紙割當の結果を公表すること。

二 内閣總理大臣は、特に必要があると認める場合においては、第一條に基きその権限に屬する管理の事務を他の國務大臣に行わせることができる。

（職員及び組織）

第四條 事務廳の長は、事務廳長官とする。

二 事務廳長官は、第三條の事務を掌理する。

三 この法律に定めるものの外、事務廳に置かれる職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

四 事務廳の組織の細目について必要な事項は、事務廳長官がこれを定める。

（新聞出版用紙割當審議會）

第五條 事務廳に、新聞出版用紙割當審議會（以下審議會という。）を置く。

二 審議會は第六條各号に規定するものの外、新聞出版用紙の割當に關する重要事項につき審議する。

第六條 事務廳長官は、左に掲げる事項については必ず審議會の議に附し、その議決に従つて、決定しなければならない。

一 新聞出版用紙の割當に關する方針、基準及び手續

二 個々の新聞及び出版物に対する用紙の割當

第七條 審議會は、新聞部会及び出版部会をもつてこれを組織し、各部会に委員十一人を置く。

二 各部会を構成する委員は、当該業界から選出された者五人、學識経験のある者のうちから選出された者五人及び商工省の用紙に關する主管局長とする。

第八條 委員の選定については、審議會議長は、關係各方面の意見を參照して、候補者を選定しなければならない。

二 事務廳長官は、前項の候補者に關し不適當と認められる正当な理由がある場合においては、議長に対し、その撤回を要求することができる。但し、此の要求は、各地位毎に二回をこえてこれを行つてはならない。

三 審議會議長は、前項の要求があつたときは改めて候補者を選定しなければならない。

四 各部会は、確定した候補者のうちから多数決により委員を選挙する。

第九條 前二條に規定するものの外、審議會の組織、運営、議長の選任、委員の任期、選定及び任免に關する手續並びに審議會設置

の際、従前の新聞及び出版用紙割当委員会との関連に於て必要な事項は、政令でこれを定める。

(割当方針及び基準)

第十條 新聞出版用紙の割当は、適正公平を旨としなければならない。

2 新聞出版用紙の割当に関する方針は、日本の道徳的及び文化的水準を高め、且つ、民主的社會の建設に貢献するように定められなければならない。

3 新聞出版用紙割当に関する基準は、文化的價值、社会的有用性及び読者の需要度等を考慮して、できる限り客観性のあるように定められなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 新聞出版用紙割当事務局臨時設置制(昭和二十一年勅令第五百六十六号)は、これを廃止する。

3 用紙割当を継続する必要の有無及び割当制度の可否に関して國會に再審議の機会を與える爲に、政府は、この法律を無修正で継続させることにつき毎通常國會の議決による確認を求める手続をとらなければならない。

4 前項の場合において、國會がその旨可決したときは、この法律は無修正で継続する。國會が修正又は廃止の議決をしたときは、政府は、これについて必要な措置をとらなければならない。

大臣がこれを命ずる。

第四條 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、内閣総理大臣の指名する委員がその職務を代理する。

第五條 審議會に、その事務を整理させるため、左の職員を置く。

事務長一人、その他の職員若干名

2 事務長は、厚生省の一級官吏の中から内閣総理大臣がこれを命ずる。

3 事務長以外の職員は審議會会長がこれを命ずる。

附則

第六條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、この法律公布の日から三十日を経過しない間の日でなければならない。

第七條 この法律は、施行の後一年を限りその効力を有する。

◎高等試験委員及び普通試験委員臨時措置

法(昭和二十三年六月十一日)内閣総理・外務大(法律 第五十三号)臣・法務総裁署名)

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法

第一條 高等試験委員及普通試験委員官制(大正七年勅令第九号)は、この法律に規定する條件の下に、なお自分の間法律と同一の

一新制定法

◎引揚同胞対策審議會設置法

(昭和二十三年八月三日)厚生大(法律 第二百十二号)臣署名)

引揚同胞対策審議會設置法

第一條 第二回國會において議決された引揚同胞対策に関する決議に基き、左の事項を調査審議するため総理廳に引揚同胞対策審議會(以下審議會という)を設ける。

一 引揚促進に関する事項

二 遺家族、留守家族の援護に関する事項

三 帰還者の更生対策としての就労、就農及び企業等に関する事項

項

四 帰還者の在外資産に関する事項

五 前各号以外の帰還同胞に関する事項

2 審議會は内閣総理大臣の管理に属する。

第二條 審議會は前條第一項の事項につき民間の陳情を審議し、且つ実情を調査し以て引揚同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

第三條 審議會は、会長一人及び委員十五人以内でこれを組織する。

2 会長は、厚生大臣を以て、これに充てる。

3 委員は、関係各省の次官、引揚援護廳長官及び厚生大臣の認めらる引揚團體の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣総理

効力を有する。

第二條 「高等試験委員」の稱呼は、「高等試験委員会」と改める。

高等試験委員会は、法務総裁の所轄とする。

第三條 高等試験委員長は、法務総裁をもつて、これに充てる。

第一部の部長は法制長官、第二部の部長は外務次官、第三部の部長は最高裁判所事務総長をもつて、これに充てる。

第三部に属する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命ずるものとする。

高等試験の予備試験に関する事務は、高等試験委員会第三部に

おいてこれを掌る。

第四條 高等試験委員会の庶務は、法務総裁官房において、これを掌る。

第五條 この法律の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

高等試験委員会第一部及び第二部並びに普通試験委員は、その所掌にかかるすべての公職について、國家公務員法(その特例を定める法律又は人事委員会規則を含む)又は地方公共團體の公務員に関する法令中任用に関する規定が適用されるに至つたときは、当然にその成立を失ふ。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

一一七

官吏任用級級令その他の法令中「高等試験委員」とあるのは、「高等試験委員会」と読み替えるものとする。

◎国立光明寮設置法(昭和二十三年七月十五日)

法律第百六十二号

(厚生大臣署名)

国立光明寮設置法

第一條 失明者を保護し、その更生と福祉を図るため、厚生大臣の管理に属する国立光明寮を設置する。

第二條 国立光明寮は、これを東京都及び栃木縣に置く。

第三條 国立光明寮に置かるべき職員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第四條 国立光明寮に寮長を置く。

2 寮長は、厚生教官又は厚生事務官のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

3 寮長は、厚生大臣の指揮監督を受け寮務を掌理する。

第五條 この法律に定めるものの外、国立光明寮の内部組織その他この法律の施行に關して必要な事項は、厚生大臣がこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎農業改良局設置法(昭和二十三年七月十五日)

法律第百六十三号

(農林大臣署名)

農業改良局設置法

(設置)

第一條 能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業(蚕糸業を除く。以下同じ。)に關する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進するため、農林省の内部部局として農業改良局を設置する。

(所掌事務)

第二條 農業改良局の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 農業及び農民生活に關する自然科学的試験研究の企画に關する事務並びに關係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整に關する事務を処理すること。

二 農業及び農民生活に關する經濟学的研究の企画及び実施に關する事務並びに關係試験研究機関の行う当該研究の連絡調整に關する事務を処理すること。

三 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務を処理すること。

第五條 經濟研究部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第一号の事務

二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に關する經濟学的研究に關するもの

(普及部)

第六條 普及部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第三号、第六号及び第八号の事務

二 同條第四号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關するもの

(組織の細目)

第七條 農業改良局の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

(報告の公表)

第八條 農林大臣は、毎年少くとも一回、農業及び農民生活に關する試験研究の状況並びにその成果について、できるだけ詳細な報告を公表しなければならない。

(職員)

第九條 第二條に規定する事務を掌らしめるため、農林省に所要の職員を置く。

2 前項の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十條 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

一新制定法

- 四 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)に基く補助金及び委託金の交付に關する事務を処理すること。
- 五 農業及び農民生活に關する試験研究を行う者の能力の向上に關する事務を処理すること。
- 六 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務に従事する者の能力の向上に關する事務を処理すること。
- 七 關係試験研究機関の研究の状況及びその成果の調査に關する事務を処理すること。
- 八 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務の実施の状況及びその成果の調査に關する事務を処理すること。
- 九 農業及び農民生活に關する試験研究及び知識の普及交換に關する資料の収集、整理及び刊行に關する事務を処理すること。

(組織)

第三條 農業改良局に左の三部を置く。

技術研究部

經濟研究部

普及部

(技術研究部)

第四條 技術研究部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第一号の事務

二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に關する自然科学的試験研究に關するもの

(經濟研究部)

◎水産廳設置法(昭和二十三年七月一日(農林六)法律第七十八号)(巨署名)

水産廳設置法

(設置)

第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、農林省の外局として水産廳を設置する。

2 水産廳の長は、水産廳長官とする。

(水産廳の所掌事務及び権限)

第二條 水産廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に關する事務を処理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機關の生産及び検査に關するものを除く。)

二 水産業の経営の發達、改善及び調整を図ること。

三 水産物の生産、流通その他の業務の發達、改善及び調整に關する協同組合その他の團體に關する事務を処理すること。

四 漁船保險並びに漁船登録規則(昭和二十二年^{総理廳令第五号}農林省令第五号)による漁船の登録及び依頼検査に關する事務を処理すること。

五 漁船設計並びに漁船用機關、漁船用機械及び漁業用無線施設

五 漁船設計並びに漁船用機關、漁船用機械及び漁業用無線施設に關する技術の指導監督に關する事務を処理すること。

六 漁港及び船たまりの築造及び修理の指導助成に關する事務を処理すること。

七 水産廳の所管に屬する事業に關する資金のあつ旋に關する事務を処理すること。

八 水産講習所に關する事務を処理すること。

九 水産廳の所掌に屬する人事、會計、庶務その他他部の所掌に屬しない事務を処理すること。但し、人事に關しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に従つて処理しなければならない。

(生産部)

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

一 沿岸漁業、内水面漁業及び遠洋漁業の指導監督に關する事務を処理すること。

二 水産増殖に關する事務を処理すること。

三 加工水産物の生産の指導監督に關する事務を処理すること。

四 水産物の集荷、配給、消費及び検査に關する事務を処理すること。

五 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に關する事務を処理すること。

六 燃油、漁網網その他水産用資材の割当配給に關する事務を処理すること。

一新制定法

に關する技術の指導監督に關する事務を処理すること。

六 漁港及び船たまりの築造及び修理の指導助成に關する事務を処理すること。

七 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に關する事務を処理すること。

八 水産廳の所掌事項に關する試験研究、調査及び普及並びに水産講習所に關する事務を処理すること。

九 前各号に掲げるものの外、水産廳の所管行政に屬する業務の發達、改善及び調整を図ること。

(内部部局)

第三條 水産廳に左の三部を置く。

漁政部

生産部

調査研究部

(漁政部)

第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。

一 水産業の経営の發達、改善及び調整を図ること。

二 水産に關する協同組合その他水産業團體に關する事務を処理すること。

三 漁業權の附與及び登録並びに漁業の許可に關する事務を処理すること。

四 漁船保險及び漁船再保險特別會計に關する事務並びに漁船の登録及び依頼検査に關する事務を処理すること。

七 水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に關する事務を処理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機關の生産及び検査に關するものを除く。)

(調査研究部)

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を処理すること。

二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を処理すること。

三 前二号に掲げるものの外、水産に關する調査研究に關する事務を処理すること。

四 水産に關する資料の取まとめに關する事務を処理すること。

五 水産に關する科学技術の普及に關する事務を処理すること。

六 水産試験場に關する事務を処理すること。

(組織の細目)

第七條 水産廳の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

(水産駐在所)

第八條 農林大臣は、水産物の需給調整及び漁業法(明治四十三年法律第五十八号)の施行に關する事務の一部を分掌させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

2 水産駐在所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(職員)

第二 行政法

第九條 この法律に定めるものの外、水産廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制(昭和十八年勅令第八百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「農畜水産物」を「農畜産物」に、「農畜水産業」を「農畜産業」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に改め、「水産局」を削る。

第六條 削除

第十二條 この法律施行の際現に存する水産局事務所は、この法律に基く水産駐在所となり同一性をもつて存続するものとする。

生産局

開發局

資材局

配炭局

亞炭局

石炭廳に置かれる一級の官吏の定数は、十人とする。

第三條 官房においては、人事、會計その他庶務に関する事項及び各局の所掌に属しない事項に係る事務を掌る。

第四條 管理局においては、左の事務を掌る。

一 臨時石炭鉱業管理法の施行一般に関する事項

二 石炭、亞炭、ガス及びコークスに関する整理に関する事項

三 石炭、亞炭、ガス及びコークスに関する調査統計に関する事項

第五條 生産局においては、左の事務を掌る。

一 石炭の生産に関する事項

二 石炭鉱業の保安及び技術指導に関する事項

三 石炭の品位向上に関する事項

四 石炭鉱業に関する労務に関する事項但し、法律に基いて、他省の所管に属するものを除く。

第六條 開發局においては、石炭及び亞炭の開發に関する事務を掌る。

第七條 資材局においては、他局の所掌に属するものを除くの外、石炭に関する資材に関する事務を掌る。

◎石炭廳設置法(昭和二十三年五月十日(商工大)法律第四十号(臣署名))

石炭廳設置法

第一條 石炭廳は、商工大臣の管理に属し、石炭、亞炭、ガス及びコークスの生産、配給及び消費に関する事務並びに臨時石炭鉱業管理法の施行に関する事務を掌る。

第二條 石炭廳に、官房及び左の六局を置く。
管理局

第八條 配炭局においては、左の事務を掌る。

一 石炭の配給計画の実施に関する事項

二 配炭公團法の施行一般に関する事項

三 石炭及び亞炭の有効利用に関する事項

四 ガス及びコークスの生産、配給及び消費に関する事項

五 互斯事業法の施行に関する事項

第九條 亞炭局においては、他局の所掌に属するものを除くの外、亞炭及び亞炭の加工品に関する事務を掌る。

第十條 この法律に定めるものの外、石炭廳の職員及び廳外機関について必要な事項は、政令で、これを定め、官房及び各局の分課について必要な事項は、商工大臣が、これを定める。

商工大臣は、特に必要があると認めるときは、第三條乃至前條の規定にかかわらず、臨時に、部局の所掌事務の一部を変更することができる。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

石炭廳官制は、これを廃止する。

◎中小企業廳設置法(昭和二十三年七月二日)法律第八十三号

(大藏・厚生・農林・商工・運輸大臣署名)

中小企業廳設置法

一 新制定法

(法律の目的)

第一條 この法律は、健全な独立の中小企業が、國民經濟を健全にし、及び發達させ、經濟力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業活動の機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び發達させ、且つ、その經營を向上させるに足る諸條件を確立することを目的とする。

(中小企業廳及び中小企業廳長官)

第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、中小企業廳長官を長とする中小企業廳を設置する。

中小企業廳長官は、第三條に規定する事務を掌理する。

(中小企業廳の権限)

第三條 中小企業廳は、中小企業廳長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

一 中小企業に関する資材、動力、資金、生産方法、技術、經理、労働關係、輸送及び販賣等に関する事項その他中小企業の育成及び發達並びに經營の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業の經營狀況の調査及び診断並びにこれに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業の經營の向上に資することができる設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設

備及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業廳は、中小企業に關係ある經濟問題に關し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、中小企業に關係ある事項に關し、意見を提出することができる。

中小企業廳は、中小企業に關係ある事項については、中央及び地方の行政廳の協力を求め綜合的に処理することができる。

中小企業者は、行政廳の行爲により不当にその事業を阻害されるとき、又は他人の行爲により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行爲が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業廳にその事実を申し出ることができる。

前項後段の場合においては、中小企業廳は、当該事件を公正取引委員會に移さなければならない。

(組織)

第四條 中小企業廳に長官官房及び左の二局を置く。

振興局

指導局

長官官房においては、人事、會計その他庶務に關する事務を掌る。

振興局においては、前條第一項第一号及び第五号並びに第二項

乃至第五項に規定する事務を掌る。

指導局においては、前條第二項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

(職員)

第五條 中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に所要の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し學識經驗ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業廳の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第七條 商工省官制の一部を次のように改正する。

第九條ノ二中「所管行政ニ屬スル中小企業ノ振興ニ關スル事務及」を削る。

◎工業技術廳設置法(昭和二十三年八月一日(商工大)法律第二百七号(臣署名))

工業技術廳設置法

(法律の目的)

第一條 この法律は、鉱業及び工業の科学技術に關する試験研究等の業務を強力且つ総合的に遂行し、生産技術の向上とその成果の普及を図り、もつて經濟の興隆を寄與することを目的とする。

(工業技術廳及び工業技術廳長官)

第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、工業技術廳長官を長とする工業技術廳を設置する。

工業技術廳長官は、第三條に規定する事務を掌理する。

(所掌事務及び権限)

第三條 工業技術廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 鉱業及び工業に關する試験、研究、分析、檢定、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帶する業務を行うこと。

二 地質の調査その他これに附帶する業務を行うこと。

三 度量衡及び計量の標準を設定すること、度量衡の原器及び電氣の標準器を保管すること、度量衡器及び計量器の檢定に關する事務を処理すること並びに度量衡器及び計量器の檢定、比較

檢査、試験、研究、技術調査、技術指導その他これらに附帶する業務を行うこと。

四 工業標準及び工業品規格の制定及び普及に關する事務を処理すること。

五 科学技術に關して商工省の本省及び他の外局の事務を援助すること。

六 前各号に掲げるものの外鉱業及び工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに關する事業の發達、改善及び調整を図ること。

(内部部局及び機關)

第四條 工業技術廳に工業技術運管審議會、工業技術協議会及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機關を置く。

調整部

標準部

(工業技術運管審議會)

第五條 工業技術廳長官は、左に掲げる事項については、工業技術運管審議會(以下本條中審議會という。)の議決に基いて、これを定めなければならない。但し、この議決は商工大臣をも拘束するものではない。

一 工業技術廳の運管方針の設定又は変更に關する事項

二 各年度の調査、研究、規格の制定及び技術指導に關する計画の設定又は変更に關する事項

三 工業技術廳の予算要求に關する事項

四 前各号に掲げるものの外、工業技術廳の所掌事務に關する重要事項で、商工大臣の指定するもの

審議會は、前項に定めるところによりその権限に属させられた事項を審議する外、應務に關して、商工大臣又は工業技術廳長官に対し、意見を提出することができる。

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、工業技術廳長官に対し、廳務に関する必要な報告又は資料の提出を要求することができる。
- 4 審議会は、会長及び副会長各一人並びに委員四十人以内で、これを組織する。
- 5 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令で、これを定める。

(工業技術協議会)

第六條 工業技術協議会(以下本條中協議会という。)は、左の事項に関して、工業技術廳長官の諮問に基いて、これを審議する。

- 一 鉱業及び工業の科学技術に関する試験研究の遂行に関する事項
- 二 鉱業及び工業に関する生産技術の向上に関する事項
- 三 試験研究の成果の普及に関する事項
- 2 協議会は、工業技術廳長官の諮問に答える外、前項各号に掲げる事項に関して、工業技術廳長官に対し、意見を提出することができる。
- 3 協議会は、工業技術廳長官に対し、審議に必要な報告又は資料の提出を請求することができる。
- 4 工業技術廳長官は、協議会の答申又は意見については、これに充分な考慮を拂わなければならない。
- 5 協議会は、委員二十八人以内で、これを組織する。
- 6 委員は、商工大臣の申出により、学識経験のある者の中から、

定める。

2 工業技術廳の組織の細目については、商工大臣が、これを定める。

附則

第十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十二條 商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「度量衡及計量並ニアルコールノ事實ニ関スル事務」の下に「(度量衡及計量ニ関スル標準及檢定ニ関スル事務ヲ除ク)」を、第五條中「度量衡及計量ニ関スル事務」の下に「(度量衡及計量ニ関スル標準及檢定ニ関スル事務ヲ除ク)」を加える。

第十條及第十一條 削除

第十三條 特許標準局官制(昭和二十年勅令第五百十八号)の一部を次のように改正する。

「特許標準局官制」を「特許局官制」に、「特許標準局」を「特許局」に改める。

第一條中「意匠、商標、工業標準化及工業品ノ規格統一」を「意匠及商標」に改める。

第三條中「五部」を「四部」に改める。

第十一條中「並ニ工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル資料」を削る。

第十四條 左に掲げる規定中「特許標準局長官」を「特許局長官」に改める。

一 新制定法

- 7 協議会に、委員の互選による、会長及び副会長各一人を置く。
- 8 前各項に定めるものの外、協議会の運用について必要な事項は、政令で、これを定める。

(調整部)

第七條 調整部の所掌事務は、左の通りとする。

- 一 所管行政に関する企画及び調査一般並びに総合調整に関する事項
- 二 試験研究等の成果の普及及びこれに基づく技術指導の総括に関する事項
- 三 度量衡及び計量に関する標準の設定及び檢定の総括に関する事項
- 四 人事會計その他庶務に関する事項
- 五 その他、他部及び他の機關の所掌に属しない事項

(標準部)

第八條 標準部においては、工業標準及び工業品規格の制定及び普及に関する事務を掌る。

(報告の公表)

第九條 工業技術廳長官は、毎年少くとも一回、試験研究等を行う機關の試験研究等の状況及びその成果について、できるだけ詳細な報告を公表しなければならない。

(職員及び組織の細目)

第十條 工業技術廳の職員について必要な事項は、政令で、これを

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百條第二項及び第三項

昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に基く連合國人の特許發明等の実施状況調査に関する勅令(昭和二十二年勅令第三十六号)第一條

第十五條 電気試験所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

「電気試験所官制」を「電気通信研究所官制」に、「電気試験所」を「電気通信研究所」に改める。

第一條中「電気」を「電気通信」に改める。

◎海上保安廳法(昭和二十三年四月二十七日)

法律 第二十八号

(大藏・厚生・農林・運輸大臣・法務總裁署名)

海上保安廳法

第一章 組織

第一條 港、灣、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、運輸大臣の管理する外局として海上保安廳を置く。
河川の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

第二條 海上保安廳は、船舶の安全に関する法令の海上における助

行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難の調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を掌る。

従来運輸大臣官房、運輸省海運総局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、燈台局、水路部並びにその他の行政機関の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安廳の所掌に移るものとする。

第三條 海上保安廳のすべての職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

海上保安廳の職員は、一万人を超えてはならない。

第四條 海上保安廳の船舶は、航路標識を維持し、密貿易を防止し、遭難船員に援助を與え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶でなければならぬ。

海上保安廳の船舶は、港内艇を除いて、その隻数において百二十五隻を超えてはならず、その全トン数において五万総トンを超えてはならず、又、そのいずれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならない。

海上保安廳の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、國旗及び海上保安廳の旗を掲げなければならぬ。

ない。

第五條 海上保安廳に長官官房、保安局、水路局及び燈台局を置く。

第六條 長官官房においては、左の事務を掌る。

一 職員の任免、分限、懲戒、教養、訓練その他進退身分に関する事項

二 長官の官印及び廳印の管守に関する事項

三 所管行政に関する調査、企画及び審査一般並びに総合調整に関する事項

四 公文書類の接受、発送、編さん及び保存に関する事項

五 統計報告の調整に関する事項

六 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

七 海上保安廳の中他局の所管に属しない官有財産及び物品に関する事項

第七條 保安局においては、左の事務を掌る。

一 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

二 船舶の安全に関する法令の海上における勵行並びに船舶職員資格及び定員に関する事項

三 船舶交通の障害の除去に関する事項

四 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項

五 海難の調査に関する事項

六 海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項

七 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

八 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のための必要な監督に関する事項

九 水先人及び水先業務の監督に関する事項

十 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

十一 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

十三 海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項

十四 海上保安廳の使用する基地施設、通信施設及び船舶の管理及び運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十五 國家地方警察及び市町村警察(以下警察行政廳といふ。)(税関、検疫所その他関係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第八條 水路局においては、左の事務を掌る。

一 水路の測量及び海象の観測に関する事項

二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関する事項

三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事項

四 前各号に掲げる事項の調査及び研究に関する事項

第九條 燈台局においては、左の事務を掌る。

一 燈台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関する事項

二 燈台その他の航路標識の附属の設備による氣象の観測に関する事項

三 海上保安廳以外の者で燈台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うもの監督に関する事項

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。

海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、職務を統理し、所部の職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の大臣又は法務總裁の所管に属する事務については、各々その大臣又は法務總裁の指揮監督を受ける。

第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

第十二條 運輸大臣は、必要と認める地に事務所を置き、海上保安廳の事務を分掌させることができる。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を發することができ

る。第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、海象の観測、燈台その他の航路標識の保守

及び運用並びに氣象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣が、これを命ずる。

第十五條 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の施行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法令の施行に関する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとする。

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うため必要があるとき、又は犯人を逮捕するに当り必要があるときは、附近にある人に対し協力を求めることができる。

第十七條 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に關し重要と認め事項を確かめるため船舶に立入検査をし、且つ、乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十八條 海上保安官は、その職務を行うため四囲の状況から眞に

やむを得ないときは、その職務の執行につき他の法令に定のあるものの外、左に掲げる処分をすることができる。

一 船舶の進行を停止させ、又はその出発を差し止めること。

二 航路を変更させ、又は指定する港に回航させること。

三 乗組員、旅客その他船内にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。

四 積荷を陸揚させ、又は積荷の陸揚を制限し、若しくは禁止すること。

五 船舶が検査若しくは調査を受けるとき、又は抑留され若しくは人命に対し危険であるとき、当該船舶と他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

第十九條 海上保安官は、その職務を行うため、武器を携帯することができ、

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに当り、特に自己又は他人の生命又は身体の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則に關する法令に規定する事務を掌る。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條

第六号の事務を掌る。

第二十三條 海上保安廳の職員に關する規則は、國家公務員に關する法令に触れない範囲内で、運輸大臣が、これを定める。

第二十四條 航路標識を維持し、密貿易を防止し、及び遭難船員に援助を與えるため、海上保安廳長官は、必要に應じ船舶の基地及び担任区域を定める。

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認め、るものとこれを解釈してはならない。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を審議するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に關し海上保安廳長官に建議することができる。

第三章 共助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に

協議し、且つ、關係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求に應じなければならない。

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政廳の指揮を受けなければならない。

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職権の一部を所部の職員に委任することができる。

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠けたときは、海上保安廳の職員が、予め運輸大臣の定める順序により、臨時に海上保安廳長官の職務を行う。

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行う。

第三十二條 巡視警戒に任ずる船舶の乗組員は、労働組合法第四條第一項及び労働関係調整法第三十八條の規定の適用については、これを警察官吏とみなす。

第三十三條 この法律に定めるものの外、海上保安廳の職員の種類

及び所掌事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職員及び海上保安委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第三十四條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年五月一日後であつてはならない。
第三十五條 海上保安廳は、当分の間旧海軍艦船の保管に關する事務を掌る。

前項の事務は、海上保安廳保安局の所掌とする。

第三十六條 海上保安廳の職員に關する人事委員会規則が制定されるまでは、海上保安廳のすべての職員の人事管理に關する事項については、第三條第一項の規定にかかわらず、なお政府職員に關する従前の例による。

第三十七條 この法律のいかなる規定も、予算がないのに、この法律に規定する機能及び活動を行うために、その際の職員の定員を超えて職員を採用することを認めるものとこれを解釈してはならない。

第三十八條 燈台補給船第十八日正丸(二千五総トン)及び水路測量船宗谷(二千二百七総トン)は、第四條第二項の規定にかかわらず、その存する間に限り、その一隻当たりトン数において千五百排水トンを超えることができる。

第三十九條 この法律施行の際現に存する法令(連合國最高司令官の指示に従い制定された法令を除く。)の規定でこの法律の規定に

局の理事官」に改める。

第五十八條 高等海難審判所の裁決は、海上保安廳保安局の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所の理事官が、これを執行する。

第四十三條 燈台局官制及び水路部官制は、これを廃止する。

◎電波物理研究所を電氣試験所に統合する

法律(昭和二十三年六月二十六日)文部・通信(法律第五十八号)大臣署名

電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律

- 1 電波物理研究所官制(昭和十七年勅令第三百七十四号)は、これを廃止する。
- 2 文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第七号中「電波物理研究所」を削る。
- 3 電氣試験所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第五條中「支所又ハ出張所」を「支所、出張所又ハ觀測所」に改め、同條第二項として次のように加える。
前項ノ支所、出張所又ハ觀測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第五十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ケズ

一 新制定法

反するものは、その効力を失う。

第四十條 運輸省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「運輸大臣ハ」の下に「海上保安廳ノ所掌ニ屬スル事項ヲ除クノ外」を加える。

第二條中「海運總局ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク」を削る。

第五條第一号中「水路、航路標識」及び同條第四号を削り、同條第五号を第四号とする。

第四十一條 海運局官制の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「航路其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ航路標識ニ關スル事項ヲ除ク」を「其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ海上保安廳ノ所掌ニ屬スル事項ヲ除ク」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條を削り、第六條を第五條とする。

第四十二條 海難審判法の一部を次のように改正する。

第十七條及び第十八條 削除

第二十八條中「地方海難審判所」の下に「の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所(以下單に海上保安廳の事務所という。）」を加える。

第二十九條中「高等海難審判所」を「海上保安廳保安局」に改める。

第三十條中「地方海難審判所」を「海上保安廳の事務所」に改める。
第五十四條中「高等海難審判所の理事官」を「海上保安廳保安

附則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
- 2 この法律施行の際、現に電波物理研究所に屬する施設は、これを電氣試験所に移管する。

◎建設省設置法(昭和二十三年七月八日)内閣總理・運輸大臣署名

建設省設置法

第一章 總則

(設置)

- 1 第一條 この法律により、建設省を設置する。
- 2 建設省の長は、建設大臣とする。

(機関)

第二條 建設省に、本省の外、地方支分部局として地方建設局を置く。

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。
一 國土計画及び地方計画に關する調査及び立案を行うこと。

- 二 土地の測量、地図の調整その他これに附帯する事業を実施すること。
- 三 都会地轉入抑制に関する事務を管理すること。
- 四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。
- 五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。
- 六 廣告物取締法（明治四十四年法律第七十号）の施行に関する事務を管理すること。
- 七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。
- 八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に関する事務を管理すること。
- 十 公有水面（港湾内の水面を除く。）の埋立に関する事務を管理すること。
- 十一 運河に関する事務を管理すること。
- 十二 水防の發達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。
- 十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧並びにその助成を行うこと。

関しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に従つて処理しなければならない。

（本省の内部部局及びその所掌事務）

第四條 本省に大臣官房及び左の六局を置く。

- 総務局
- 河川局
- 道路局
- 都市局
- 建築局
- 特別建設局

- 2 大臣官房においては、前條第二十八号及び第三十号に規定する事務を掌る。
- 3 総務局においては、前條第一号、第三号、第四号、第十七号、第二十五号及び第二十七号に規定する事務並びに同條第二十九号に規定する事務（試験及び研究に関する事務を除く。）を掌る。
- 4 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務（道路の災害復旧工事の指導に関する事務を除く。）を掌る。
- 5 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務並びに同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務を掌る。
- 6 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物法による

一 新制定法

- 十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。
- 十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。
- 十七 土地の使用及び収用に關する事務を管理すること。
- 十八 宅地の利用の調整に關する調査及び企画を行うこと。
- 十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に關する事務を管理すること。
- 二十 市街地建築物に關する事務を管理すること。
- 二十一 不良住宅地区改良に關する事務を管理すること。
- 二十二 建築の發達及び改善の助長並びに建築に關する監督を行うこと。
- 二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 二十四 住宅の緊急措置に關する事務を管理すること。
- 二十五 土木建築請負業の發達及び改善の助長を行うこと。
- 二十六 國費の支弁に屬する建物の營繕（別に法律で定めるものを除く。）を行うこと。
- 二十七 連合國最高司令官から政府に返還された物等々の処分を行うこと。
- 二十八 建設省の所管行政に關する監察事務を処理すること。
- 二十九 建設省の所管行政に關する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に關する事務を処理すること。
- 三十 建設省の所管行政に關する啓發及びごう報並びに部内的人事、會計及び庶務に關する事務を処理すること。但し、人事に

地域及び地区の指定に關する事務を掌る。

7 建築局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から第二十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務（市街地建築物法による地域及び地区の指定に關する事務を除く。）を掌る。

8 特別建設局においては、前條第二十六号及び第十二條に規定する事務を掌る。

（本省の附屬機關）

第五條 建設省に所要の研究所を置き、土木、建築及び都市計画に關する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に關する事務を掌らしめる。

2 建設省に地理調査所を置き、第三條第二号に規定する事務を掌らしめる。

3 建設省に建設工事本部を置き、第十一條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第三章 地方支分部局

（地方建設局）

第六條 地方建設局は、建設大臣の管理に屬し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に關する事務を分掌する。

2 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

3 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事

事務所を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

第四章 職員及び組織の細目

第七條 建設省に置かれる職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

2 この法律に定めるものの外、建設省の組織の細目については、建設大臣がこれを定める。

附則

第八條 この法律は、昭和二十三年七月十日からこれを施行する。

第九條 建設院設置法（昭和二十二年法律第二百三十七号）及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件（昭和二十一年勅令第五十一号）は、これを廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第十條 國費の支弁に属する建物の當繕（別に法律で定めるものを除く。）に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお、従前の例による。

第十一條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

2 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定す

る事務施行の費用に充てるべき資金を國庫に納付させることができる。

2 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十二條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日まで、左に掲げる事務を行うことができる。但し、第一号の事務は、特別調達廳がこれを行う準備を完了したときは、同日以前においても特別調達廳に移管されるものとする。

1 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國貨の不当支出を防止するためにする技術的監督及び監視をすること。

2 昭和二十二年八月三十一日以前にしゅん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

第十三條 建設省に、昭和二十三年八月三十一日まで、地方支分部局として建築出張所を置く。

2 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

3 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

第十四條 内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律（昭和二十二年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第十五條 道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「内務大臣」を「建設大臣」に改める。

第十六條 行政官廳法（昭和二十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「特命全權大使、特命全權公使及び建設院の長」を「特命全權大使及び特命全權公使」に改める。

◎通信職員訓練法（昭和二十三年八月一日）
法律第二百八号（大臣署名）

通信職員訓練法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通信大臣の管理する國の業務の能率を増進し、その完全な運営を図るためその業務に従事する職員（以下通信職員という。）に対し通信大臣が行う訓練に関し規定するものとする。

(訓練の範囲)

第二條 この法律の規定に基き通信大臣が行う訓練は、通信職員の担当する業務の遂行に直接関係があるものに限られる。通信大臣は、専門的な学科目を除き、一般の学校で通例実施されている学科目について訓練の教程を施すことはできない。

一新制定法

(通信大臣の権限及び職責)

第三條 通信大臣は、この法律の規定による訓練を行うにつき、この法律で定めるものの外、左の権限及び職責を有する。

1 訓練を必要とする通信職員に対し、職場訓練に参加すること及び必要な教程を修めることを命令すること。

2 この法律に従い通信大臣の指定する特殊の訓練を受けた場合には、その訓練期間終了後六箇月を超えない期間は、引き続き通信省に在職しなければならない旨の契約を、通信職員と締結すること。

3 訓練に必要な施設（寄宿舎を含む。）を設け、及び物品を供與すること。

2 前項第二号の契約を締結しない通信職員に対しては、通信大臣は、同号の特殊の訓練を行わないことができる。

(通信大臣の職権の委任)

第四條 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、部局の長に委任することができる。

(訓練の計画)

第五條 通信大臣は、この法律の規定に従い、毎年第一條の業務の各種類別に訓練人員、訓練課程、訓練期間その他の事項を含む訓練に関する実行計画を定める。

(委託訓練)

第六條 通信大臣は、通信職員の訓練につき必要があると認める場合は、一般の学校その他の教育研究機関等に職員を派遣し、その

職員の担当事務に直接関係のある専門の事項を研修させることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
- 2 通信講習所官制(昭和二十年勅令第三百三十五号)は、これを廃止する。
- 3 無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。
 - 第一條 無線電信講習所ハ文部大臣ノ管理ニ属シ無線通信ニ関スル技術ノ教授並ニ無線通信士ノ養成ヲ掌ル
 - 第二條中「通信大臣」を「文部大臣」に改める。
 - 第三條中「通信教官」を「文部教官」に、「通信事務官」を「文部事務官」に、「通信技官」を「文部技官」に改める。
 - 第四條中「通信大臣」を「文部大臣」に改める。
- 4 この法律施行の際、現に無線電信講習所に属する施設は、これを文部省に移管する。

◎内閣総理大臣等の俸給等に関する法律

(昭和二十三年六月十九日)大藏大臣 第五十五号 臣署名

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律

第七條 内閣総理大臣等に対しては、俸給の外勤務地手当、退職手当、死亡賜金及び旅費を支給する。

前項に掲げる給與の額、支給条件及び支給手続は、一般官吏について定められているものの例による。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條から第五條まで及び第七條(旅費に関する部分を除く。)の規定は、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

第一條及び別表中「人事委員長及び人事委員」とあるのは、人事委員会の設置に至るまでは、「臨時人事委員会の委員長及び委員」と読み替えるものとする。

内閣総理大臣等が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当給與令(昭和十七年勅令第二百一十一号)による臨時家族手当、交通至難の場所に在勤する職員に手当給與の件(大正九年勅令第四百五号)による臨時勤務地手当、政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第四百十号)による臨時手当、退職手当及び死亡賜金は、これをこの法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額(退職手当及び死亡賜金に係る部分の金額を除く。)と、この法律による俸給及び勤務地手当の合計額との差額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、これを同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

第一條 左に掲げる官吏(以下内閣総理大臣等という。)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 検査官
- 四 人事委員長及び人事委員
- 五 特命全權大使
- 六 宮内府長官
- 七 侍従長
- 八 特命全權公使

第二條 内閣総理大臣等の俸給月額額は、別表による。

第三條 あらたに内閣総理大臣等になつた者には、発令の当日から、俸給を支給する。但し、退官した者又は免官された者が即日内閣総理大臣等に任ぜられたときは、発令の日の翌日から、俸給を支給する。

第四條 内閣総理大臣等が退官、免官又は死亡に因り内閣総理大臣等てなくなつたときは、その日まで、俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一を以て俸給日額とし、日割によりこれを計算する。但し、その額が俸給月額を超えるときは、これを俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は毎月二十一日に、これを支給する。但し、第四條の場合においては、その際、これを支給する。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二五、〇〇〇円
國務大臣	
検査官	二〇、〇〇〇円
人事委員長及び人事委員	
特命全權大使	一八、〇〇〇円
宮内府長官	
侍従長	一五、〇〇〇円
特命全權公使	

◎政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

(昭和二十二年十二月二十日)大藏大臣 第二百十六号 臣署名

政府は、この法律施行の際現に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額の七割乃至十三割に相当する金額を一時手当として支給する。但し、平均十割を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、こ

れを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

(昭和二十三年二月二十四日) (大蔵大臣署名)

政府は、昭和二十二年十二月二十日に現に在職していた官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給与の月額の内割以内で相当する金額を一時手当として支給する。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給与、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎政府職員の俸給等に関する法律

(昭和二十三年三月二十日) (大蔵大臣署名)

官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であ

つて常時勤務に服する者(内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定のあるものを除く。以下職員という。)に対しては、昭和二十三年一月一日に遡及して、職員総平均の月収二千九百二十円の俸給等を支給するものとする。

臨時給与委員会の第一報告書及び第二報告書に示された各職員の俸給等を決定する方法及び原則並びにその他の事項は、職員総平均の月収二千九百二十円の水準の下における各職員の俸給等を決定する場合に、これを採用するものとする。

前二項の俸給等の額及びその支給に關する事項は、別に法律で、これを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この法律の本則第三項の規定による俸給等の額及びその支給に關する事項を定める法律の規定が適用せられるまでの間、職員に対しては、昭和二十三年一月一日に遡及して、職員総平均の月収二千五百円の暫定給与を支給することができる。

第三條 暫定給与は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当とする。

第四條 職員の暫定俸給の月額は、その現に受ける俸給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額(以下現俸給という。)に、その職員の勤務時間に應じて定めた左の各号の一の割合を夫

と乗じて得た金額とする。

一 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十一時間三十分以上四十四時間未満のものにあつては、十五割

二 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十四時間以上四十八時間未満のものにあつては、十六割

三 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十八時間以上のものにあつては、十七割

暫定俸給の支給に關しては、官吏俸給令による俸給支給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習のある場合においては、その例によることができる。

第五條 暫定扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百二十五円とする。

第六條 暫定扶養手当の支給に關しては、臨時家族手当給與令による臨時家族手当支給の例による。

第七條 暫定勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に対し、これを支給する。

第八條 暫定勤務地手当の月額は、暫定俸給の月額及び暫定扶養手当の月額合計額の二割以上三割以下とする。

第九條 生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給さるべき暫定勤務地手当の割合の決定は、大蔵大臣が、これを行う。

第十條 第四條第二項の規定は、暫定勤務地手当の支給に關して、これを準用する。

第十一條 職員が執務しないときは、その執務しないことにつき特に

承認のあつた場合を除く外、第四條第二項(前條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その執務しない一時間につき、一時間当りの暫定俸給(これに対する暫定勤務地手当を含む。以下同じ。)を減額する。

第十二條 前項の一時間当りの暫定俸給の額は、昭和二十二年法律第六十七号(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の應急措置に關する法律)に基き、超過勤務手当を支給する場合における一時間当りの給与額の計算方法と同様の方法によつて計算した額とする。

第十三條 第一項の場合において、その月分の暫定給与が既に支給されているときは、その後において支給すべき給與から、これを減額する。

第十四條 第八條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた現俸給、臨時家族手当給與令による臨時家族手当、大正九年勅令第四百五号(交通至難の場所に在勤する職員に手当給與の件)による臨時勤務地手当及び昭和二十二年法律第四百十号(政府職員に対する臨時手当の支給に關する法律)による臨時手当は、この法律による暫定給与の内拂とみなす。

第十五條 前項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による暫定給与との差額は、所得税法の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

◎政府職員の新給與実施に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日)内閣総理大臣
法律第二十号(第四十六号)藏大臣署名

政府職員の新給與実施に関する法律

(この法律の目的)

第一條 この法律は、政府職員の新給與等に関する法律(昭和二十三年法律第十二号。以下法律第十二号という。)の本則第三項の規定に基き政府職員の新給與に關する方針の統一を圖るため、官吏、官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の政府職員を含む)、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員という。)に対し支給すべき俸給等の額及びその支給に關する事項を、臨時に、定めることを目的とする。

2 この法律の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号。今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。)の如何なる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。昭和二十三年七月一日以後においては、國家公務員法、同法に基く法律、政令又は人事委員會規則の規定に矛盾するこの法律の規定は、当然その効力を失ふものとする。この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたとときはその期日)限り、

その効力を失ふものとする。

3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従い國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合したものであるとみなし、その改正が人事委員會によつて立案せられ、國會の承認を得て実施せられるまで、その効力をもつものとする。

(実施機關)

第二條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に、新給與実施本部、地域給與審議會及び新給與苦情処理委員會を置く。

第三條 新給與実施本部は、この法律による俸給の決定に關する総合調整及びこの法律においてその権限に屬せしめた事項に關する事務を掌るものとする。

第四條 新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び部員若干人を置く。

2 本部長は内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつて、これに充てる。

3 部員は、各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつて、これに充てる。

4 本部長は、郵務を総理する。

5 次長は、本部長を助けて郵務を整理する。

6 部員は、上司の命を承けて部務に従事する。

第五條 地域給與審議會は、生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域に対する勤務地手当の支給割合に關する事項その他勤務地手当の支給に關する事項を調査審議するものとする。

第六條 地域給與審議會は、職員を代表する委員及び政府を代表する委員各々同数をもつて、これを組織し、委員は、内閣総理大臣が、これを委嘱する。

2 委員の数は、二十人を超えてはならない。

第七條 地域給與審議會は、その権限に屬せしめられた事項につき必要な調査を行わせるため都道府縣毎に地域給與調査会を設けることができる。

第八條 新給與苦情処理委員會は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求に対し、最終の決定をなすものとする。

第九條 新給與苦情処理委員會は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 委員は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各々三人とし、内閣総理大臣が、これを委嘱する。

第十條 新給與苦情処理委員會に会長を置く。会長は、第三者である委員のうちから、委員が、これを選舉する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、第三者である他の委員のうちから、会長の職務を代理する者を選舉する。

第十一條 新給與苦情処理委員會は、会長がこれを招集し、その議

一 新制定法

事は、会長を除く出席委員の過半数で、これを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 新給與苦情処理委員會は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各々二人以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 会長は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求があつた場合においては、遅滞なく、委員會を招集しなければならない。(給與の種類)

第十二條 この法律による給與は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当とする。

(俸給)

第十三條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務に關する條件に基いたものでなければならぬ。

第十四條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施本部長が、これを定める。

2 前項の規定により分類せられた職務の各級における俸給の幅は、別表による。

3 現業に従事する職員、教育職員、稅務職員その他その職務について特別に取扱ふことを適當とする事情のある職員については、職務の級の分類及びその各級における俸給の幅につき、政令で、前二項と異つた定をすることができる。但し、その政令は、前條

の規定の精神に沿い前二項の規定と趣旨を同じくし、且つ、これと権衡のとれたものでなければならぬ。

第十五條 内閣総理大臣、最高裁判所長官、法務総裁、各省大臣若しくは会計検査院長（以下各省各廳の長という。）又は各省各廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の承認を受け、それぞれその所屬の職員について、第十四條の規定するところに基き、その職務の級及び俸給を決定する。

第十六條 あらたに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における俸給の昇給の基準は、政令でこれを定める。

第十七條 俸給の支給に関しては、官吏俸給令、昭和二十一年勅令（第九十二号）による俸給支給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習のある場合においては、その例によることができる。

（扶養手当）

第十八條 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し、これを支給する。

2 法第十二号附則第五條の規定は、扶養手当に関して、これを準用する。

（勤務地手当）

第十九條 勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に対し、これを支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じて得た額とする。

（審査の請求）

第二十三條 第十五條の規定による俸給の決定（前條の規定による俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならない。

3 前條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十四條 前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、新給與苦情処理委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與苦情処理委員会は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならない。

3 第二十二條の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「新給與苦情処理委員会」と読み替へるものとする。

附則

（施行期日）

第二十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

（新俸給への切替の場合における経過的取扱）

第二十六條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の級における俸給の幅の最高が、法第十二号附則第四條に規定する現俸給の十六割に相当する金額に達しない場合においては、その職員は、新給與実施本部長の定める俸給の額を受けるものとする。

3 生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定は、地域給審議会の議を経て、大蔵大臣が、これを行う。

4 第十七條の規定は、勤務地手当の支給について、これを準用する。

（特殊勤務手当）

第二十條 職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを俸給に組入れることが不可能であるか、又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に應じ、特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、政令で、これを定める。

（欠勤等の場合の給與）

第二十一條 法第十二号附則第七條の規定は、職員が正式の承認なくして執務しなかつた場合について、これを準用する。

（俸給の更正決定）

第二十二條 新給與実施本部長は、各省各廳の長又はその委任を受けた者が第十五條の規定により決定した職員の職務の級及び俸給が第十三條の俸給支給の原則に照し適當でないとき、各省各廳の長又はその委任を受けた者の行つた決定を更正し、又はこれらの者に対しその決定を更正すべき旨を命ずることができる。

（年齢給の改訂）

第二十七條 現行の年齢による最低保証給は、臨時給與委員会の第一報告書一、の5）に基き、政令でこれを改めるものとする。

（勤務地手当の経過的取扱）

第二十八條 勤務地手当は、大蔵大臣が地域給審議会の議を経て生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定を行つた間、なお、従前の例により、これを支給する。

（差額支給の取扱）

第二十九條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた法第十二号による暫定給與、財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第六十八号）による手当その他この法律による給與に相当する給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額が、この法律により受くべき給與の額を超過する場合においても、既に支給を受けた給與は、これを返還せしめないことができる。

3 第一項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による給與との差額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

（法律の廃止）

第三十條 左に掲げる法律は、これを廃止する。
政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭和二十二年

別表 級別俸給額表

職務の級	俸給額									
	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
一級	一、〇〇〇円	一、〇五〇円	一、一〇〇円	一、一五〇円	一、二〇〇円	一、二五〇円	一、三〇〇円	一、四〇〇円		
二級	一、一〇〇円	一、一五〇円	一、二〇〇円	一、二五〇円	一、三〇〇円	一、三五〇円	一、四〇〇円			
三級	一、三〇〇円	一、三五〇円	一、四〇〇円	一、四五〇円	一、五〇〇円	一、五五〇円	一、六〇〇円			
四級	一、五〇〇円	一、五五〇円	一、六〇〇円	一、六五〇円	一、七〇〇円	一、七五〇円	一、八〇〇円			
五級	一、七〇〇円	一、七五〇円	一、八〇〇円	一、八五〇円	一九〇〇円	一九五〇円	二、〇〇〇円	二、〇五〇円	二、一〇〇円	二、一五〇円
六級	二、〇〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円	二、八〇〇円	二、九〇〇円
七級	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円	二、八〇〇円	二、九〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、二〇〇円	三、三〇〇円	三、四〇〇円
八級	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、二〇〇円	三、三〇〇円	三、四〇〇円	三、五〇〇円	三、六〇〇円	三、七〇〇円	三、八〇〇円	三、九〇〇円
九級	三、五〇〇円	三、六〇〇円	三、七〇〇円	三、八〇〇円	三、九〇〇円	四、〇〇〇円	四、一〇〇円	四、二〇〇円	四、三〇〇円	四、四〇〇円
十級	四、〇〇〇円	四、二〇〇円	四、四〇〇円	四、六〇〇円	四、八〇〇円	五、〇〇〇円	五、二〇〇円			
十一級	五、〇〇〇円	五、二〇〇円	五、四〇〇円	五、六〇〇円	五、八〇〇円	六、〇〇〇円				
十二級	六、〇〇〇円	六、二〇〇円	六、四〇〇円	六、六〇〇円	六、八〇〇円	七、〇〇〇円				
十三級	七、〇〇〇円	七、二〇〇円	七、四〇〇円	七、六〇〇円	七、八〇〇円	八、〇〇〇円				
十四級	八、〇〇〇円	八、四〇〇円	八、八〇〇円	九、二〇〇円	九、六〇〇円	一〇、〇〇〇円				
十五級	別に定める額									

法律第四百十号

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十六号)

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十八号)

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第二百十六号)

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭和二十三年法律第八号)

◎昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年七月六日(大藏大臣)署名)

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律

第一條 官吏、官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の政府職員を含む)、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員という。)に対しては、昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、職員総平均の月収三千七百九十一円の俸給等を支給する。

第二條 前條の規定による俸給等に関しては、この法律に別段の定のある場合を除く外、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号。以下法第四十六号という。)の例によ

一新制定法

る。

第三條 法第四十六号第十四條第二項に規定する職務の各級における俸給の幅は、別表による。

2 扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百五十円とする。附則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 この法律の施行に際し、法第四十六号第二十六條の規定によりその職員に属する職務の級における俸給の幅の最高をこえる額の俸給を受けていた職員は、その受けていた俸給の十一割五分に相当する金額の俸給を受けるものとする。但し、その俸給の額は、新給與実施本部長の定めるところにより、別表の級別俸給額表中の直近の俸給金額と同額とする。

2 前項の規定による俸給額がその職員に属する職務の級における別表の俸給の幅の最高の額に達しない場合においては、その職員は、その最高の額の俸給を受けるものとする。

第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第四十六号による給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

別表 級別 俸給額表

職務の級	俸給額									
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号
一 級	一、三〇〇円	一、三七〇円	一、四三〇円	一、五〇〇円	一、五六〇円	一、六三〇円				
二 級	一、四三〇	一、五〇〇	一、五六〇	一、六三〇	一、六九〇	一、七六〇	一、八二〇円			
三 級	一、六九〇	一、七六〇	一、八二〇	一、八九〇	一、九五〇	二、〇二〇	二、〇八〇			
四 級	一、九五〇	二、〇二〇	二、〇八〇	二、一五〇	二、二二〇	二、二八〇	二、三四〇			
五 級	二、二一〇	二、二八〇	二、三四〇	二、四一〇	二、四七〇	二、五四〇	二、六〇〇	二、六七〇円	二、七三〇円	二、八〇〇円
六 級	二、六〇〇	二、七三〇	二、八六〇	二、九九〇	三、一二〇	三、二五〇	三、三八〇	三、五一〇	三、六四〇	三、七七〇
七 級	三、二五〇	三、三八〇	三、五一〇	三、六四〇	三、七七〇	三、九〇〇	四、〇三〇	四、一六〇	四、二九〇	四、四二〇
八 級	三、九〇〇	四、〇三〇	四、一六〇	四、二九〇	四、四二〇	四、五五〇	四、六八〇	四、八一〇	四、九四〇	五、〇七〇
九 級	四、五五〇	四、六八〇	四、八一〇	四、九四〇	五、〇七〇	五、二〇〇	五、三三〇	五、四六〇	五、五九〇	五、七二〇
十 級	五、二〇〇	五、四六〇	五、七二〇	五、九八〇	六、二四〇	六、五〇〇	六、七六〇			
十一 級	六、五〇〇	六、七六〇	七、〇二〇	七、二八〇	七、五四〇	七、八〇〇				
十二 級	七、八〇〇	八、〇六〇	八、三二〇	八、五八〇	八、八四〇	九、一〇〇				
十三 級	九、一〇〇	九、三六〇	九、六二〇	九、八八〇	一、〇一四〇	一、〇四〇〇				
十四 級	一〇、四〇〇	一〇、九二〇	一一、四四〇	一一、九六〇	一二、四八〇	一二、〇〇〇				
十五 級	別に定める額									

◎ 國家公務員共済組合法

(昭和二十三年六月三十日)内閣總理以下
法律 第六十九号(各大臣署名)

國家公務員共済組合法目次

- 第一章 総則
- 第二章 組合員
- 第三章 給付
- 第四章 福祉施設
- 第五章 掛金及び國庫負担金
- 第六章 共済組合審査会
- 第七章 雜則

第一章 總則

第一條 總則

(目的及び組織)

第一條 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

- 一 常時勤務に服しない者
- 二 臨時に使用される者(雇よりの日から二月を超える者を除く)。

一 新制定法

- 三 公團及び特別調達廳の職員のうち政府の管掌する健康保險の被保險者又は健康保險組合の被保險者
- 四 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために勞務に服する者
- 五 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る勞務に服する者
- 六 未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の適用を受ける者

(組合の設置区分)

第二條 組合は、衆議院、參議院、内閣(総理廳を含む)、法務廳、各省、裁判所及び会計検査院(以下各省各廳という。)ごとにそれぞれこれを設ける。

2 前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を單位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それぞれ別に一組合を設ける。

- 一 國家地方警察及び國家消防廳に属する職員 総理廳
- 二 副看守長及び看守 法務廳
- 三 專賣局に属する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に従事する職員 大藏省
- 四 印刷局に属する職員 大藏省
- 五 造幣局に属する職員 大藏省
- 六 國立学校に属する職員 文部省

七 営林局（営林署を含む。）に属する職員 農林省
 八 運輸省に属し陸運に関する事務並びに國有鉄道に關連する國有船舶及び倉庫營業（臨港倉庫に係るものを除く。）に関する事務に従事する職員 運輸省

九 建設省の地方建設局（第一技術研究所を含む。）に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に属し港灣の建設又は保存に関する事務に従事する職員 建設省

三 前項各号の規定により設けられた組合の組合員の範囲は、当該組合の共済組合運営規則（以下運営規則という。）により、これを定める。

（組合の管理）

第三條 組合は法人とする。

二 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各廳の長という。）は、この法律に基いて、それぞれ各省各廳に設けられた組合を代表し、その事業を執行する。

三 各省各廳の長は、前項の規定により、組合の事業を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。

四 各省各廳の長が、運営規則を定める場合においては、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

五 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項

二 組合員に関する事項

三 掛金に関する事項

四 資産の管理その他財務に関する事項

五 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項

六 その他組合の事業執行に關して必要な事項

（組合の住所）

第四條 組合は、各省各廳の長の指定する地に主たる事務所を置く。

二 組合は、大藏大臣の承認を受けて、その事業を執行するために従たる事務所を設けることができる。

（組合運営審議会）

第五條 組合の適正な運営を図るため、各組合に共済組合運営審議会（以下運営審議会という。）を置く。

二 運営審議会の委員は十名以内とし、当該組合の組合員のうちから、各省各廳の長が、これを命ずる。

三 各省各廳の長が、前項の規定により委員を命ずる場合においては、一部の者の利益に偏することのないように相當の注意を拂わなければならない。

第六條 左に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 運営規則のうち第三條第五項第二号から第六号までに掲げる事項に關する部分の制定及び改廢

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

第九條 組合の事業の執行は、大藏大臣が、これを監督する。

二 組合は、大藏大臣の定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての詳細な報告を、大藏大臣と厚生大臣とに提出しなければならない。

三 大藏大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び会計について監査するものとする。

（非課税）

第十條 組合には、所得税及び法人税を課さない。

二 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。

三 第十七條に掲げる給付に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

四 地方公共団体は、組合の事業に対しては、地方税を課することができない。

（無料証明）

第十一條 組合又はこの法律に基いて給付を受くべき者は、その行方給付又はその受ける給付に關し必要な範囲内において、國、市町村長（東京都の特別区のある地域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市にあつては区長。）又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができる。

第二章 組合員

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
 四 訴訟、訴願の提起及び和解
 五 その他各省各廳の長又は運営審議会において特に重要であると認めたる事項

二 前項に定める事項の外、運営審議会は、各省各廳の長の諮問に應じ、又は必要と認める事項につき各省各廳の長に建議することができる。

（事務職員及び國の施設の利用）

第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要な範囲内において、大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳に所屬する職員をして組合の事務に従事させ、又はその管理に係る施設を組合の利用に供することができる。

（会計）

第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

二 組合の会計組織は、大藏大臣がこれを定めるものとし、組合は、その財産目録、貸借対照表及び收支計算書に關する報告書を少くとも毎事業年度末及び大藏大臣の指定するときに、大藏大臣に提出しなければならない。

三 前項に規定する書類は、大藏大臣の承認を受けることを要し、その承認を受けたときは、組合はその書類の写をすべての組合員の閲覧に供しなければならない。

（大藏大臣の権限）

(組合員の資格の取得)

第十二條 職員は、第一條各号に掲げる者を除き、その職員となつた日(第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたときにはそのなつた日)から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)

第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日(第四号に該当する場合はその該当するに至つた日)から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき。
- 四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき。

(期間計算の方法)

第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月をもつて終るものとする。

第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間(他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない)は、これをその者があらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。

(責任準備金の移換)

第十六條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合

は、もとの組合はその者に係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならない。但し、命令で指定する組合相互の間については、この限りでない。

2 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときにおいて、なお船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の適用を受ける場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、癱疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん、若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 癱疾給付
- 四 遺族給付
- 五 罹災給付
- 六 休業給付

(被扶養者の範囲)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由発生当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては退職当時)の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあつてはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金の支給の始期及び終期)

第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

(年金を受くべき遺族の範囲)

第二十一條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者)

一 新制定法

つた者という。以下この節及び第六十二條において同じ。)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎兒であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時年齢十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていない)と認められる場合を含む。以下同じ。)していない場合に限り、年齢十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具癱疾で生活資料を得る途がない場合に限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受くべき遺族の範囲)

第二十三條 年金以外の給付を受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
- 二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者を除く外組合員又は組合員であつた者の死亡

当時主としてその収入によつて生計を維持していた者、

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受くべき遺族の順位)

第二十四條 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において給付を受くべき遺族の順位は、左の各号に掲げる者とする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十一條第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前條各号の順序。但し、同條第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(給付の併給)

第二十五條 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除くの外、当該各種の給付を併給するものとする。

一 出産手当金の支給をなす場合においては、その支給期間内は傷病手当金はこれを支給しない。

二 傷病手当金又は出産手当金を受ける期間については、休業手当金はこれを支給しない。

三 療疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付はこれを行わない。

四 退職年金を受ける権利を有する者には、療疾一時金はこれを

三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限りこれを行うものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定する医師、歯科医師、薬剤師、その他の療養機関(以下指定医という。)のうち自己の選定したものについて、これを受けるものとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つて、その費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)

第三十二條 組合員が、指定医以外のものについて第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替えて療養費を支給する。

2 前項の療養費の額は、組合が療養に要する費用を標準として厚生大臣の定める基準に従つて、これを定める。但し、組合員が現に支拂つた額をこえることはできない。

(家族療養費)

第三十三條 組合は、その組合員の被扶養者が指定医につき第三十條各号に掲げる療養を受けた場合においては、組合は、第三十條及び第三十一條の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときその者に支給すべき給付金がある場合において、その者が組合に対して支拂うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)

第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から年金たる給付については五年間、その他の給付については二年間、これを行わないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(損害賠償の請求権)

第二十九條 組合は、給付事由が第三者の行爲に因つて生じた場合において、当該給付事由に対して行うべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養の給付)

第三十條 組合員が、公務に因らないて疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

2 組合員の被扶養者が指定医以外のものにつき第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、その組合員に対し家族療養費として支給する。

(給付の支給期間)

第三十四條 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、これを支給しない。

一 療疾給付を受けるに至つたとき。

二 療養の給付、療養費及び家族療養費の支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合においては、それらの給付は、前項第二号に規定する期間をこえて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(分べん費及び配偶者分べん費)

第三十五條 組合員が分べんしたときは、分べん費として俸給の一月分を支給する。

2 組合員であつた者が、その資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は、分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

(は育手当金)

第三十六條 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べん(死産の場合を除く)し、且つ、は育する場合においては、は育手当金として分べんの日から引き続き六月間は育している期間一月につき百円を支給する。但し、その期間一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前條第二項の規定は、は育手当金の支給に關して、これを準用する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十七條 組合員が公務に因らないて死亡したときは、その埋葬を行う者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千円に満たないときは二千円とする。

2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第三十八條 第三十四條第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなかつた日後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行う者に、前條第一項の規定に準じ埋葬料を支給する。

2 第三十四條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三節 退職給付

(退職年金)

第三十九條 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員たる資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、年齢満五十歳に達するまではその支給を停止する。

2 退職年金の年額は、俸給の四月分とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すことにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十條 退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつて改定退職年金の額とする。

(退職一時金)

第四十一條 組合員であつた期間六月以上二十年以上未滿の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別

表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、廢疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、廢疾一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができない。

第四節 廢疾給付

(廢疾年金)

第四十二條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないて疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り發した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の發生した日から起算し三年以内に治ゆたとき又は治ゆしないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の廢疾の状態にある者には、その程度に應じて、その者の死亡に至るまで廢疾年金を支給する。

2 廢疾年金の額は、俸給に、別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する廢疾年金の年額は、前項の金額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の三分分を、二十年以上一年については二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四分分を加算する。

第四十三條 廢疾年金を受ける権利を有する者が、廢疾年金の支給を受ける程度の廢疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廢疾年金は、これを支給しない。

第四十四條 組合員であつた期間二十年未滿で廢疾年金を受ける権

利を有する者が前條の規定により廢疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた廢疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給十月分との合算額(その合算額が俸給二十二月分を超える場合は俸給二十二月分)に満たないときは、その差額を支給する。

(廢疾一時金)

第四十五條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないて疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り發した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の發生した日から起算し三年以内に治ゆたとき又は治ゆしないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にある者には、廢疾一時金を支給する。

2 廢疾一時金の額は俸給の十月分とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができない。

第五節 遺族給付

(遺族年金)

第四十六條 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に対し遺族年金を支給する。

第四十七條 遺族年金の額は、左の区分による金額とする。

- 一 退職年金の支給を受ける者が死亡した場合においては、その退職年金の額の二分の一
- 二 組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受

けることなくして死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

三 組合員であつた期間二十年以上の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

(遺族年金の轉給)

第四十八條 遺族年金を受ける者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき。
- 三 子又は孫(不具廢疾で生活資料を得る途がない者を除く。)が年齢満十八歳に達したとき。
- 四 不具廢疾で生活資料を得る途がないため遺族年金を受けていた者につき、その事情が止んだとき。

2 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の申請により、所在不明中その年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、当該次順位者にこれを支給する。

(遺族一時金)

第五十條 組合員が死亡したときは、その遺族に、遺族一時金を支給する。

年金の総額が、俸給日額に組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と俸給の十月分との合算額(その合算額が俸給の二十二月分をこえるときは二十二月分)に満たないときは、その差額

四 前條第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、廢疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

第六節 罹災給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第五十三條 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については俸給の一月分の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族弔慰金を支給する。

(災害見舞金)

第五十四條 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第六に掲げる損害の程度に應じて、俸給に、同表に定める月数に乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付

(傷病手当金)

第五十五條 組合員が公務に因らないて疾病にかかり、又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合においては、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以

一新制定法

給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に対し、年金者遺族一時金を支給する。

- 一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。
- 二 組合員であつた期間二十年以上の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。
- 三 組合員であつた期間二十年未滿の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡したとき。
- 四 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受くべき遺族がないとき。

第五十二條 前條の一時金の額は、左の区分による。

一 前條第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

十一 前條第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の六年分に満たないときは、その差額

三 前條第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた

後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員が被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性疾病に関しては、前項の期間をこえて通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十四條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

(出産手当金)

第五十六條 組合員が分べんしたときは出産手当金として分べんの日前四十一日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が、組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた同様とする。

2 前條第二項の規定は、出産手当金の支給に関して、これを準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際出産手当金を受けている場合に

おいては、その給付は第一項に規定する期間内は、引き続きこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を得たときは、その日以後は、この限りでない。

(休業手当金)

第五十七條 組合員が、左の各号の一の事由に因り欠勤した場合において、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号については当該各号に掲げる期間内)一日につき俸給日額の十分の六を支給する。

一 公務に因らない疾病又は負傷

二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷

三 組合員又はその配偶者の分べん 十四日

四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害

五日

五 組合員の婚姻又は配偶者の死亡、二親等内の血族、一親等の姻族若しくはその他の被扶養者で組合員の収入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は葬祭 七日

六 前各号に掲げるものの外、所属機関の長が已むを得ないと認めたる事由

第五十八條 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受ける場合は、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第八節 給付の制限

第五十九條 この法律により給付を受くべき者が、故意に給付事由

行うことができる。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の貯金の受入又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付

五 組合員の需要する生活必需物資の買入又は賣却

2 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合において、組合は、共済組合連合会(以下連合会という。)を設立することができる。

3 連合会は法人とする。

第六十四條 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、大蔵大臣の認可を受けて前條に規定する事業を行うため、必要な地に從たる事務所を設けることができる。

3 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるためその組合に対し國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く。)の百分の五に相当する金額を、その拂込があることに、連合会に拂い込まなければならない。

第六十五條 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

一 新制定法

を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当の理由なくして療養に関する指揮に從わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

第六十一條 保健給付、療疾給付又は休業給付の支給に關し必要があるとき認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正当の理由がなくして前項の診断を拒否した場合においては、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第六十二條 遺族給付の支給を受くべき者が、組合員又は組合員であつた者若しくは遺族給付の支給を受ける者を故意に死に致らしめたときは、その者については、その受くべき給付を支給しない。但し、この場合において後順位者があるときはその者に支給する。

第四章 福祉施設

第六十三條 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、左の各号に掲げる福利及び厚生に關する事業を

四 加入及び脱退に關する事項

五 役員に關する事項

六 資産の管理及び会計に關する事項

2 定款は、大蔵大臣の認可を受けなければ、これを変更することができない。

第六十六條 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。

第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第一項及び第四項の規定は、連合会に關して、これを準用する。

第五章 掛金及び國庫負担金

(掛金)

第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給を標準としてこれを算定するものとし、その俸給と掛金との割合は各組合につき、運営規則でこれを定める。

(國庫負担金)

第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

一 保険給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一

二 退職給付、療疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の五十

五 三 組合の事務に要する費用の全額

第二 行政法

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。

第七十條 組合員の俸給支給機関は、毎月俸給支給の際その俸給から運営規則に定める掛金に相当する金額を控除してこれをその所属する組合に拂い込まなければならない。

第六章 共済組合審査会

(審査の請求)

第七十一條 給付に関する決定又は掛金の徴収に対し異議のある者は、直接共済組合審査会(以下審査会という。)に対し、或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもつて審査会に対し審査を請求することができる。

2 前項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査の請求は、決定又は徴収の通知があつた日から六十日以内にこれをなさなければならない。

(審査会)

第七十二條 審査会は、各組合ごとにこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に屬せしめられた事項を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。

2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に屬する。但し、前項但書の規定により、二以上の

3 会長は、第七十一條第一項の規定による請求があつた場合においては、遅滞なく審査会を招集しなければならない。

第七十六條 關係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第七十七條 審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、如何なる關係人に対しても意見を求め、又は審査を請求した者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に關する請求の場合には医師に診断若しくは検案をさせることができる。

第七十八條 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に、これをなさなければならない。

2 審査会の決定の通知は、決定のあつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に対してこれを通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた關係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第七章 雜則

(医療に關する事項)

第八十條 組合は、この法律の医療に關する事項については、随時厚生大臣に連絡をしなければならない。
(船員たる組合員に対する例外)

一 新制定法

組合に一の審査会を置いた場合においては、当該關係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいずれか一人がそれを所轄する。

第七十三條 審査会は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審議会の同意を得なければならない。

3 委員の任期は、三年とする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十四條 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第七十五條 審査会は、会長が委員に対して適当な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各少くとも一人以上出席しなければならない、議事を開き議決をすることができない。

第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という。)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないずれか一つの給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指定する組合の組合員でなかつた船員保険の被保険者であつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する養老年金又は脱退手当金若しくは遺族年金との併給

二 船員として受けるべき船員保険法の規定する養老年金、脱退手当金又は遺族年金と、船員たる組合員でない組合員であつた期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受けるべき給付と、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に指定する給付(失業に關する給付を除く。)とのうち、組合員に有利ないずれか一つを支給するものとする。
(國家公務員法との關係)

第八十四條 この法律は、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二

十号)に定める諸條項にすべての点において従属し、且つ、いかなる点においてもこれに、い触しないものとする。又、従つて、國家公務員法の規定、同法に基く法律、政令又は人事委員会規則が施行せられたときは、これとてい触するこの法律の規定は、その効力を失ふものとする。

附則

(施行期日)

第八十五條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

(地方職員の取扱)

第八十六條 國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所で使用される者は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基いて設けられた組合(以下新組合という)の組合員となる。

2 前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受ける者以外の者に対するこの法律の適用については、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共團體」、第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」、第十九條中「俸給」とあるのは「給與」、第六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「掛金算定の標準となつた給與」及びこの法律で「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所で使用される者」と読み替へるものとする。

3 第一項の組合員に対する給付額算定の基準となすべき給與については、命令で特別の定をなすことができる。

(旧法による共済組合の取扱)

第八十七條 この法律施行の際現に存する従前の法令に基いて組織された共済組合(以下旧組合という)は、命令の定めるところにより、この法律に基いて組織されたものとみなす。但し、命令で指定する旧組合(以下廃止組合という)については、この限りでない。

(旧組合の権利義務の承継)

第八十八條 廃止組合の管理に係る権利義務の承継に関しては、命令で、これを定める。

(旧組合員の取扱)

第八十九條 廃止組合の組合員で、新組合の組合員たる資格を有するものは、この法律施行の日において、その者の所属する各省各廳に設けられた組合の組合員となつたものとみなす。

2 廃止組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合となつたものとみなす。

3 廃止組合以外の旧組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

4 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)及び消防組織法(昭和二十二年法律第二百三十六号)施行の日からこの法律施行の日

ま自治体警察の職員又は自治体消防の職員であつた者は、その職員であつた期間これ 従前の警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)に基いて組織された組合の組合員であつたものとする。

(すでに給付事由の発生している給付の取扱)

第九十條 この法律施行の日前に、すでに給付事由が発生している給付及びこの法律施行の日前に給付の原因たる事故が発生し、この法律施行の日以後にその給付事由が発生した給付については、なお従前の法令の規定により支給する。

(組合員たる期間計算の特例)

第九十一條 この法律施行の際新組合の組合員である者のこの法律施行の日前から引続き旧組合の職員であつた期間(第一條各号の一に該当する職員であつた期間及び恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員又は公務員に準ずべき者であつた期間を除く)は、これを新組合の組合員であつた期間とみなす。

(期間計算の特例に伴う追加費用の負担)

第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫(第八十六條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府縣又は市町村)が、これを負担する。

(施行の現在における貸借対照表)

第九十三條 新組合は、大藏大臣の定めるところにより、この法律施行の日現在における貸借対照表を作成し、これを大藏大臣に提

出しなければならない。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條 第十七條第二号から第四号までに掲げる給付は、恩給法の適用を受ける者及び命令で指定する組合の組合員に対しては、当分の間、これを行わない。

第九十五條 この法律施行の際、現に組合員である者に支給すべき退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條、第四十一條又は第五十條の規定により算定した額よりこの法律施行前の職員であつた期間一年について俸給日額に左の各号に掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

一 退職年金にあつては、二・四五日

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、十日

第九十六條 第九十四條に規定する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

(共済組合連合会の解散)

第九十七條 財團法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定により、連合会が成立した日に解散するものとする。

2 財團法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するもの

第二 行政法

とする。

(審査会の委員の任期に関する特例)

第九十八條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委員は、それぞれ第三條第二項の規定により組合を代表する各省各廳の長が、これを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる勅令は、この法律施行の日に、これを廃止する。

- 鉄道共済組合令(明治四十年勅令第二百二十七号)
- 営林局共済組合令(大正八年勅令第三百六号)
- 警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)
- 生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一十号)
- 刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)
- 政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)
- 印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)
- 專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)
- 造幣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)
- 通信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)
- 郵職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)
- 土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)
- 北海道廳営林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)

別表第一

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	十二年以上	二三〇日
一年以上	二〇日	十一年六月以上	二四五日
一年六月以上	三〇日	十二年以上	二六〇日
二年以上	四〇日	十二年六月以上	二七五日
二年六月以上	五〇日	十三年以上	二九〇日
三年以上	六〇日	一三年六月以上	三〇五日
三年六月以上	七〇日	一四年以上	三二〇日
四年以上	八〇日	一四年六月以上	三三五日
四年六月以上	九〇日	一五年以上	三五〇日
五年以上	一〇〇日	一五年六月以上	三六五日
五年六月以上	一一〇日	一六年以上	三八〇日
六年以上	一二〇日	一六年六月以上	三九五日
六年六月以上	一三〇日	一七年以上	四一〇日
七年以上	一四〇日	一七年六月以上	四二五日
七年六月以上	一五〇日	一八年以上	四四〇日
八年以上	一六〇日	一八年六月以上	四五五日
八年六月以上	一七〇日	一九年以上	四七〇日
九年以上	一八〇日	一九年六月以上	四八五日
九年六月以上	一九〇日		
十年以上	二〇〇日		
十年六月以上	二一五日		

別表第二

癱疾年金を支給すべき程度の癱疾の状態

癱疾の程度	番号	癱疾の状態
一	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	二	そしやく又は言語の機能を癱したものをしやく又は言語の機能を癱したものを
三	三	両腕を腕関節以上にて失つたもの
四	四	両足を足関節以上にて失つたもの
五	五	両腕の用を全癱したもの
六	六	両足の用を全癱したもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各号の外負傷又は疾病に因り癱疾となり高度の精神障害を殘し勤勞能力を喪失したもの
一	一	両眼の視力〇・一以下に減じたもの
二	二	鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
三	三	せき柱に著しい機能障害を殘すもの
四	四	そしやく又は言語の機能に著しい障害を殘すもの
五	五	一手のおや指及びひとさし指を併せて四

一新制定法

級	指以上の失つたもの
六	指以上の失つたもの
七	十指の用を癱したもの
八	一腕の三大関節中二関節の用を癱したもの
九	一足の三大関節中二関節の用を癱したもの
十	一足を足関節以上で失つたもの
十一	十のあしゆびを失つたもの

前各号の外負傷又は疾病に因り癱疾となり精神障害又は身体障害を殘し勤勞能力に高度の制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を癱したものとは指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を殘すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。

第二 行政法

別表第三

金年疾廢		廢疾の程度	月数
一	級	一	五月
二	級	二	四月

別表第四

番号	廢疾の狀態
一	一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく若しくは視野変状を残すもの
三	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廢したものの又はひとさし指を併せて二指の用を廢したものの若しくはおや指及びひとさし指以外の三指の用を廢したものの

九	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十	一足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を廢したものの
十六	前各号の外負傷又は疾病に因り廢疾となり精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものは指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廢したものは第一のあしゆびは末節の半

別表第五

以上、その他のあしゆびは末関節以上を失つたもの又ははしよし関節若しくは第一し関節（第一のあしゆびにあつてはしよし関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月未満	一一〇日	九年 以上	三〇〇日
六月以上	一三〇日	九年六月以上	三一〇日
一年 以上	一四〇日	十年 以上	三二〇日
一年六月以上	一五〇日	十年六月以上	三三〇日
二年 以上	一六〇日	十一年 以上	三三〇日
二年六月以上	一七〇日	十一年六月以上	三六〇日
三年 以上	一八〇日	十二年 以上	三八〇日
三年六月以上	一九〇日	十二年六月以上	三九五〇日
四年 以上	二〇〇日	十三年 以上	四一〇日
四年六月以上	二一〇日	十三年六月以上	四二五〇日
五年 以上	二二〇日	十四年 以上	四四〇日
五年六月以上	二三〇日	十四年六月以上	四五五〇日
六年 以上	二四〇日	十五年 以上	四七〇日
六年六月以上	二五〇日	十五年六月以上	四八五〇日
七年 以上	二六〇日	十六年 以上	五〇〇日
七年六月以上	二七〇日	十六年六月以上	五一五〇日
八年 以上	二八〇日	十七年 以上	五三〇日
八年六月以上	二九〇日	十七年六月以上	五四五〇日

別表第六

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	三月
二 住居及び家財の半分以上が焼失又は滅失したとき	二月
三 住居又は家財の半分程度が焼失又は滅失したとき	一月

◎恩給法臨時特例（昭和二十三年七月二十九日）（内閣総理大臣署名）

恩給法臨時特例

（この法律の目的）

第一條 公務員の給與の変更等に伴う恩給法（大正十二年法律第四十八号）の臨時の特例については、この法律の定めるところによる。

2 國會は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。同法の改正規定並びに同法に基く政令及び人事委員会規則を含む。以下同じ。）の規定がこの法律の規定と矛盾する場合において、その國家公務員法の規定が優先するものであることを、ここに宣言す